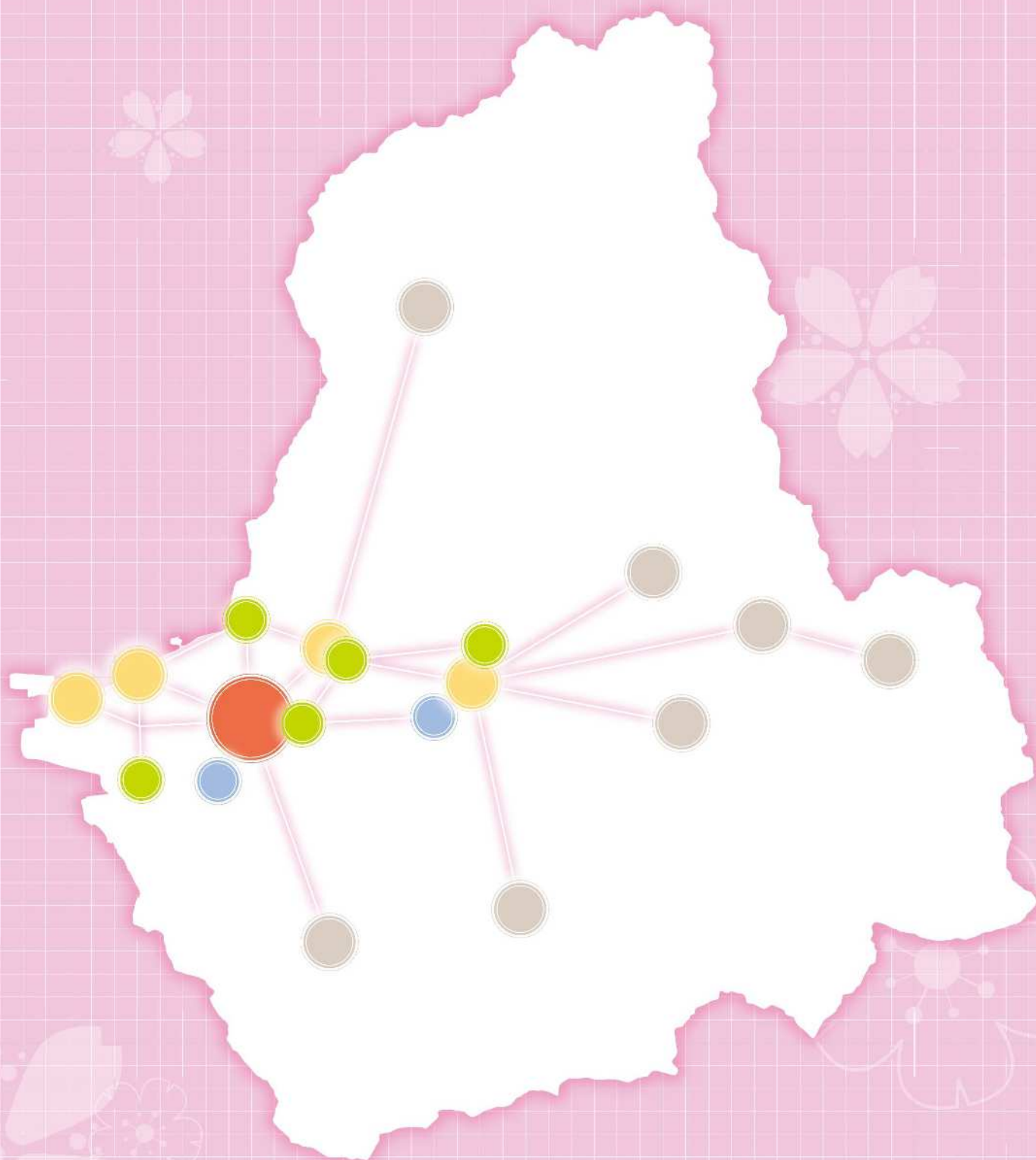


東温市都市計画 マスタープラン

2025 ▶ 2045

TOON CITY PLANNING MASTER PLAN



目次

序章 都市計画マスタープランの改定に当たって	1
1 改定の背景・目的	1
2 都市計画マスタープランの役割	2
3 計画の位置付け	2
4 目標年	3
5 計画対象区域	3
6 都市計画マスタープランの構成	4
7 東温市を取り巻く計画	5
(1) 松山広域に関する計画	5
(2) 東温市の主な計画	7
8 現計画の進捗状況	9
第1章 東温市の現況とまちづくりにおける課題	11
1 東温市の概況	11
(1) 地勢・沿革	11
(2) 松山広域都市計画区域での位置付け	11
(3) 人口・世帯	12
(4) 土地利用	19
(5) 産業	22
(6) 開発・市街地整備	28
(7) 都市施設等	35
(8) 防災	50
(9) 住民意向	57
(10) まちづくりにおける課題への対応	64
第2章 全体構想	65
1 まちづくりの基本理念と将来都市像	65
(1) まちづくりの理念	65
(2) 将来都市像	66
2 将来人口フレーム	66
3 まちづくりの目標	67
(1) SDGs との関連性	71
(2) まちづくりの目標に対応する SDGs の取組一覧	72
4 まちづくりの基本方針	74
(1) まちづくりの方向性	74
(2) 将来都市構造の設定	74

5	分野別の方針	79
(1)	土地利用の方針	79
(2)	都市整備の方針	85
(3)	道路・交通の方針	87
(4)	その他都市施設等の方針	90
(5)	都市環境・都市景観の方針	92
(6)	都市防災の方針	94
第3章	地域別構想	97
1	地域区分の設定	97
2	中央市街地	98
(1)	地域の現状と課題	98
(2)	地域づくりの目標	103
(3)	地域づくりの方針	103
3	西部市街地	107
(1)	地域の現状と課題	107
(2)	地域づくりの目標	112
(3)	地域づくりの方針	112
4	東部市街地	115
(1)	地域の現状と課題	115
(2)	地域づくりの目標	120
(3)	地域づくりの方針	120
5	田園集落共生地	124
(1)	地域の現状と課題	124
(2)	地域づくりの目標	129
(3)	地域づくりの方針	129
6	山間保全地	133
(1)	地域の現状と課題	133
(2)	地域づくりの目標	137
(3)	地域づくりの方針	137
第4章	実現化に向けた取組	140
資料編		資料編-1

序章 都市計画マスタープランの改定に当たって

1 改定の背景・目的

近年、全国的に問題となっている人口減少や少子高齢化は、東温市（以下「本市」という。）でも例外ではありません。

また、市街地の活力低下、自然環境の悪化、自然災害による被害拡大等、本市では、都市が抱える多くの問題が複雑化しています。

さらに、地域の生活利便施設の充実、良好な居住環境の形成、高齢者や子育て世代の住みやすい環境づくり、テレワークを活用した新しい生活様式（ニューノーマル）の確立など、多様化する住民ニーズが存在します。

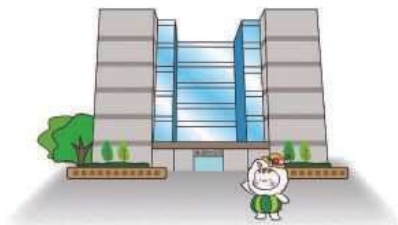
一方で、今後の地方自治体は厳しい財政状況が見込まれており、持続可能な都市経営を行うことが重要な課題となっています。

本市では、平成18（2006）年に「とうおんまちづくりプラン（東温市の都市計画に関する基本的な方針）」（以下「現計画」という。）を策定し、目標年次とした令和7年（2025）年に向けて計画的なまちづくりを進めてきました。

これまでのまちづくりを踏襲しながら、先述した問題の解決策や課題への取組方針の検討、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、改定を行います。

今回の改定に当たっては、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、人口課題だけでなく、本市の魅力である豊かな自然環境の保全について検討します。

そして、次世代に繋ぐ文化・景観等についても考慮するとともに、市民意見のほか、SDGs やスマートシティといった新しい考え方や技術も取り入れながら、将来にわたって、効率よく持続可能なまちづくりを目指すために、まちづくりの将来ビジョンやあるべき姿を示すことを目的とします。



東温市イメージキャラクターいのとん

2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市の将来像や整備方針を示す基本的な方針です。

本市におけるまちづくりの将来ビジョンを確立し、目指すべき市街地像と課題に対応するためには、都市生活、経済活動等を支える諸施設の整備方針を定めるとともに、住民・事業者・行政等がこれらのビジョンを共有し、協働によるまちづくりを進めることが重要です。

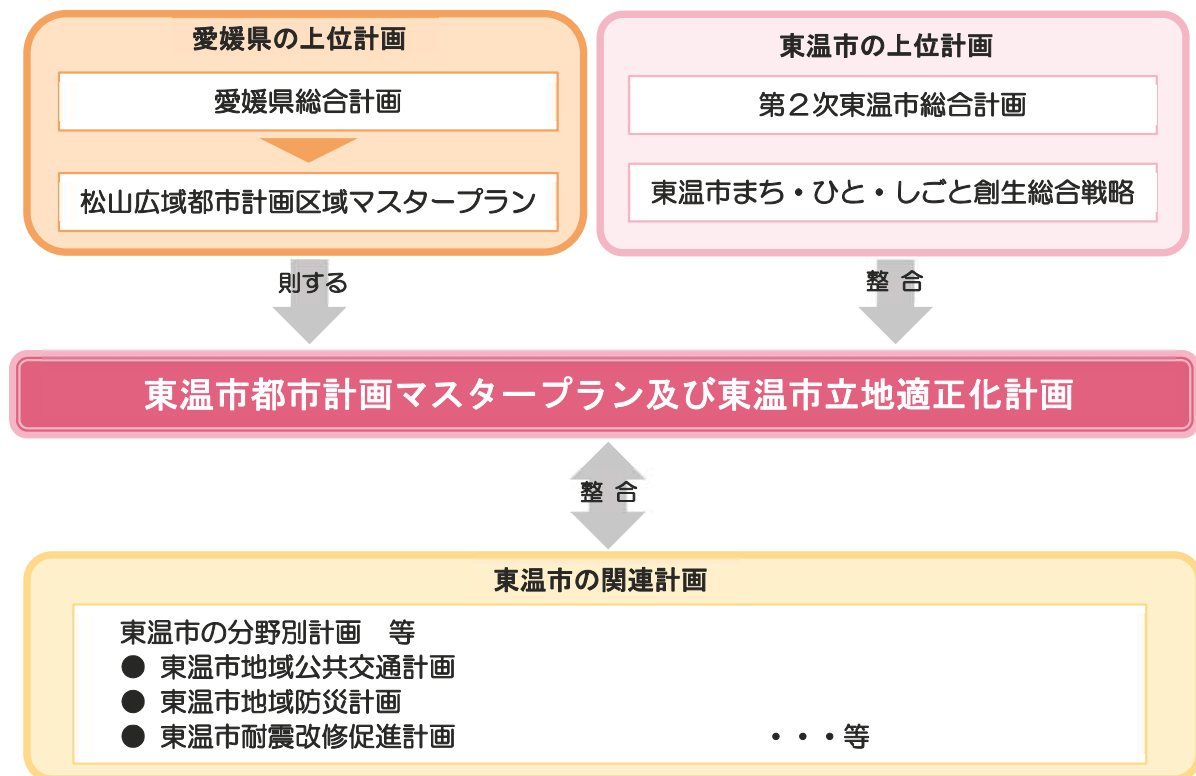
これを実現する手法の1つとして、本計画は都市計画（土地利用にかかわる規制・誘導、都市施設にかかわる事業等）の総合的な指針を示す役割を担っています。

3 計画の位置付け

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置付けられ、愛媛県の都市計画に関する上位計画である、愛媛県総合計画、松山広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（松山広域都市計画区域マスタープラン（令和4（2022）年5月））に則し、第2次東温市総合計画 後期基本計画（令和3（2021）年3月）を含む、現行計画策定以後に策定・改定された本市の関連計画等における事業・施策等との整合を図ります。

また、本計画と合わせて検討が進められている東温市立地適正化計画は、本市の住宅が集積する区域や市街地に必要である都市機能増進施設を定めた区域に緩やかに誘導し、利便性の高いコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実現するための計画で、本計画の一部として位置付けられるものです。

都市計画の総合的な指針である本計画と立地適正化計画で、一体的な方向性を示し、安全・安心で持続可能なまちづくりを進めていきます。



4 目標年

本計画は、長期的な展望として、おおむね 20 年後のまちの将来像を見据えながら、中間期となる 10 年後の道路、公園や市街地等に関する都市計画の方針を示すものとします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直しに応じて、適切な時期に計画内容を変更するなど本計画の見直しを行います。

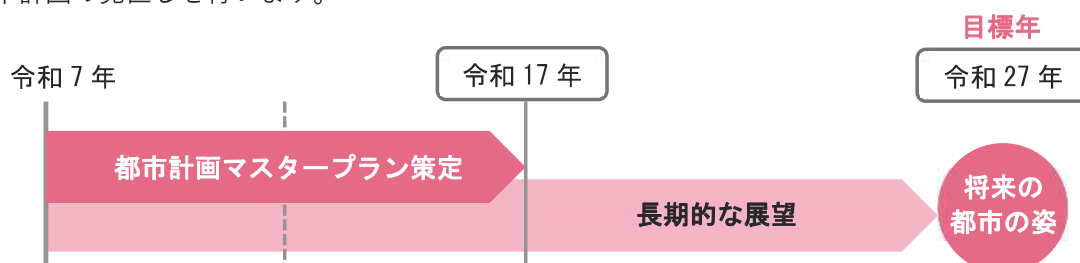


図 目標年

5 計画対象区域

法に基づき都市計画マスタープランを定める範囲は、原則として都市計画区域が対象となります。しかしながら、まちづくりの基本的方針等を定めるに当たり、本市全域でのまちづくりの視点に立ち、風光明媚な自然環境の保全や農林業との調和を図り、バランスのとれた都市機能の配置を考える必要があります。そのため、都市計画区域外の地域（山間保全地エリア等）と本計画で方針等を併せて検討することが適切であると考え、計画対象区域を本市全域とします。



図 計画対象区域図

6 都市計画マスタープランの構成

本計画は、「第1章 東温市の現況とまちづくりにおける課題」で、本市の現況を整理した上で、「第2章 全体構想」では、方針や取組事項を整理した総合的な方針を、「第3章 地域別構想」では、取組事項を整理した地域特性に応じた方針を示し、相互の調整を図ります。そして、「第4章 実現化に向けた取組」で持続可能な将来都市構造を構築するための方法や手段についてまとめます。

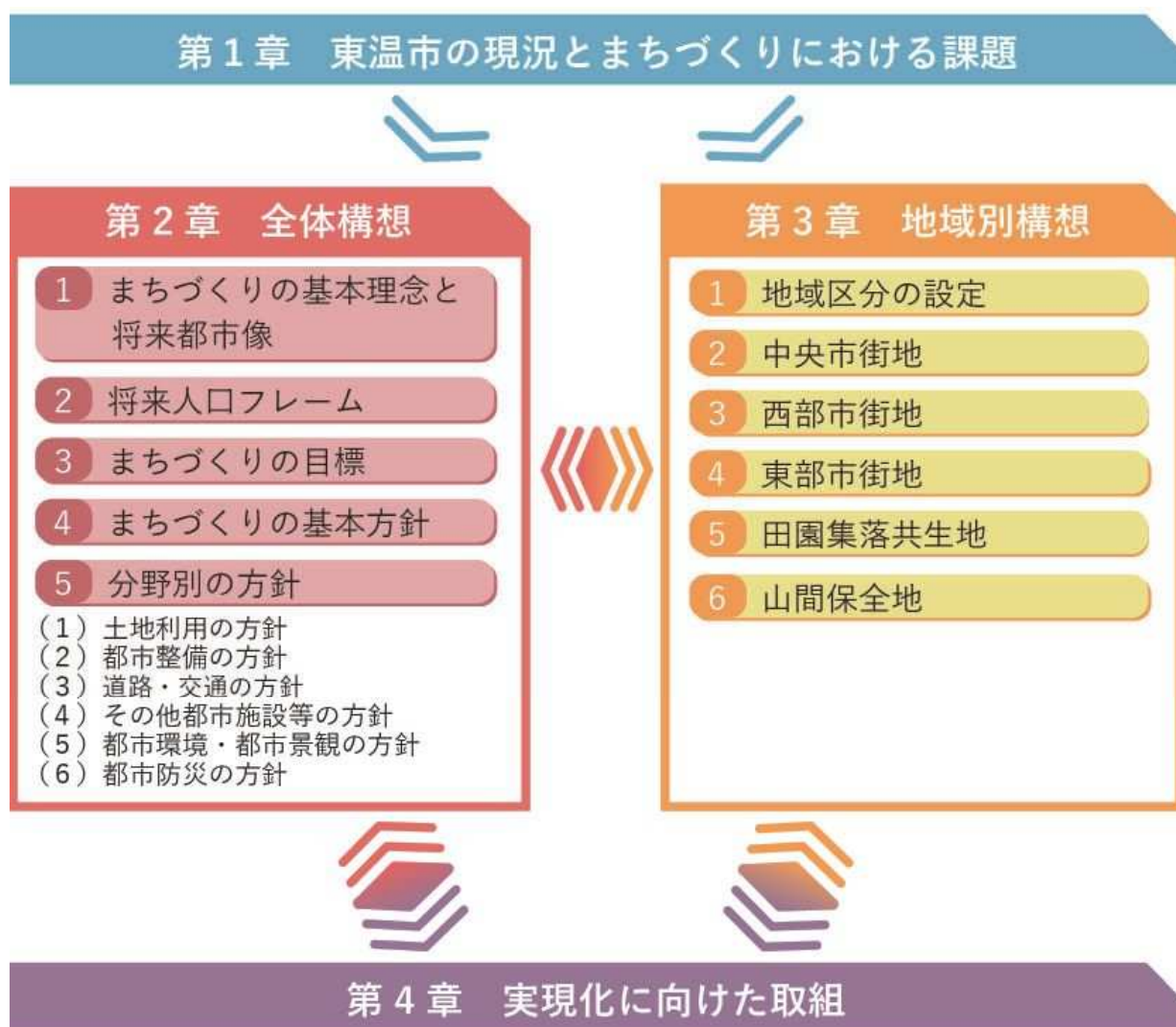


図 都市計画マスタープランの構成

7 東温市を取り巻く計画

本計画を改定するに当たり、愛媛県の上位計画として、令和 22（2040）年頃の目指すべき将来像を示した「愛媛県総合計画」、法に基づき策定した「松山広域都市計画区域マスタープラン」の指針との整合を図ります。

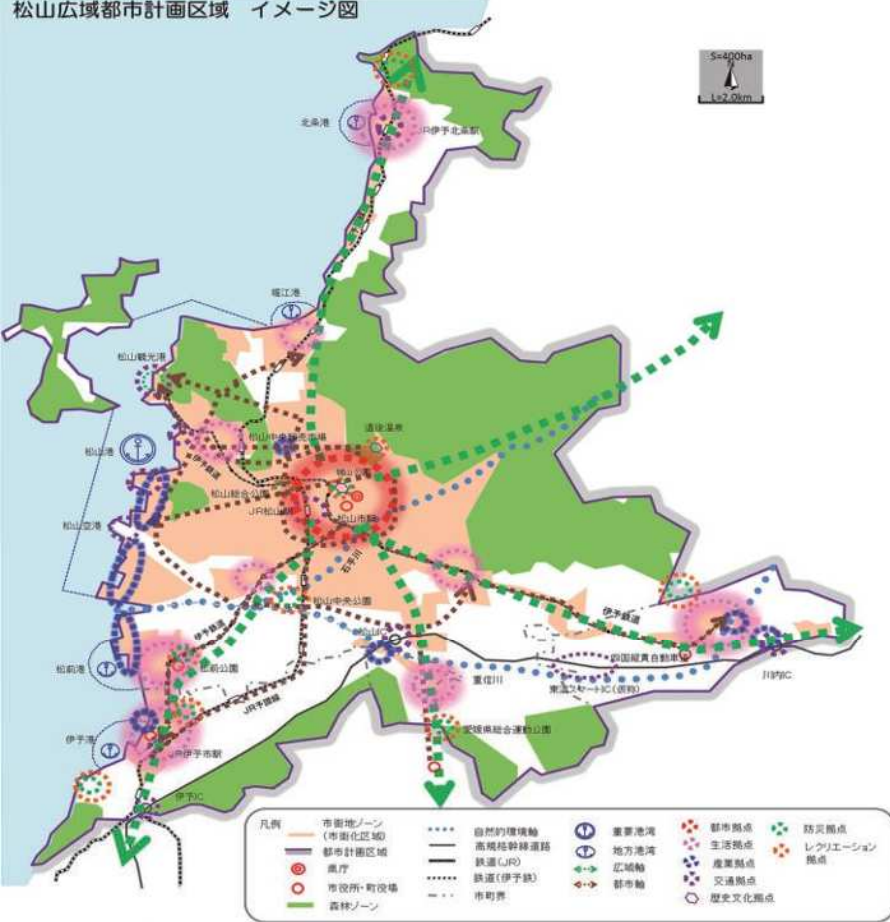
また、本市の主な上位・関連計画として、「第 2 次東温市総合計画」、「東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「東温市立地適正化計画」の指針とも整合を図り、今後のまちづくりにおける具体的な指針を示します。

(1) 松山広域に関する計画

1) 愛媛県総合計画

目標年度	令和 8 年度
基本理念	愛のくに 笑顔（えがお）あふれる愛媛県
目指すべき愛媛の将来像	若者をはじめ、県民誰もが自らの希望を実現でき、安全・安心で豊かな人生を送れる持続可能な愛媛県
愛媛づくりの方向性	人：次世代を育み、誰もが活躍できる愛媛県 経済：“稼ぐ力”を高め、県民所得が向上した愛媛県 暮らし：安全・安心で快適に暮らせる持続可能な愛媛県
基本目標	地域に働く場所をつくる・人を呼び込む 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる 元気で持続可能な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる
関連する政策・施策	■政策：人を惹きつける住み続けたい愛媛づくり 施策「愛媛ファンづくりと移住促進」 施策「魅力ある地域の基盤づくりと地域への定着の推進」 ■政策：地域の稼ぐ力と県民所得の向上 施策「製造業・サービス産業の成長促進と新企業の誘致」 ■政策：地域の都市機能の維持・最適化 施策「暮らしを支える地域交通の維持と基盤整備」 施策「公共施設の適切なマネジメント」 施策「住民の暮らしを便利にするスマート行政の実現（DX）」 ■政策：リスクから県民の命を守る安全・安心な生活基盤の充実 施策「大規模災害に備えたまちづくり」 施策「交通安全対策の推進」 ■政策：環境を守り自然と共生する社会の実現 施策「自然との共生」

2) 松山広域都市計画区域マスタープラン

目標年度	令和 17 年（2035）年
まちづくりの方針	■中国・四国地方の中核にふさわしい中心市街地を核とした集約型のまちづくりを支える秩序ある土地利用形成 ■陸・海・空を連動させた総合交通体系の確立と持続可能な都市施設の整備・再編 ■陸の玄関口である JR 松山駅周辺をはじめ、公共交通の利便性を活かした市街地整備の推進 ■道後温泉に代表される歴史的・文化的観光資源の活用や自然的環境と調和した都市空間の形成 ■災害に強いまちづくりの推進
拠点・ゾーン・軸 (本計画に関する施策)	■日常生活に必要な都市機能を集約する生活拠点 ■活力を支え中心となる産業拠点 ■人・物・情報の交流・連携の中心となる交通拠点 ■生活に潤いを与える自然的環境軸 ■骨格となる交通軸
地域毎の市街地像	松山広域都市計画区域 イメージ図  上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

(2) 東温市の主な計画

1) 第2次東温市総合計画

目標年度	令和7(2025)年度
将来像	小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市 TO the future ON the town ～未来へ歩もう このまちで～
政策・施策内容 (本計画に関する施策)	■政策 生涯健康づくりの推進 (施策例：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進) ■政策 安全・安心な都市基盤の整備 (施策例：適正な土地利用の推進、安心して暮らせる市街地の整備、市内道路網の整備促進など) ■政策 良好な住環境づくりの推進 (施策例：良好な住環境の形成、住宅の整備など) ■政策 環境施策の総合的推進 (施策例：「環境先進地 東温」づくりの総合的推進、自然環境の保全など) ■政策 上下水道等の整備 (施策例：水道施設の整備、水質管理体制の強化など) ■政策 消防体制と防災・減災対策の充実 (施策例：総合的な防災・減災対策の充実、治山・治水対策、市街地浸水対策の推進など) ■政策 防犯・消費生活・交通安全対策の充実 (施策例：防犯灯の設置促進、交通安全施設等の整備など) ■政策 農林業の振興 (施策例：農業振興施策の総合的推進、農業生産基盤の充実など) ■政策 商工業の振興 (施策例：商業機能等の強化、愛媛大学医学部を核とした全学部と市内企業との連携など) ■政策 観光・物産の振興 (施策例：市内観光ルートの開発、物産の振興) ■政策 雇用・勤労者福祉の充実 (施策例：企業誘致・留置の推進) ■政策 文化・スポーツの推進 (施策例：地域文化の継承・発展と文化財の保存・活用、スポーツ活動の充実・促進) ■政策 地域コミュニティの育成 (施策例：コミュニティ施設の整備充実)

2) 東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標年度	令和 7（2025）年度
基本目標	■誰もが安心して働ける、多様で魅力的なしごとの場をつくる ■住みよさを全国に広くアピールし、新しい人の流れをつくる ■出会い、子どもを産み、育てていく希望がかなうまちをつくる ■安心して生涯暮らせる、夢の持てる地域社会をつくる
施策内容 (本計画に関する施策)	○工業団地の造成 ○スマートインターチェンジの整備 ○企業誘致（立地）の推進 ○東温市さくらの湯観光物産センターを核とした東温市観光物産協会の機能強化 ○定住・起業に向けた住宅等の取得支援 ○自然・歴史文化資源の観光活用 ○タウンミーティングの開催 ○横河原商店街活性化の支援 ○都市計画マスタープランと農業振興地域整備計画の一体的な見直し ○松山圏域連携中核都市圏の推進

3) 東温市立地適正化計画

目標年次	令和 27（2045）年
将来像	幸せな未来をともに、人と地域が紡ぐ拠点 持続可能なコンパクト City Toon
基本方針	安心・安全に暮らせる居住環境の確保 各拠点の役割に応じた都市機能の充実 交通環境の維持・向上による移動手段の確保
誘導施策	■良好な住環境・景観の形成、空家等対策・利活用、防災への取組強化 ■既存の公共施設利活用と新たな施設誘致の促進によるにぎわい空間の創出、市街化区域への編入を含む、需要に応じた産業、観光拠点の拡大、都市再生整備計画事業の実施 ■鉄道駅周辺・バス沿線周辺で居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定、デマンドタクシーの導入やバス路線の再編など公共交通の利便性の向上、地域公共交通計画に基づく各施策の実施
目標値	○居住誘導区域人口（人） 「令和 27（2045）年時点で 13,547 人」 ○居住誘導区域人口密度（人/ha） 「令和 27（2045）年時点で 40.0 人/ha」 ○誘導施設の施設数 「令和 27（2045）年時点で 24 施設（現状維持）」 ○市民一人あたりの公共交通（鉄道）利用回数（回/人） 「令和 27（2045）年時点で 55.2 回/人（現状維持）」
期待される効果	○定住意向（住み続けたい）の割合向上 「令和 27（2045）年時点で 95.0%」

8 現計画の進捗状況

現計画で方針として示された土地利用に関する事業の進捗状況は、以下のとおりです。

なお、未実施（検討中）及び再検討としている事業については、本計画において適切な見直しを行い、社会情勢に適した形での取組を進めていきます。

また、用途地域の変更については、本市の経済活動等の活性化に資する点を考慮しながら、適切な変更を検討しています。

表 事業別進捗状況

主な検討事業	実施状況	今後の方向性	地域別構想での位置付け
	令和 6(2024)年度		
田窪西地区土地区画整理事業	社会情勢等を踏まえ再検討	都市的整備以外（ほ場整備事業等）での整備を検討	【地域別構想】 3.西部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
志津川地区土地区画整理事業	完了	良好なまちなみ景観を保全	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 4)都市環境・景観の方針
見奈良駅西地区土地区画整理事業	未実施 (検討中)	都市拠点として都市的機能の適切な配置を検討	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 2)都市整備の方針
見奈良駅東地区土地区画整理事業	社会情勢等を踏まえ断念	地域全体として住居系土地利用を再検討	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
田窪地区工業団地造成事業	完了	産業系土地利用の推進	【地域別構想】 5.田園集落共生地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針 2)都市整備の方針
下林地区住宅団地造成事業	未実施 (検討中)	コミュニティを維持するための整備を検討	【地域別構想】 5.田園集落共生地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
川内 IC 地区工業団地造成事業	実施中	産業系土地利用の推進	【地域別構想】 5.田園集落共生地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
北方地区土地区画整理事業	再検討	産業系土地利用の推進	【地域別構想】 4.東部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針 2)都市整備の方針
南方地区土地区画整理事業	再検討	産業系土地利用の推進	【地域別構想】 4.東部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針

表 用途変更進捗状況

用途変更 検討地区	区域区分の変遷		変更年度	今後の方向性	地域別構想での 位置付け
	平成 17 (2005)年度	令和 6 (2024)年度			
野田南 地区	市街化調整 区域	近隣商業地 域	平成 28 (2016)年度	生活利便施設等 の充実	【地域別構想】 3.西部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針 2)都市整備の方針
志津川 地区	市街化調整 区域	第二種中高 層住居専用 地域	平成 24 (2012)年度	良好なまちなみ 景観を保全	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 4)都市環境・景観の方針
見奈良駅西 地区	市街化調整 区域	市街化調整 区域	—	市街化区域への 編入を行い、都 市的機能の適切 な配置	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針 2)都市整備の方針
見奈良駅東 地区	市街化調整 区域	準工業地域	平成 28 (2016)年度	住居系土地利用 を推進	【地域別構想】 2.中央市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
川内工業団 地南地区	市街化調整 区域	準工業地域	平成 28 (2016)年度	産業系土地利用 の推進	【地域別構想】 4.東部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針
北方地区	市街化調整 区域	市街化調整 区域	—	産業系土地利用 の推進	【地域別構想】 4.東部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針 2)都市整備の方針
南方地区	市街化調整 区域	市街化調整 区域	—	産業系土地利用 の推進	【地域別構想】 4.東部市街地 (3)地域づくりの方針 1)土地利用の方針

第1章 東温市の現況とまちづくりにおける課題

1 東温市の概況

(1) 地勢・沿革

本市は、平成16（2004）年9月21日に温泉郡重信町と同川内町が合併し誕生しました。

面積は211.30km²、愛媛県のほぼ中央部の松山平野の東部に位置し、県都松山市に隣接する都市近郊型の田園都市です。

水と緑の豊かな自然に恵まれ、古くから交通の要衝として開け、現在では、国道11号や県道などの幹線道路や高速道路インターチェンジ等の整備が進んだことによる交通アクセスの良さから、基幹的な総合病院等の立地をはじめ、大型商業施設、観光施設が進出するなど、多くの人が集まる自治体の垣根を超えた交流の拠点になっています。

令和2（2020）年度の気象状況は、平均気温は15.4℃、年間降水量は1,432mmと、四季が明瞭で比較的温暖な地域です。

自然環境としては、東部には石鎚山脈、南部には皿ヶ嶺連峰、北部には高縄山塊を臨み、三方の山間部から西部の松山平野に向かって広がる扇状地等から形成されています。

また、中央部を流れる重信川をはじめ、これに合流する表川や東部の山間部を流れる滑川など、多くの河川が流れ、風光明媚な景勝地を形成するほか、緑豊かな山々には多くの滝もあり、自然に恵まれた地勢を有しています。

このように、本市は豊かな自然環境に囲まれ、趣ある住宅地が集積するまちなみが形成された都市です。

(2) 松山広域都市計画区域での位置付け

愛媛県では、11市6町が14都市計画区域として指定され、本市は松山広域都市計画区域に位置しています。



図 松山広域都市計画区域

出典：松山広域都市計画区域マスタープラン（愛媛県）

(3) 人口・世帯

1) 人口・世帯の推移

本市の令和2（2020）年10月1日の現在の人口は33,903人、世帯数は14,331世帯です。

人口は、昭和55（1980）年から平成12（2000）年にかけて、用途地域の変更、土地区画整理事業の実施、国道11号の整備等により増加傾向にありましたが、平成17（2005）年をピークに減少傾向に転じています。

その一方、世帯数は緩やかに増加が続いており、少子高齢化と共に核家族化が進んでいることがうかがえます。

年齢別人口（3階級別）については、平成12（2000）年に最も多かった45～54歳が、令和2（2020）年の20年後、65～74歳となり、生産年齢人口の割合が減少する傾向となっています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、今後20年間は更に65歳以上（老年人口）が増え続ける一方で15歳未満（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）が減少し続け、少子高齢化が進行していくと見込まれています。

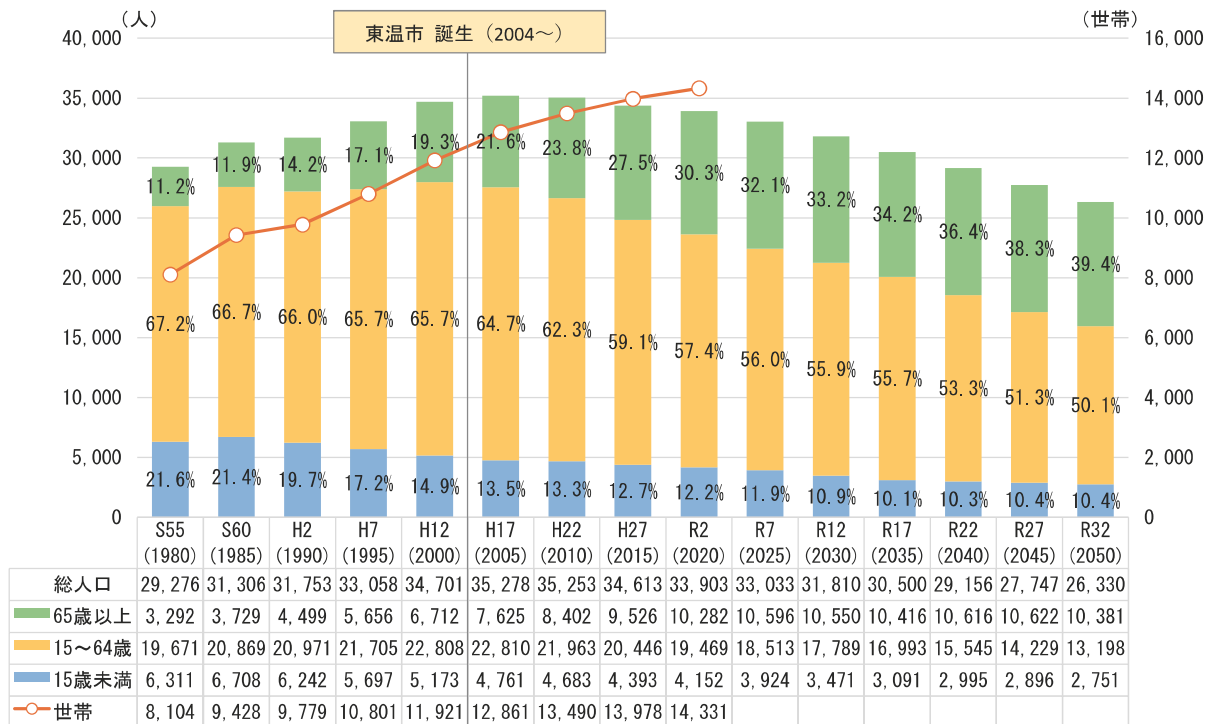
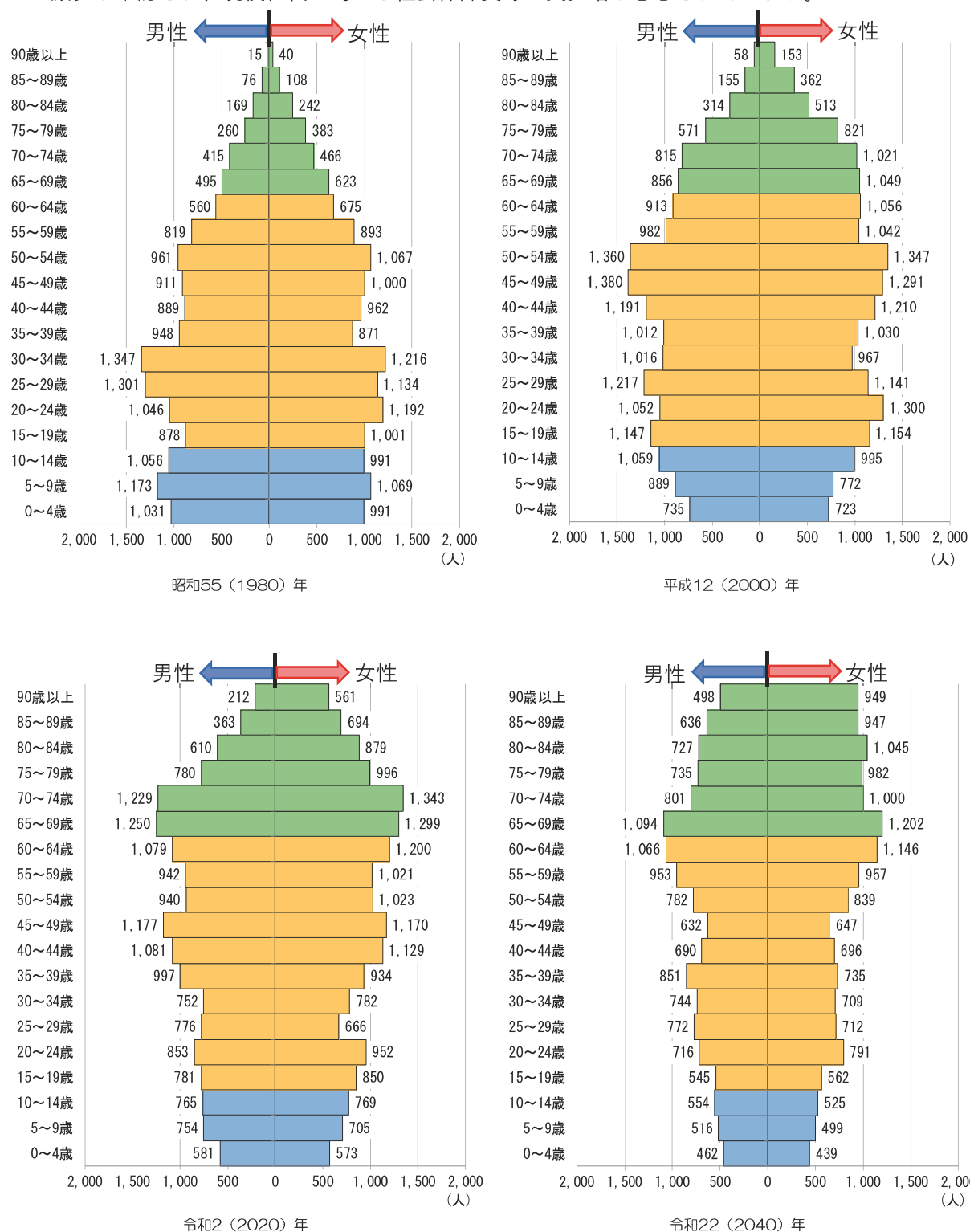


図 人口・世帯の推移

出典：R2 国勢調査（総務省）及び国立社会保障・人口問題研究所推計（2023）

国勢調査結果及び社人研推計結果を20年ごとの推移で表すと、昭和55(1980)年のピラミッド型から、令和2(2020)年では、つぼ型に変化しています。さらに令和22(2040)年の推計では、若年層の減少が確認され、現役世代に対する社会保障費等の負担増が懸念されています。



2) 将来人口分布

生活利便施設や公共交通機関が維持できる目安とされている人口密度 40 人/ha の分布を確認すると、令和 2 (2020) 年では市街化区域及び周辺の既存集落の多くがこれを上回っていますが、令和 22 (2040) 年の推計値では、市街化区域以外の集落及び市街化区域内の外縁部で、40 人/ha 未満となり、生活に必要な社会基盤を維持することに懸念が生じる結果となっています。

なお、一部市街化区域においても、田窪駅の北側や横河原駅の東側においては、人口密度の低下が想定されています。

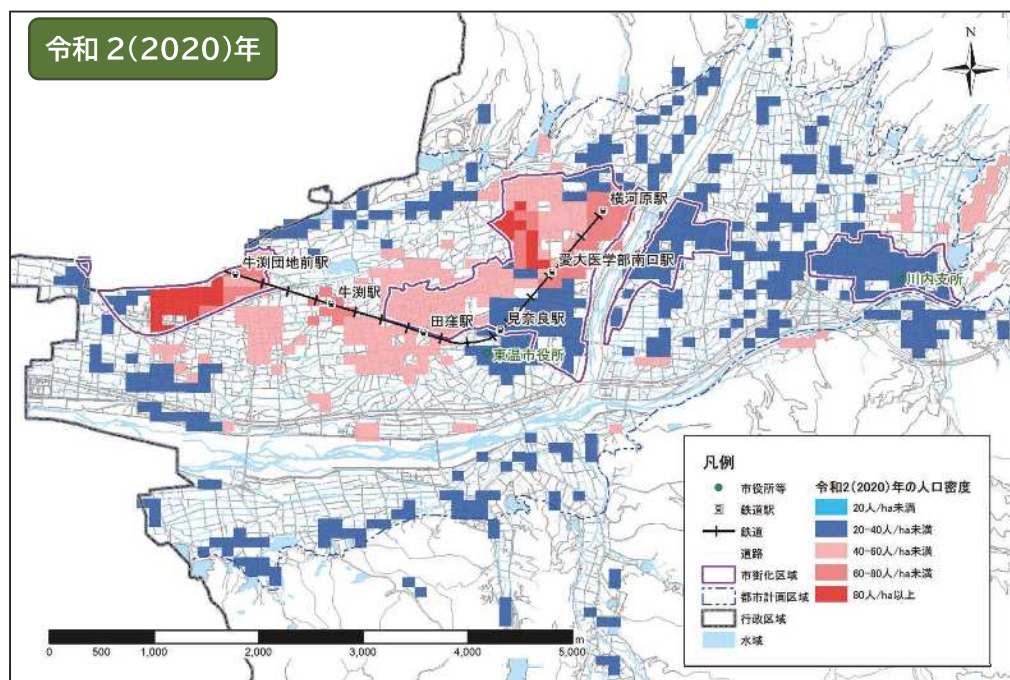


図 令和 2 (2020) 年の人口分布

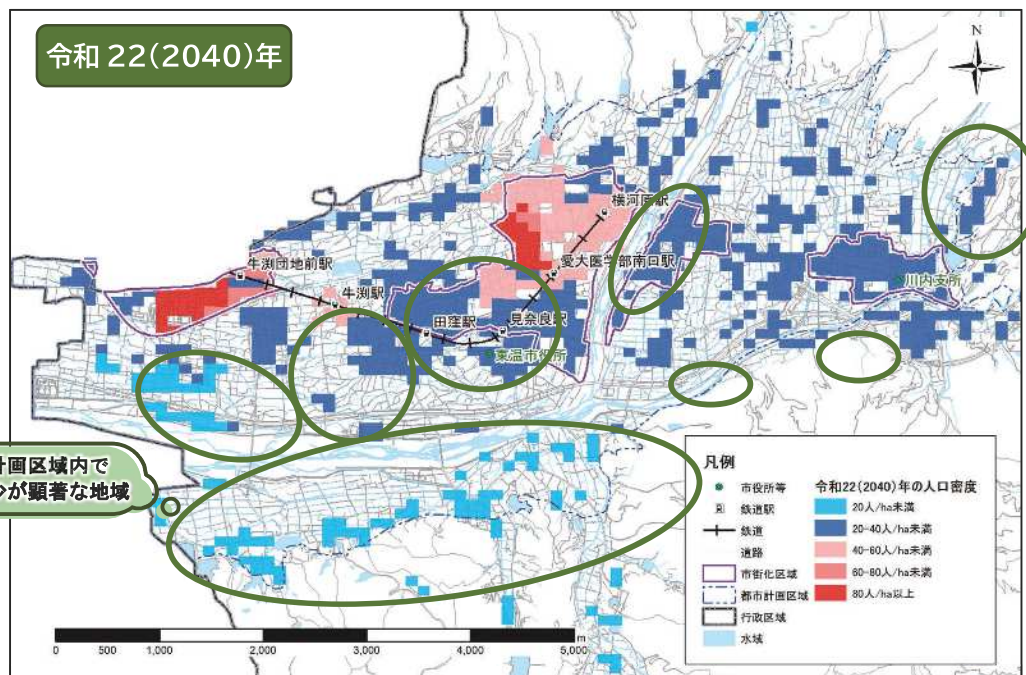


図 令和 22 (2040) 年の人口分布

3) DID 地区の変遷

令和2年(2020)年におけるDID地区の変遷は、縮小している地域が一部確認できるものの、拡大傾向にあります。

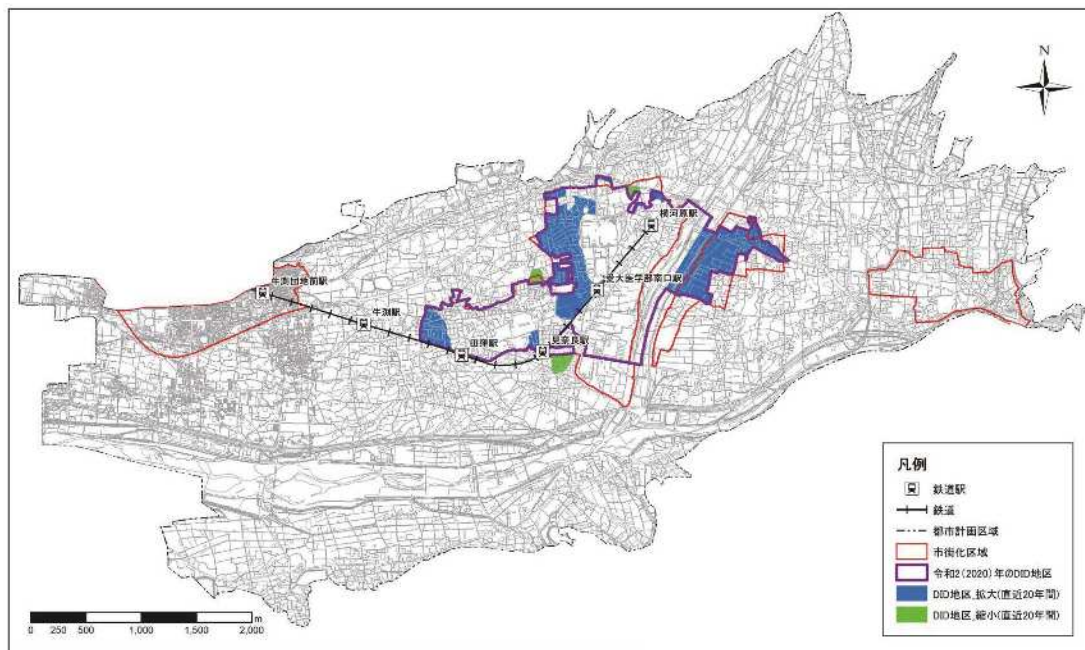


図 DID 地区の変遷

出典：東温市都市計画基礎調査「令和2年1月」(東温市)

4) 人口動態の推移

自然増減(出生-死亡)は、死亡数が出生数を上回り、少子化による自然減が毎年拡大しています。社会増減(転入-転出)では、転入・転出者の傾向が一定ではなく、その年ごとの様々な要因により増減が繰り返されています。

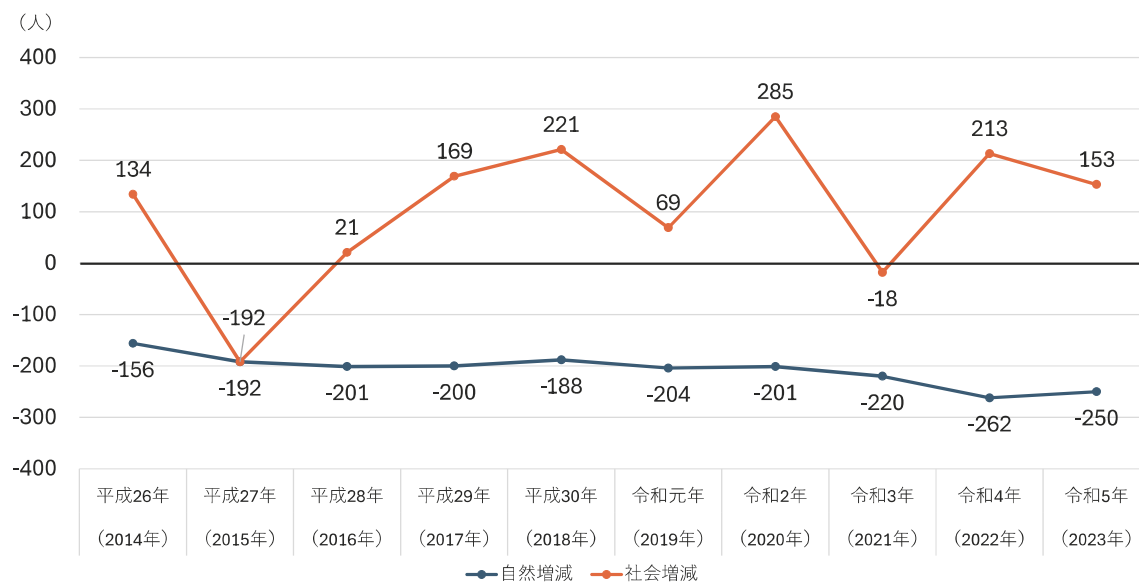


図 人口動態(自然動態・社会動態)の推移

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

30歳代（30～39歳）における人口増減（自然増減＋社会増減）をみると、平成23(2011)年以降は減少傾向を示しており、平成30(2018)年には減少幅が縮小したものの、令和2(2020)年には減少幅が拡大しています。

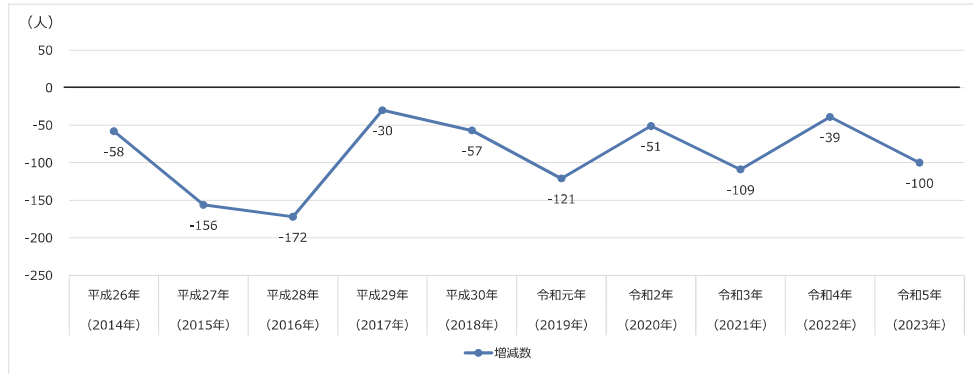


図 30歳代の人口増減（自然動態＋社会動態）の推移

出典：住民基本台帳に基づく人口（総務省）

5) 流入・流出人口の把握

4) 人口動態の推移とは異なり、昼夜間人口比率では、平成17(2005)年以降、100%を超えており、他市町から東温市への通勤・通学が多いことから、近隣市町の就業地となっている一面がうかがえます。

令和2(2020)年度では、流入人口が流出人口を上回っており、通勤・通学に伴い本市には、1,722人の流入超過となっています。

流出、流入人口ともに松山市が最も多く、次いで砥部町となっています。



図 流入・流出人口

出典：令和2年度国勢調査（総務省）

※昼夜間人口比率

昼間人口（夜間人口（国勢調査）から他市町へ通勤・通学している人口（流出人口）を引き、他市町から通勤・通学している人口（流入人口）を足した数÷夜間人口で算出する。

※従業地不詳等の数値があるため、みための計算上では上記の数値とは合わない。

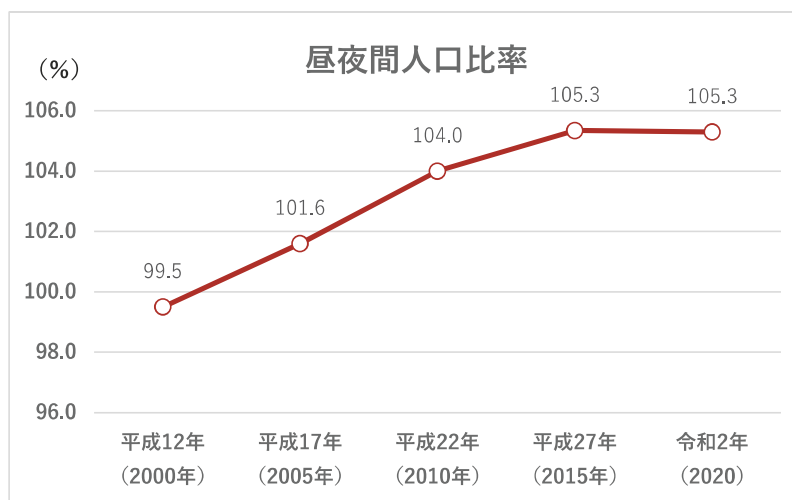


図 令和 22 (2040) 年の人口分布

出典：国勢調査（総務省）

※平成 12 年の昼夜間人口比率は、旧重信町と旧川内町の平均値となっています。

6) 人口・世帯の傾向分析

平成 22 (2010) 年から緩やかな人口減少に転じています。また、64 歳以下（年少人口と生産年齢人口）の人口が減少、65 歳以上（老年人口）の人口が増加傾向であるため、超高齢社会を見据えた持続可能なまちの形成を考えていく必要があります。

人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化は、生活環境等に大きな影響を及ぼす可能性があります。例えば、人口規模が縮小することで、税収減による公共サービスの低下、生活サービス施設（商業・医療・福祉）等の撤退、公共交通の縮小など、日々の生活が不便になることが想定されます。

このため、長期的な視点で課題等を整理し、行政と住民が共有して、都市計画マスタープラン等による持続可能なまちづくりの構想を検討することが必要となります。

7) 人流傾向

Wi-Fi 電波を活用し、携帯等の機器をカウントする人流ビックデータによるサンプル調査結果を用いて、本市内の主要な施設の利用者属性等の傾向を把握し、今後のまちづくりを検討する上での1つの資料とします。

各施設の人流動向の傾向を以下に示します。

表 各施設の人流動向

施設名	傾向
東温市役所	東温市に関わる各種手続きを総括している東温市役所は、東温市に在住の利用者だけでなく、隣接市町に在住の利用者も訪れている傾向にあります。
川内支所	東温市に関わる各種手続きのために利用する人が多いことが想定されますが、東温市の身近な窓口としての役割を担っていることから、東温市に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。
東温市総合公園	東温市に立地しているものの、隣接市町に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。要因の1つとして、松山市に隣接していることが考えられます。
愛大医学部	東温市の中核を担う医療施設として、東温市に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。
愛媛医療センター	松山医療圏域における二次救急医療病院の1つであることから東温市だけでなく、隣接市町にとっても重要な施設であることが考えられます。そのため、在住者の割合も隣接市町に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。
川内工業団地	就業地である川内工業団地は、東温市に在住の利用者の割合が約55%ですが、残りの45%は東温市外に在住の利用者であることから、東温市以外の就業地としての機能も担っていると考えられます。
野田商業施設 (フジグラン重信周辺)	東温市に立地しているものの、隣接市町に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。要因の1つとして、松山市に隣接していることと国道11号沿線であることから広域的な利用者が多いことが考えられます。
見奈良商業施設 (坊っちゃん劇場周辺)	温泉施設や坊っちゃん劇場などの交流施設が集約しているエリアですが、野田商業施設に比べると市内在住者の割合がやや多い傾向にあります。これは、日常的に地域の住民が利用するスーパーの影響もあるものと考えられます。 市外在住者への認知度を上げることにより、更なる集客が見込めるものと考えられます。
横河原駅周辺	東温市に在住の利用者の割合が85%と非常に高い傾向にあります。 公共交通結節点でもあり、市の東部エリアからの通勤、通学での利用が多いことが想定されます。
牛湫団地駅前周辺	横河原駅と同様に東温市に在住の利用者の割合が高い傾向にあります。ただし、松山市に隣接しているため、松山市在住の利用者も多いことが考えられ、近隣市町の割合は、横河原駅よりも高い傾向にあります。
ふるさと交流館 (さくらの湯)	市有のレクリエーション・観光施設を中心とした商業施設のあるエリアで、市東部の郊外にあることから、市内在住者の利用が多い傾向にあります。 市外在住者への認知度を上げることにより、更なる集客が見込めるものと考えられます。

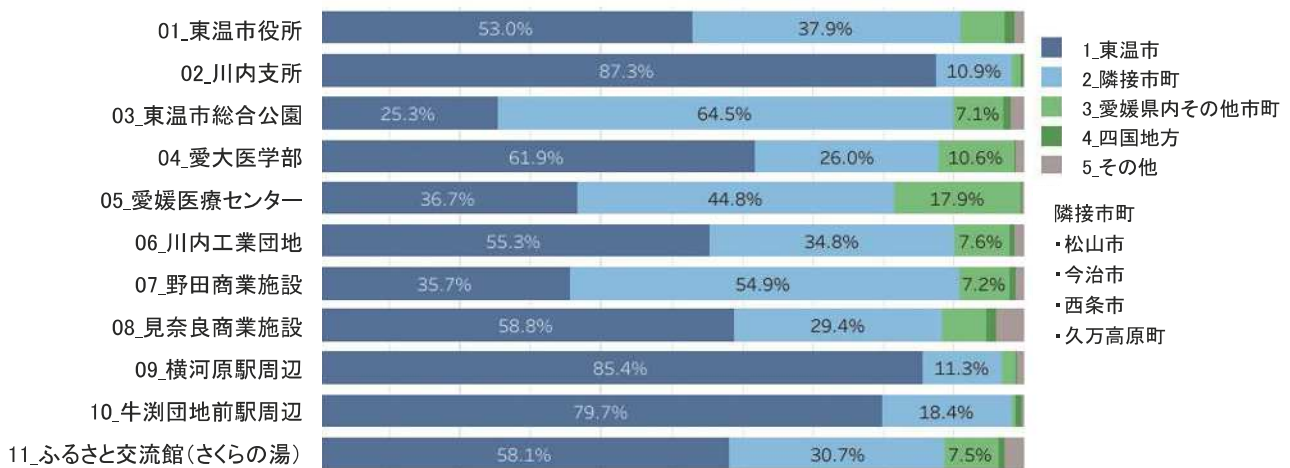


図 各施設周辺訪問者の居住地割合

出典：東温市資料「都市空間情報デジタル基盤整備委託業務 R6.5」（東温市）

(4) 土地利用

1) 土地利用の状況

令和元(2019)年度における都市計画区域内の土地利用の面積割合は、都市的土地利用が約45.15%、自然的土地利用が約54.85%となっています。

市街化区域での面積割合は、都市的土地利用が約91.99%、自然的土地利用が約8.00%となっています。

また、市街化調整区域での面積割合は、都市的土地利用が約35.63%、自然的土地利用が約64.37%となっており、一定規模の集落地が存在していることがうかがえます。

本市は市街化区域を中心とした市街地が3つ(西部市街地・中央市街地・東部市街地)に分離した都市構造で形成しており、幹線道路・公共交通とのネットワークで各市街地の他、市内外の地域と連携しています。

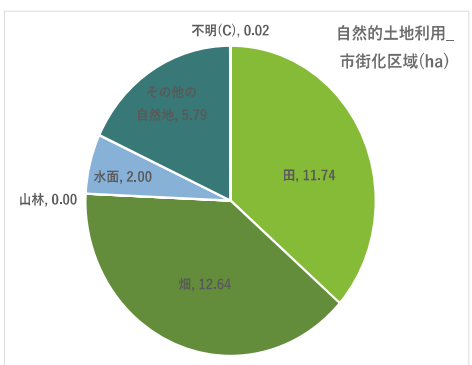
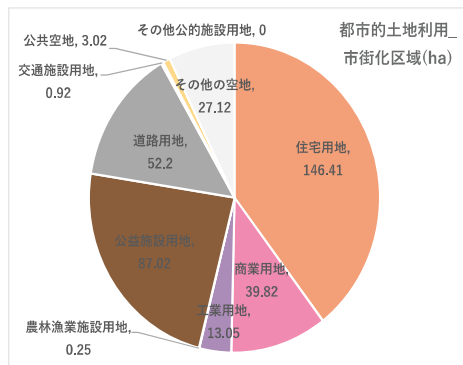
表 土地利用の状況

用途 区域区分		都市的土地利用(A)									
		宅地			農林漁業 施設用地	公益施設 用地	道路用地	交通施設 用地	公共空地	その他の公 施設用地	その他の 空地
住宅用地	商業用地	工業用地									
都市計画区域(ha)		348.76	78.23	44.2	34.91	139.07	287.87	4.66	42.41	13.17	81.33
市街化区域(ha)		146.41	39.82	13.05	0.25	87.02	52.20	0.92	3.02	0.00	27.12
市街化調整区域(ha)		202.35	38.41	31.15	34.66	52.05	235.67	3.74	39.39	13.17	54.21

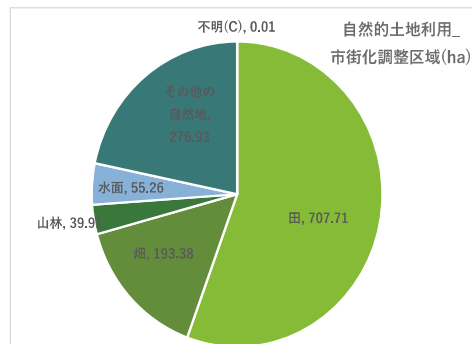
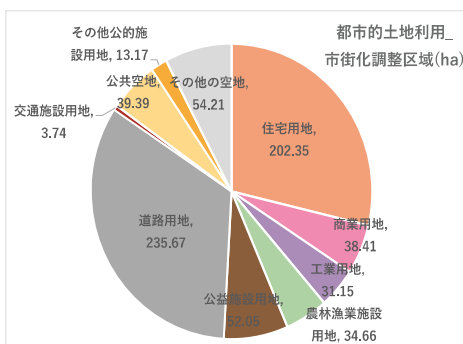
用途 区域区分		自然的土地利用(B)					不明(C)
		農地		山林	水面	その他の 自然地	
		田	畑				
都市計画区域(ha)		719.45	206.02	39.91	57.26	282.72	0.03
市街化区域(ha)		11.74	12.64	0.00	2.00	5.79	0.02
市街化調整区域(ha)		707.71	193.38	39.91	55.26	276.93	0.01

用途 区域区分		都市的土地利用(A)		自然的土地利用(B)		不明(C)		合計(A+B+C)	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
都市計画区域(ha.%)		1074.61	45.15%	1305.36	54.85%	0.03	0.00%	2380.00	100%
市街化区域(ha.%)		369.81	91.99%	32.17	8.00%	0.02	0.00%	402.00	100%
市街化調整区域(ha.%)		704.8	35.63%	1273.19	64.37%	0.01	0.00%	1978.00	100%

市街化区域



市街化調整区域



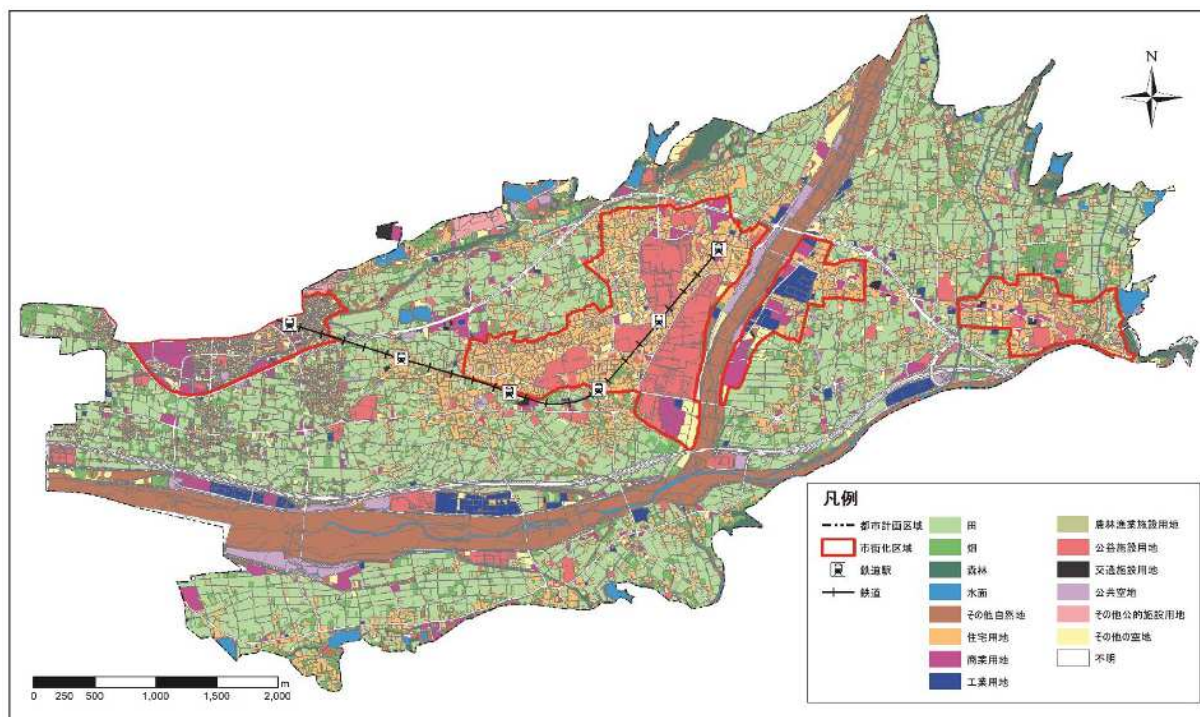


図 土地利用状況図

出典：東温市都市計画基礎調査「令和2年1月」（東温市）

2) 区域区分の経緯

本市では、行政区域（東温市全域 21,130ha）のうち、都市計画区域が 2,380ha（市街化区域 402ha、市街化調整区域 1,978ha）となっています。

また、用途地域の指定状況（最終指定：平成 28（2016）年 5 月 31 日）を見ると、住居系用途が 307.5ha、商業系用途が 36.8ha、工業系用途が 57.7ha となっています。

表 区域区分の経緯

区域区分(ha)/指定年月日	平成 24（2012）年 8 月 24 日	平成 27（2015）年 4 月 1 日	平成 28（2016）年 5 月 31 日
行政区域	21,145.0 (100%)	21,130.0 (100%)	21,130.0 (100%)
都市計画区域外	18,765.0 (88.7%)	18,750.0 (88.7%)	18,750.0 (88.7%)
都市計画区域	2,380.0 (11.3%)	2,380.0 (11.3%)	2,380.0 (11.3%)
うち市街化区域	373.7 (15.7%)	373.7 (15.7%)	402.0 (16.9%)
用途地域			
住居系	311.0 (83.2%)	311.0 (83.2%)	307.5 (76.5%)
商業系	30.5 (8.2%)	30.5 (8.2%)	36.8 (9.2%)
工業系	32.2 (8.6%)	32.2 (8.6%)	57.7 (14.3%)
うち市街化調整区域	2,006.3 (84.3%)	2,006.3 (84.3%)	1,978.0 (83.1%)

出典：令和3年度版東温市統計書（東温市）

区域区分の分布状況を見ると、3つの市街地は住居系用途が中心であり、重信川沿い及び国道11号沿線に工業系・商業系用途を配置し、適切に住工分離がなされた用途地域となっています。

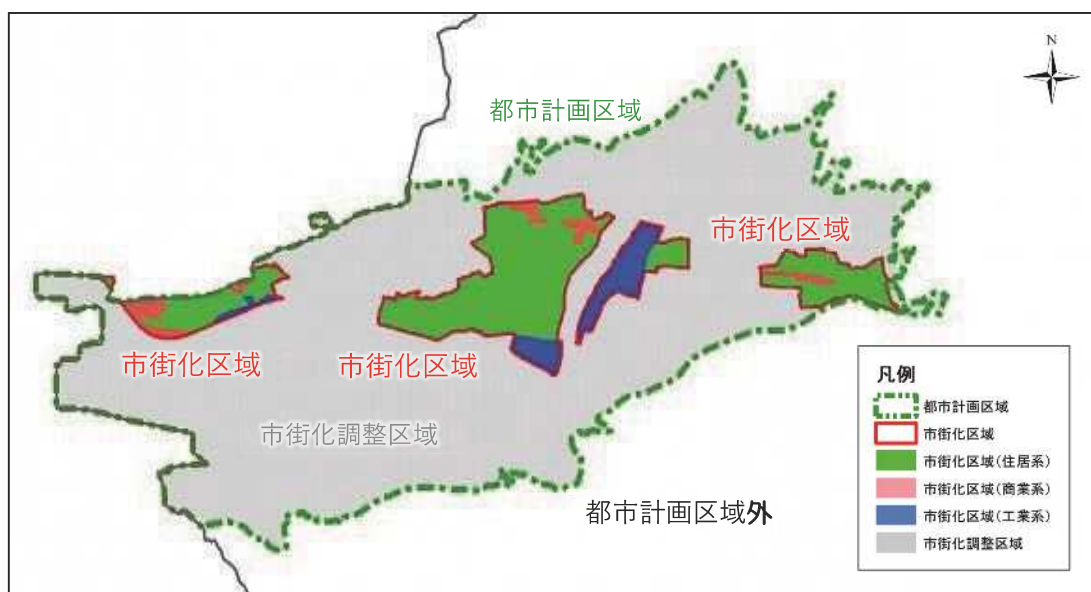


図 東温市の区域区分

水と緑の豊かな自然に恵まれた本市は、古くから交通の要衝として発展し、基幹的総合病院等の立地、高速道路インターチェンジや大型店舗、観光施設の進出等、地域を超えた交流拠点として利活用を踏まえた土地利用を考えていく必要があります。

課題1

市街地の連携と豊かな原風景が残る持続可能な社会基盤の形成

土地利用に関する課題

- 3つの市街地の連携には、幹線道路や公共交通網を活かした適切な土地利用を検討し、地域特性に応じた都市構造を構築する必要があります。
- 豊かな自然環境の保全や環境に配慮した緑地等を配置しながら、都市的な土地利用を考える必要があります。
- 市街化区域外にも一定規模の集落があり、本市の特徴でもある原風景を形成していますが、人口減少による影響が懸念されていることから、地域の担い手を確保する必要があります。
- 郊外へ分散する無秩序な開発は、社会インフラ整備（都市基盤整備）の増大を招くとともに、今後の維持管理コストの増大にも起因することから、持続可能な都市を目指すためにも適切な誘導が必要となります。

(5) 産業

1) 産業別就業者数の推移

本市の就業者数は、過去 20 年間の傾向として、第一次産業（農業・林業等）及び第二次産業（建設業・製造業等）が減少していますが、近年は、第二次産業が増加傾向に転じており、また、第三次産業は、全体を通じて増加傾向となっています。令和 2 年（2020）年の第三次産業の就業者数は、12,539 人となっており、第一次産業（1,145 人）の約 11.0 倍、第二次産業（2,985 人）約 4.2 倍です。

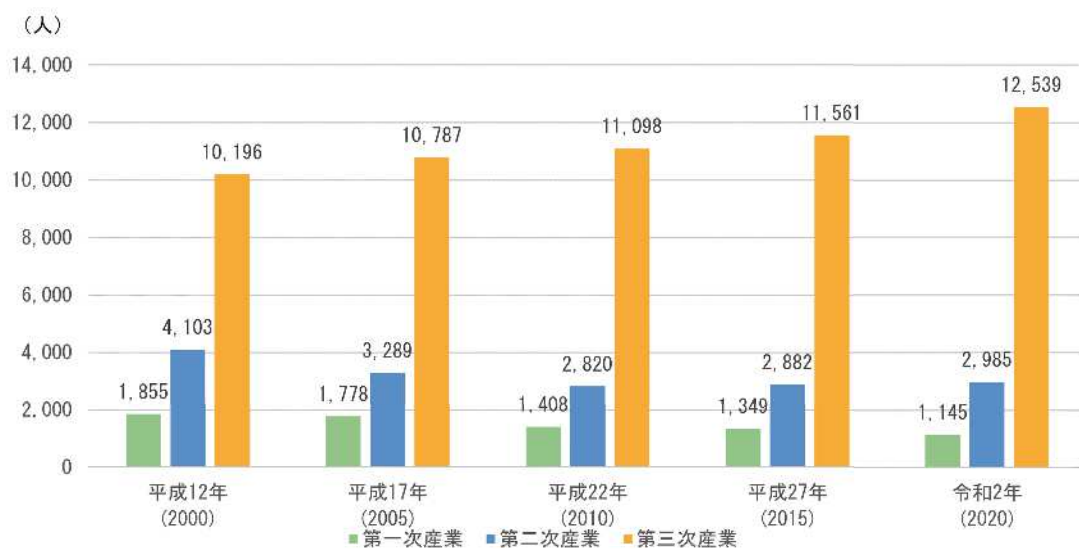


図 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査（総務省）

2) 工業動態の推移

平成 22 年（2010）年～令和 2 年（2020）年間の事務所数は、平成 23 年（2011）年の 65 事業所が最も多い年となっています。ただし、前年度からの増加数でみると、令和元年（2019）年から令和 2 年（2020）年の 8 事業者が最も多い結果となっています。

製造品出荷額は、平成 28 年（2016）年が最も高い 78,658 百万円の値をとっています。それ以降は、約 70,000 百万円以上を維持しています。

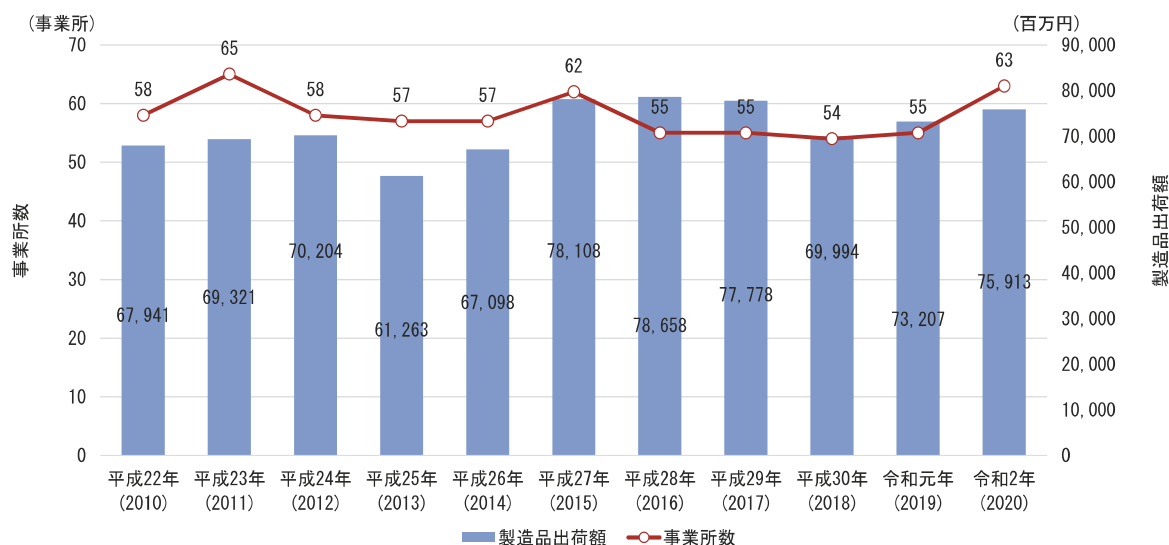


図 工業動態の推移

出典：工業統計、経済センサス（経済産業省）

3) 商業動態の推移

平成14年（2002）年～令和3年（2021）年の間の事務所数（小売業）は、平成14年（2002）年の395事業所が最も多く、それ以降は減少していますが、近年は、緩やかに増加傾向にあります。

しかし、年間商品販売額は、増加傾向にあり、令和3年（2021）年が122,427百万円と最も高い値になっています。

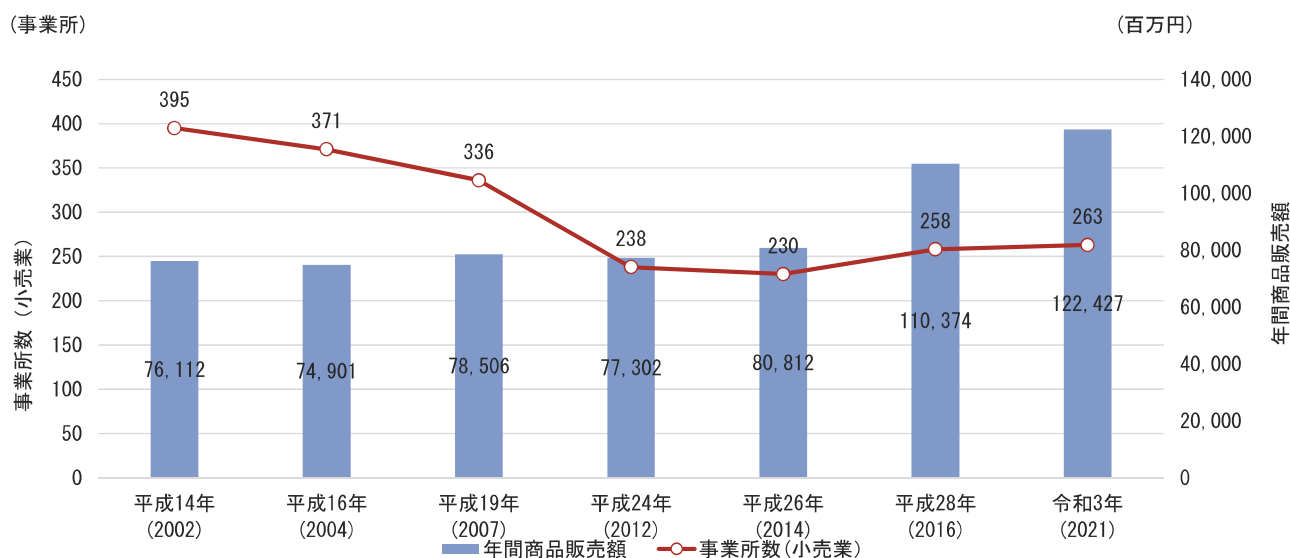


図 商業動態の推移

出典：商業統計、経済センサス（経済産業省）

4) 従業者数規模別の商店数の推移

平成14年（2002）年～平成26年（2014）年間の従業者数規模別の商店数の推移について、10人未満の店舗が最も減少傾向にあります。

同様に10人～49人の店舗も減少傾向にあります。

ただし、減少傾向にあった50人以上の店舗については、増加傾向に転じています。

表 従業者数規模別の商店数

	10人未満	10人～49人	50人以上
平成14（2002）年	325	63	7
平成16（2004）年	306	59	6
平成19（2007）年	279	53	4
平成24（2016）年	185	48	5
平成26（2014）年	181	43	6

出典：愛媛県オープンデータカタログサイト（愛媛県）

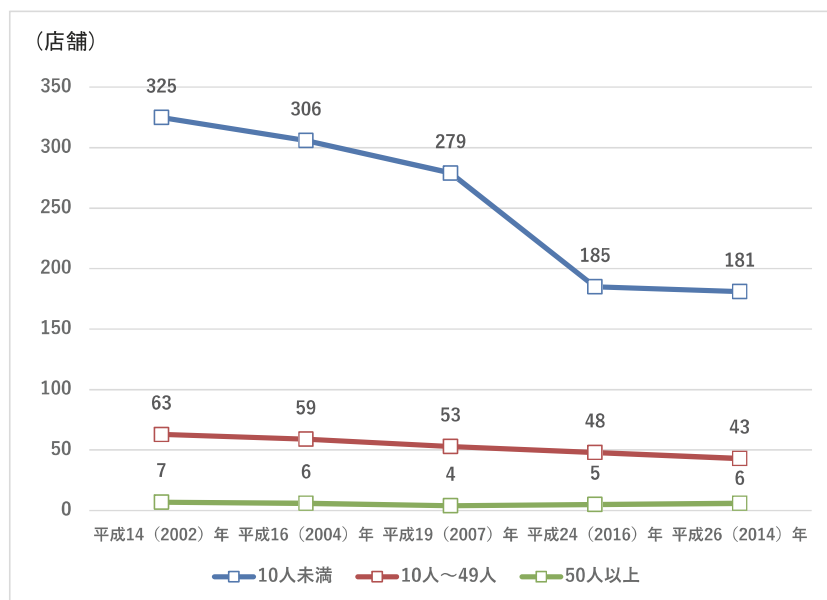


図 従業者数規模別の商店数

出典：愛媛県オープンデータカタログサイト（愛媛県）

5) 小売業の事業所数の推移

商業統計及び経済センサスの小売業の中分類において、事業所数は、平成24(2012)年に大きく減少し、その後、横ばいで推移しています。

卸売業については、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行以前は増加傾向にありましたが、最新の令和3（2023）年では一定数の減少がみられました。

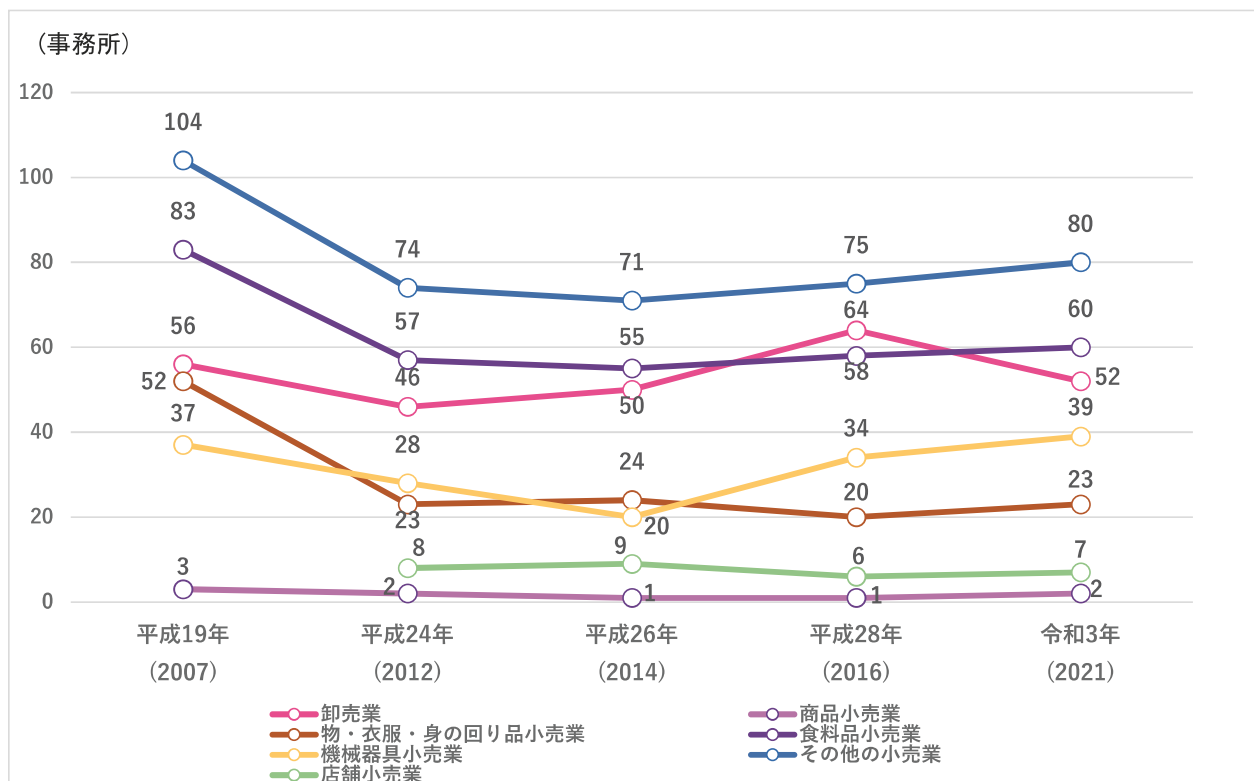


図 小売業の事業所数

出典：商業統計、経済センサス（経済産業省）

※平成19（2007）年の店舗小売業

平成19（2007）年の商業統計での店舗小売業は、整理されていない項目です。

表 小売業の事業所数

	卸売業	商品小売業	物・衣服・身の回り品 小売業	食料品小売業	機械器具小売業	その他の小売業	店舗小売業
平成19年 (2007)	56	3	52	83	37	104	
平成24年 (2012)	46	2	23	57	28	74	8
平成26年 (2014)	50	1	24	55	20	71	9
平成28年 (2016)	64	1	20	58	34	75	6
令和3年 (2021)	52	2	23	60	39	80	7

出典：商業統計、経済センサス（経済産業省）

※平成19（2007）年の店舗小売業

平成19（2007）年の商業統計での店舗小売業は、整理されていない項目です。

6) 農林業動態の推移

平成 12（2000）年～令和 2（2020）年の間の農地面積は平成 12（2000）年の 1,504ha から 1,040ha となり、約 20 年間で農地面積が約 3 分の 1 減少しています。

平成 12（2000）年～令和 2（2020）年の間の林野面積は、増減を繰り返しているものの、横ばい傾向にあります。

特に農地面積の減少傾向が顕著であるため、優良農地の集約化による農業経営基盤を整えとともに、付加価値の高い農産物の産地化を支援するなど、農業実態の改善を図る必要があると考えられます。

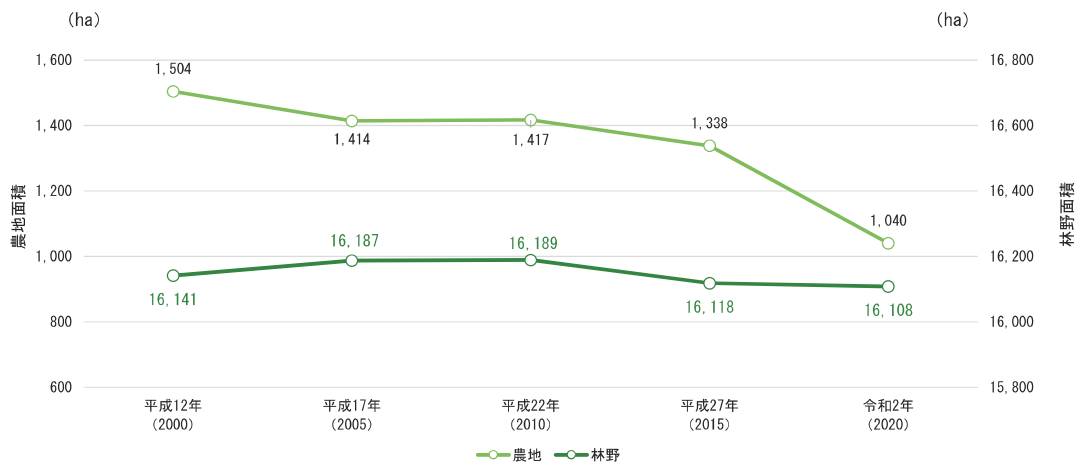


図 農林業動態の推移

出典：農林業センサス（農林水産省）

7) 耕作放棄地と人口の推移

耕作放棄地は、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年の 15 年間で約 2 倍近くの面積に増加しています。また、人口減少に伴い農業就業者の割合も減少傾向にあり、耕作放棄地は更に増加することが想定されます。

補足として、耕作放棄地については、令和 2（2020）年の国勢調査では計測されていないため、最新のデータを平成 27（2015）年としてグラフを作成しています。

耕作放棄地を拡大させないために、一定地域の農家が共同で運営を行うことができる集落営農の組織化を推進するとともに、新たな担い手が参画しやすい環境を整えるなど、今後も農業形態を維持していく必要があると考えられます。

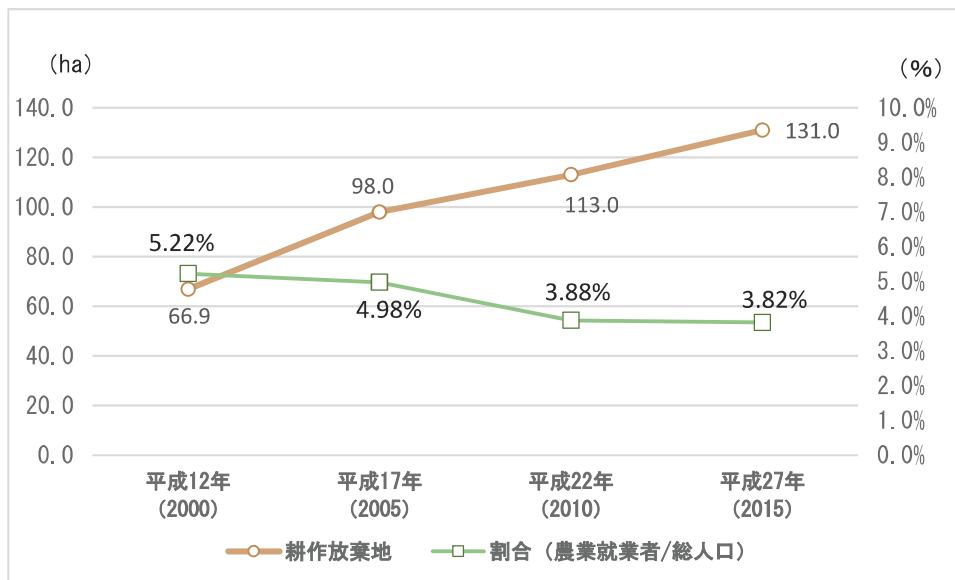


図 耕作放棄地・人口・農業就業者の推移

出典：国勢調査（総務省）

課題2

地域活性化のための産業振興と農業生産基盤の強化

産業に関する課題

- 進学や就業を機会とした若年層の流出を防ぐため、雇用環境の多様化を図る必要があります。
- 東温スマート IC が開通され、更なる市場ニーズが見込まれるため、新たな工場が立地できる産業用地を確保する必要があります。
- 日常生活を支える商業施設（小売業等）の利便性を良くするために、地域特性に応じた適切な誘致を行っていく必要があります。
- 緑豊かな森林環境を適切に維持・管理していく必要があります。
- 少子高齢化と共に年々増加する耕作放棄地の対策を検討する必要があります。

(6) 開発・市街地整備

1) 開発許可の状況

平成 26 (2014) 年度～平成 30 (2020) 年度までの 5 年間に、開発許可件数の推移は、住宅用地が 32 件 (約 3.4ha)、商業用地が 10 件 (約 3.1ha) と大部分を占め、工場用地は該当がありません。

これらの要因としては、工業系用途区域内に未利用地が少ないことや、開発適地と思われる平野部の多くが市街化調整区域や農業振興地域農用地区域に指定されており、農家住宅や分家住宅が分散して立地していますが、工業用地としての利用は難しいことが挙げられます。

これらの地域では、幹線道路沿線で商業用地としての施設立地が多く見られることや、高速道路 IC の整備に伴って近隣市町への交通アクセス性が向上したことなどにより、民間事業者の立地ニーズが高くなっています。

表 開発許可の状況

(東温市調査 (基準日: 平成31年3月31日現在))

区域区分		住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他		不明	
		件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
行政区域	平成26年度	7	14,650.67	5	7,407.45								
	平成27年度	8	4,414.92	1	323.10								
	平成28年度	10	12,652.76	1	4,075.94								
	平成29年度	2	734.48					1	2,954.12				
	平成30年度	5	1,924.07	3	18,961.55								
	合計	32	34,376.90	10	30,768.04			1	2,954.12				
都市計画区域	平成26年度	7	14,651	5	7,407.45								
	平成27年度	8	4,415	1	323.10								
	平成28年度	10	12,653	1	4,075.94								
	平成29年度	2	734					1	2,954.12				
	平成30年度	5	1,924	2	5,428.06								
	合計	32	34,376.90	9	17,234.55			1	2,954.12				
市街化区域	平成26年度	4	13,708.36										
	平成27年度	1	1,220.89										
	平成28年度	3	10,805.79	1	4,075.94								
	平成29年度												
	平成30年度			1	4,433.10								
	合計	8	25,735.04	2	8,509.04								
市街化調整区域	平成26年度	3	942.31	5	7,407.45								
	平成27年度	7	3,194.03	1	323.10								
	平成28年度	7	1,846.97										
	平成29年度	2	734.48					1	2,954.12				
	平成30年度	5	1,924.07	1	994.96								
	合計	24	8,641.86	7	8,725.51			1	2,954.12				

出典: 東温市都市計画基礎調査「令和2年1月」(東温市)



図 開発許可申請状況図

出典: 東温市都市計画基礎調査「令和2年1月」(東温市)

2) 建築確認の状況

平成 27（2015）年から令和元（2019）年にかけて、住宅用地が増加傾向となっています。

各年度の工業用地は 1 件ずつであるものの、令和元年度は、例年と比較して面積が大きい施設が立地しています。

表 建築確認の状況

年度	住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成27年 (件, m ²)	147	19,715.51	7	1,261.30	1	299.25	24	355,989.34	3	567.56
平成28年 (件, m ²)	134	21,340.22	13	19,201.36	1	1,280.70	8	32,053.65	6	45,588.14
平成29年 (件, m ²)	180	25,061.49	9	25,800.15	1	411.86	4	2,413.02	4	287.55
平成30年 (件, m ²)	178	25,823.80	7	26,968.67	1	197.01	8	164,940.44	1	49.68
令和元年 (件, m ²)	184	22,738.99	6	2,834.28	1	17,274.82	11	27,424.28	7	36,450.45
合計	823	114,680.01	42	76,065.76	5	19,463.64	55	582,820.73	21	82,943.38

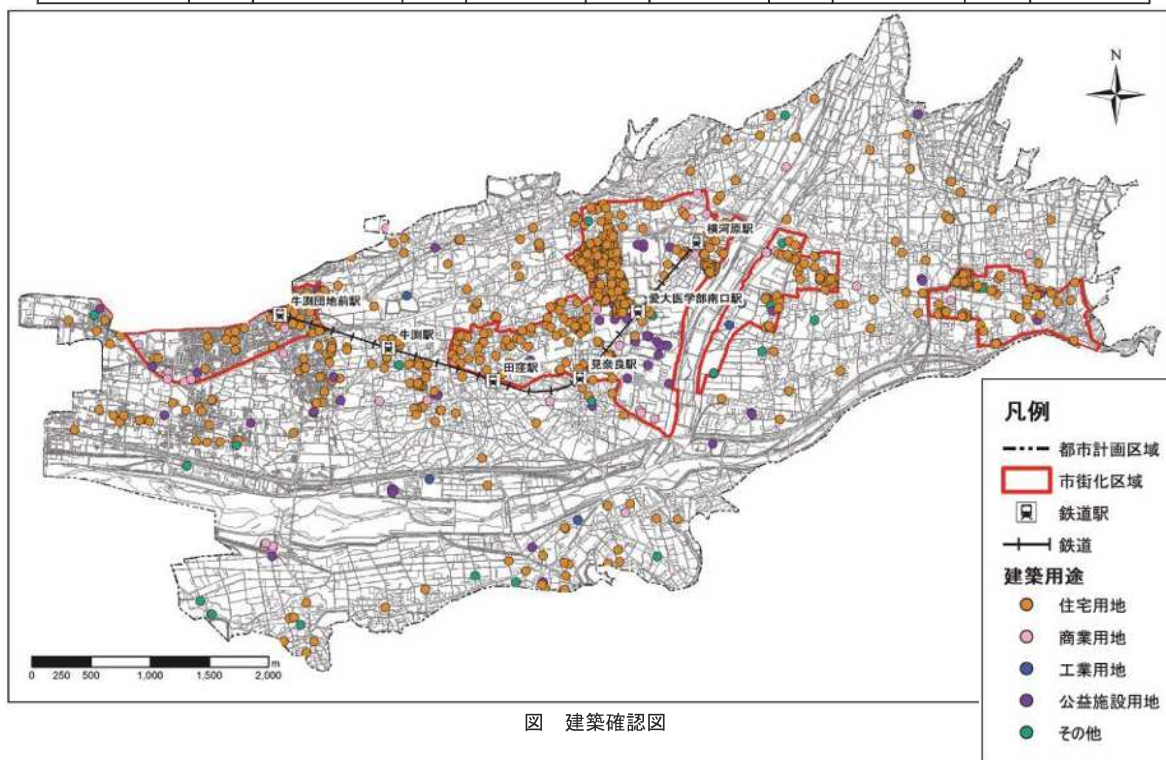


図 建築確認図

出典：東温市都市計画基礎調査「令和2年12月」（東温市）

3) 空家等の状況

本市の空家等は、平成 28（2016）年現在、市役所・川内支所の周辺や、川上小学校区、北吉井小学校区、南吉井小学校区の国道 11 号沿線に集中しています。

建物数は南吉井小学校区が多く 4,807 戸、空き家数は北吉井小学校区が多く 238 戸、空き家率は東谷小学校区が高く 18.8%となっています。

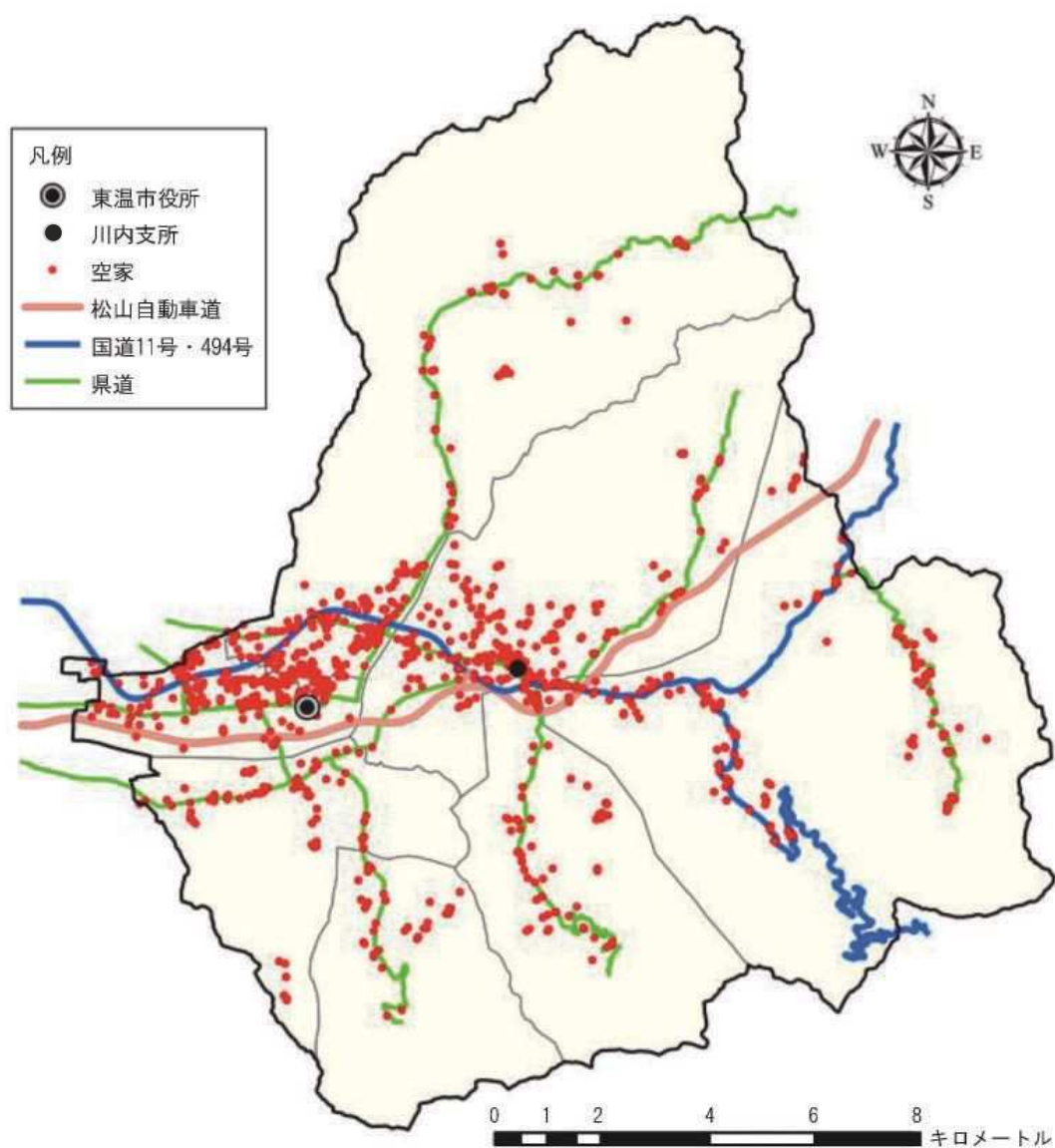


図 空家等分布図

出典：東温市空家等対策計画（東温市）

表 小学校区別の空家数・空家率

小学校区名	建物数(戸) A	空家数(戸) B	空家率 (B/A)
北吉井小学校	3,274	238	7.3%
両吉井小学校	4,807	171	3.6%
拝志小学校	885	60	6.8%
上林小学校	361	33	9.1%
川上小学校	3,590	151	4.2%
奥谷小学校	813	146	18.0%
西谷小学校	610	55	9.0%
合 計	14,340	854	6.0%

4) 土地区画整理事業の実績

野田地区・田窪地区・志津川地区の3箇所に土地区画整理事業が施行され、快適な住環境が創出された住居系市街地の形成が進んでいます。

表 土地区画整理事業の実績

土 地 区 画 整 理 事 業	面積 (ha)	事業期間	土 地 区 画 整 理 事 業 の 目 的
野田土地区画整理事業	約 27.3ha	平成元（1989） ～平成 8（1996）年度	近年の都市機能向上へのニーズの高まりを受け、県都松山市に隣接し、国道 11 号とのアクセスの良い野田地区に「鎮守の森の緑ゆたかなまちづくり」をテーマに、土地区画整理事業による都市計画道路、公園、その他の公共施設の整備を図り、良好な住環境を創出することを目的としている。
田窪地区土地区画整理事業	約 5.0ha	平成 12（2000） ～平成 16（2004）年度	自然と人にやさしいまちづくりをテーマに土地区画整理事業により、道路、公園その他の公共施設の整備改善を図り、良好な環境の市街地を計画的に造成することを目的とする。
志津川土地区画整理事業	約 23.1ha	平成 21（2009） ～令和 2（2020）年度	土地の再配置による宅地の整形化・利用価値の増進を図り、周辺市街地と一体となった、東温市の生活拠点となる市街地を創出することを目的とする。



図 志津川土地区画整理事業

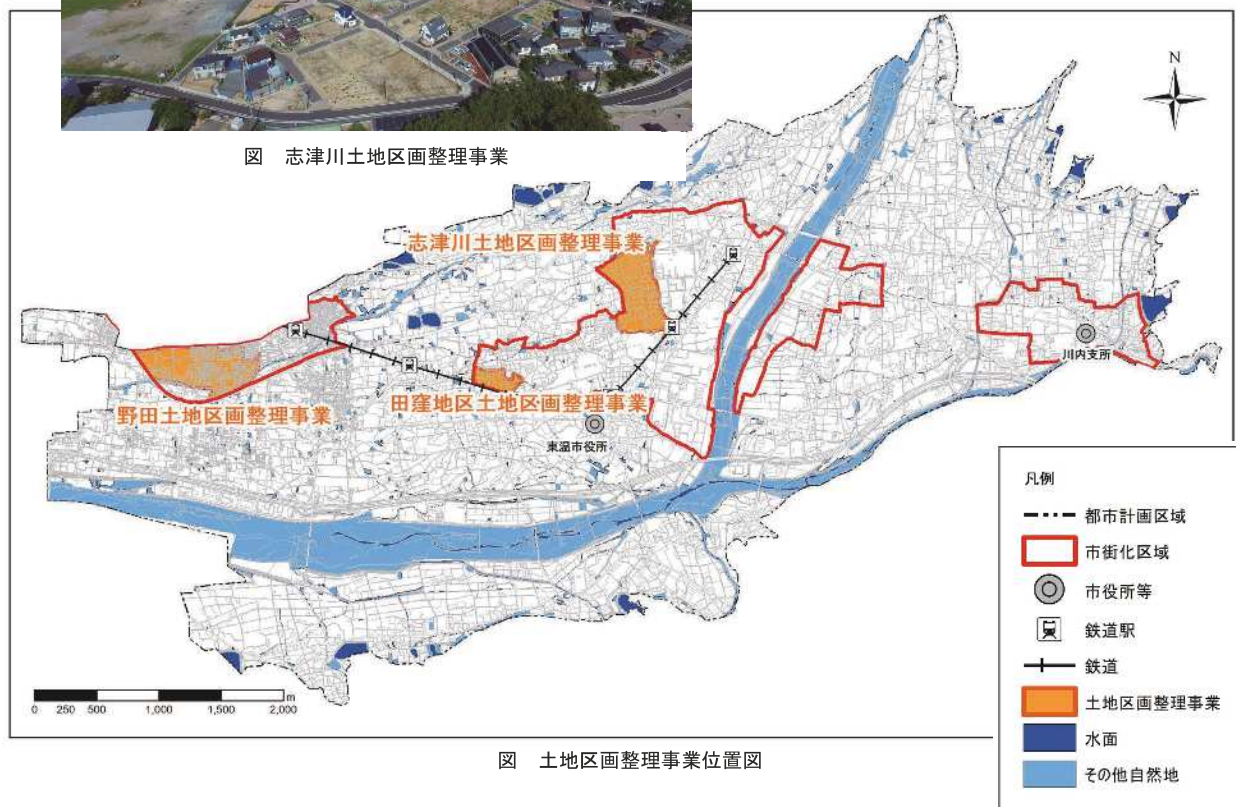


図 土地区画整理事業位置図

出典：東温市都市計画基礎調査「令和 2 年 1 月」（東温市）

5) 地区計画の実績

本市ではこれまで、9 件の地区計画を策定しています。そのうち、良好な産業誘致（工業・商業）を増進するための地区計画が7 件となっています。

表 地区計画の実績

地区計画	面積 (ha)	都市計画決定	地区計画の目標
牛測地区	約 7.2ha	平成元 (1989) 年度	地区施設（道路）の整備、建築物の用途の混在による環境悪化の防止を行うことにより、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
野田地区	約 7.8ha	平成 14 (2002) 年度	建築物の用途等を制限して周辺住宅地の住環境の保全を図ることを目標とする。
志津川地区	約 22.7ha	平成 24 (2012) 年度	「緑と花があふれ散歩が楽しいまち」「街の景観がルールにより守られた美しいまち」「年配者から子供まで安心・安全に暮らせる安らぎのまち」「利便性が高く住民との豊かな交流のあるまち」をテーマとした良好な住宅地の保全・育成を誘導することを目標とする。
野田南地区	約 6.3ha	平成 28 (2016) 年度	本市の「商業中心」の形成に寄与する沿線商業・業務地区として、商業機能の集積・誘導を図る。
見奈良東地区	約 15.6ha	平成 28 (2016) 年度	地域のにぎわいと暮らしの利便を支える生活拠点として位置付け、観光と一体となった商業振興と周辺の自然や農業環境と調和した工業の利便の増進を図り、東温市の中心部にふさわしい産業地区として都市環境を形成し保持することを目標とする。
川内工業団地南地区	約 9.9ha	平成 28 (2016) 年度	流通業務施設とのネットワークを図り広域交通体系を活かした工業地区として位置づけ、地区計画により、内陸型工業団地として相応しい環境整備を進め、都市的土地利用を図る。
田窪工業団地地区	約 8.3ha	平成 31 (2019) 年度	周囲の農業振興との調和に配慮した、内陸型工業団地として 相応しい環境整備を進め、農業と産業の均衡ある発展を目指すための土地利用を図る。
田窪第2工業団地地区	約 3.2ha	令和 3 (2021) 年度	周囲の農業振興との調和に配慮した、内陸型工業団地として 相応しい環境整備を進め、農業と産業の均衡ある発展を目指すための土地利用を図る。
吉久工業団地地区	約 4.5ha	令和 5 (2023) 年度	周囲の農業振興との調和に配慮した、内陸型工業団地として 相応しい環境整備を進め、農業と産業の均衡ある発展を目指すための土地利用を図る。



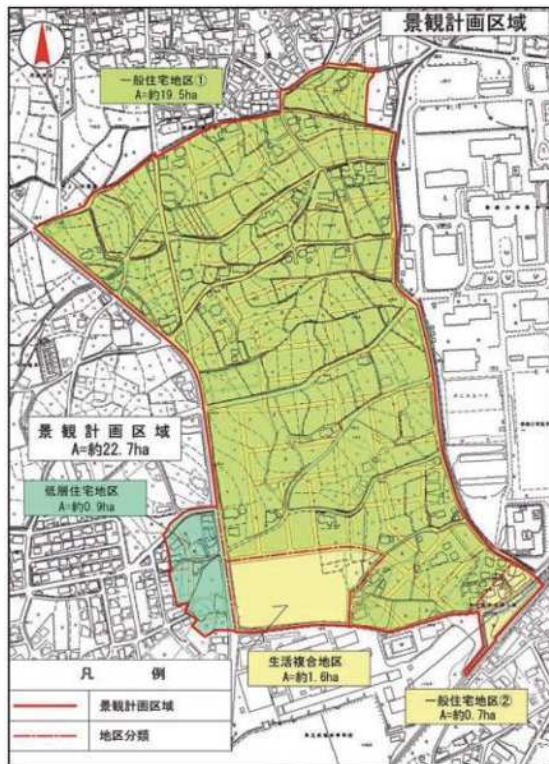
図 地区計画位置図

6) 景観保全の取組

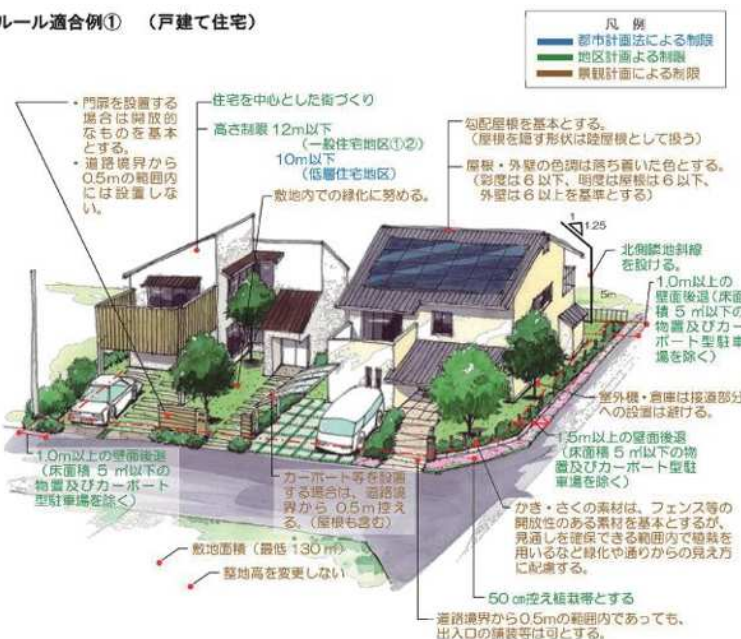
本市は、豊かな自然、田園環境と都市的活動が調和した景観を次の世代へ継承するために、景観法（平成 16（2004）年法律第 110 号）に基づく「東温市景観まちづくり条例（平成 27（2015）年 3 月）」を制定し、市民と行政が協働して景観形成に対する普及と啓発を進め、地域の特性を生かした個性豊かな魅力ある景観形成を図る取組を行っています。

「志津川土地区画整理事業地区」では、市民参画により建築物及び工作物の形態意匠、建築後退、高さ制限等の地域ルールを定めた「景観計画」及び「まちづくりガイドライン」を策定し、快適で美しいまちなみ形成に努めています。

今後も継続して、景観に関する住民ニーズに基づき、景観計画の推進を図っていきます。



ルール適合例①（戸建て住宅）



課題3

地域活力の創出と環境との調和に配慮した開発計画の推進



開発・市街地整備に関する課題

- 公共交通結節点や公共施設集積地などの活性化やにぎわい創出のための取組が必要となっています。
- 最近5年間の開発は、住宅用地が主体となっていますが、新たに東温スマート IC が整備されるなど、環境変化に伴う地域の開発ニーズの高まりを的確に把握し、産業用地を確保する必要があります。
- 郊外での無秩序な産業用地開発を防ぐため、地区計画等により適切に土地利用のコントロールを行い、農地や景観等との調和に配慮しながら開発を進める必要があります。
- 既存の市街地や集落への空き家率の増加が懸念されており、地域の衰退を防ぐための対策が必要となっています。
- 開発から一定期間経過した地域では、施設の老朽化・耐震化対策や土地利用の高度化などの取組が必要となっています。
- まちのにぎわいを創出し魅力ある地域づくりを行うため、公共空間や商業施設等を活用した日常的に交流できる空間を創出し、人が集えるまちづくりを進める必要があります。

(7) 都市施設等

1) 都市計画道路の整備状況

都市計画道路として都市計画決定されている路線は3路線で、全ての路線が整備済みであり、整備率は100%となっています。

表 都市計画道路の整備状況

都市計画道路名称	計画延長	整備延長		
		整備済(m)	概成済(m)	未整備(m)
3・5・101 平松上樋線	約 1,170m	約 1,170m	-	-
3・5・100 北野田東梅本線	約 410m	約 410m	-	-
3・5・6 勝山町則之内線 (国道 11 号)	約 9,730m (東温市内)	約 9,730m	-	-

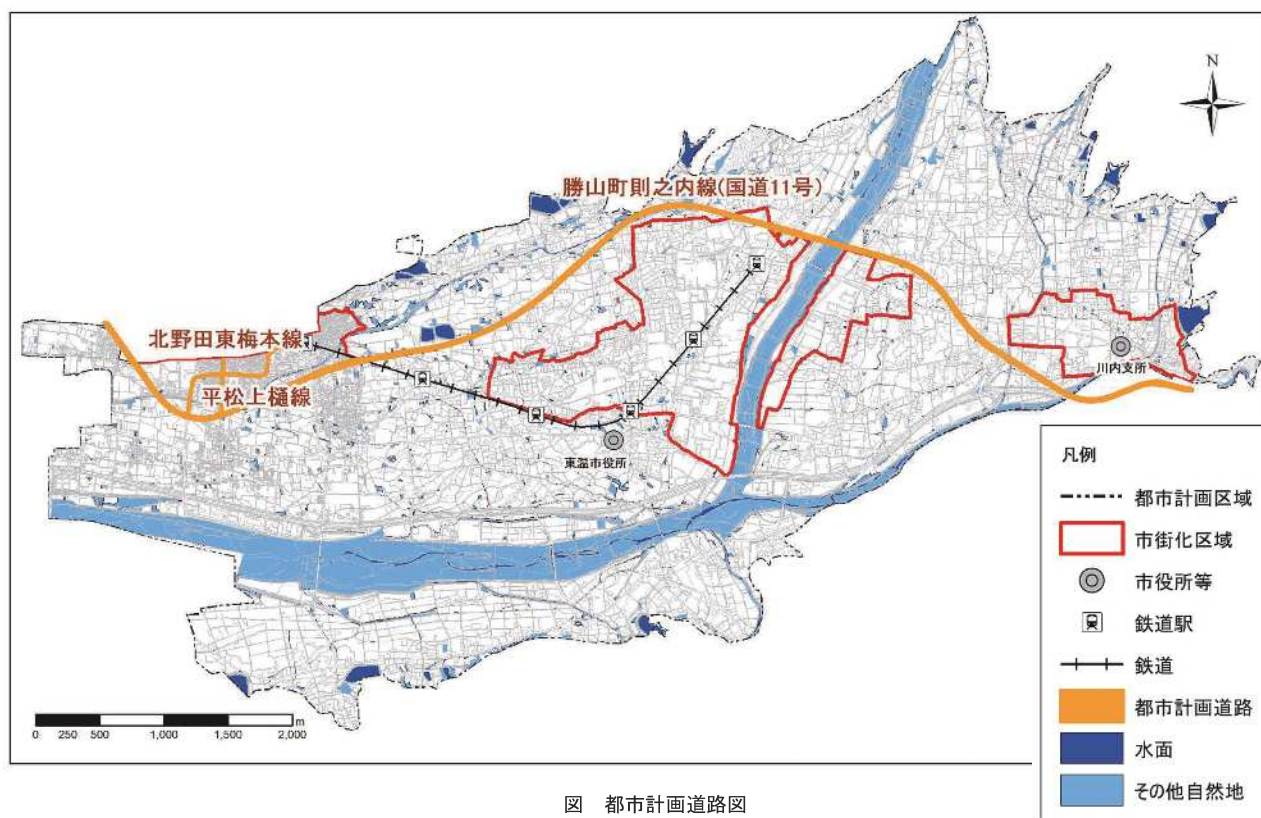


図 都市計画道路図

出典：東温市都市計画基礎調査「令和2年12月」（東温市）

2) 主要幹線道路等の状況

本市には、県都松山市をはじめとした県内外の主要都市とをつなぐ、四国縦貫自動車道、国道11号及び主要地方道が東西方向に並行して供用されており、それを補完するように、県道及び市道（幹線）が南北方向や東西方向にあり、市内をラダー状に形成する道路網が整備されています。

また、重信川沿いには、松山中央公園（松山市）から新横河原橋（東温市）まで全長24.2kmの「重信川サイクリングロード」が整備され、自然豊かで四季折々の景色が楽しめるサイクリングコースとして、市内外から多くの方が利用されています。

さらに、令和6年には、田窪地区へ新たに東温スマートICの整備がされたことにより、利便性の向上や地域活性化のほか、救急医療、災害対応の迅速化などが期待されています。

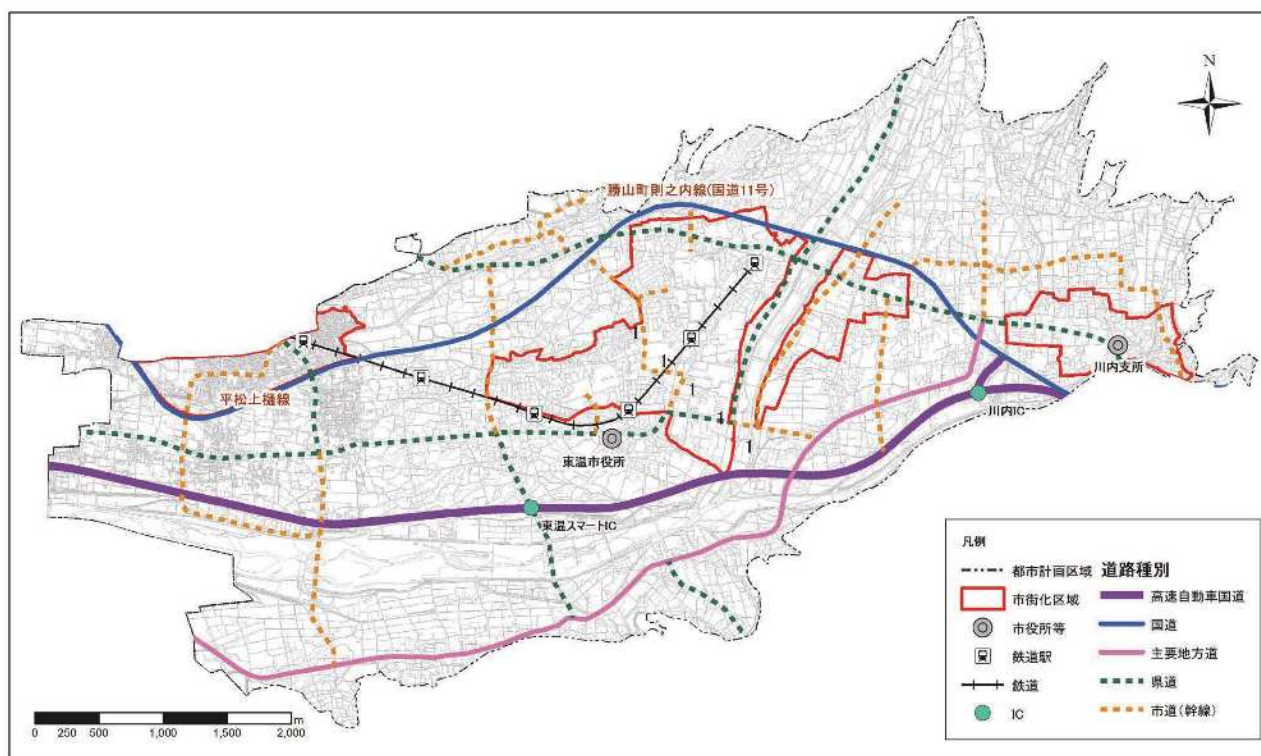


図 主要幹線道路網図

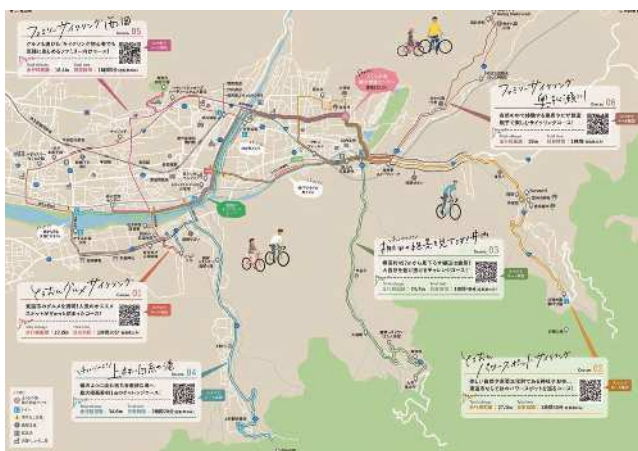


図 サイクリングロードマップ

出典：とうおんサイクリングマップ（東温市）



図 東温スマートIC

3) 公共交通サービスの状況

本市の公共交通サービスとしては、松山市内中心部と終点横河原駅を「伊予鉄道横河原線」、松山市内と市内各所を「バス路線 川内線」、市内の市街地や中山間地の各集落などを「バス路線 川内管内線、森松・横河原線、拝志・上林線」、伊予鉄道梅本駅から西部市街地を「バス路線 梅本ループ線」がそれぞれつなぎ、それを補完するようにタクシー事業が展開しています。

平成 27（2015）年～令和 4（2022）年の間の予約制乗合タクシーの年間利用者数は、平成 29 年（2017）が最も多く 475 人となっています。また、近年は 1 便当たりの乗降客数は、調査年により差がありますが、近年では、増加傾向にあります。

令和 2（2020）年～令和 4（2022）年までの各バス路線の年間乗降客数は、川内線が最も多く、年間 40 万人を超える利用がありました。年間乗降客数は減少傾向にあり、令和 4（2022）年には、約 33 万人の利用者となっています。

鉄道の年間乗降客数は減少傾向にあり、近年は 200 万人程度で推移しています。

地域公共交通計画では、鉄道及びバス（川内線）の幹線とバス（森松横河原線）の準幹線の維持を目指すことが目標に掲げられています。

公共交通徒歩圏人口は令和 2（2020）年においては、24,975 人をカバーできており、割合は本市人口の約 7 割（73.6%）が該当します。「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 30 年 7 月 12 日更新）」によると、人口規模 5 万人未満の地方都市圏における平均は 31%であり、本市は平均よりも高い値となっています。

なお、令和 22（2040）年においては、22,519 人をカバーできると想定されています。人口減少が想定されていることから公共交通徒歩圏人口割合は、約 8 割（75.0%）に上昇されると想定されています。

人口減少に対応できるように、公共交通の運行状況を適切に見直すことが必要となります。

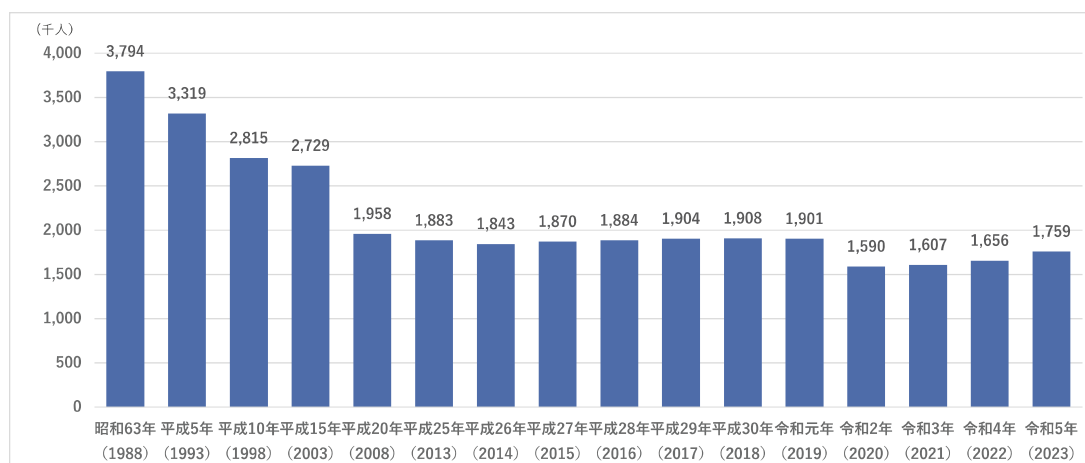


図 年間乗降客数（鉄道）

資料：伊予鉄道（株）

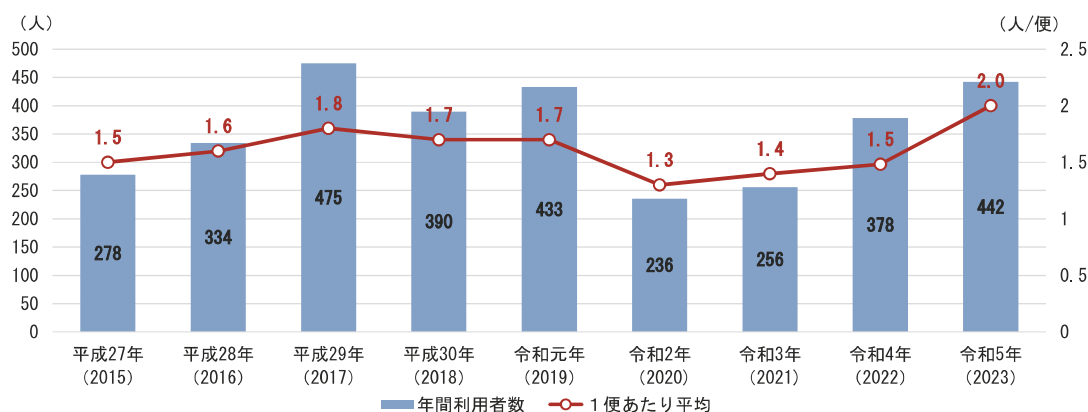


図 予約制乗合タクシー

出典：東温市地域公共交通計画（東温市）

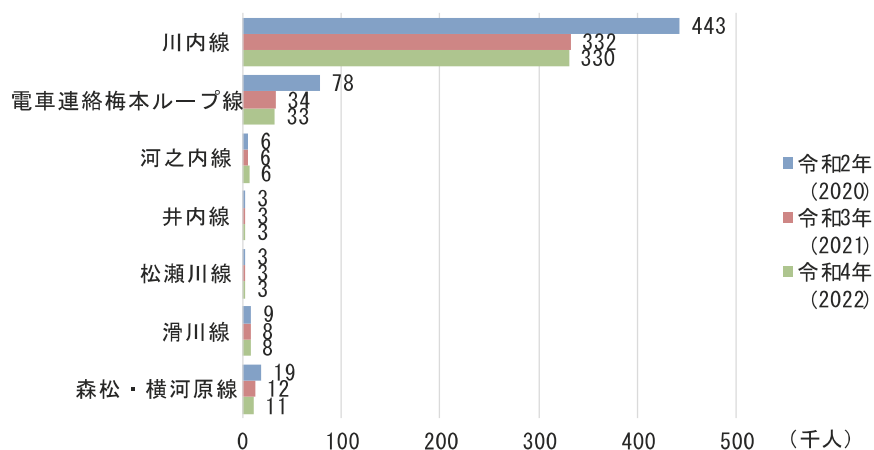


図 年間乗降客数（バス）

出典：東温市地域公共交通計画（東温市）

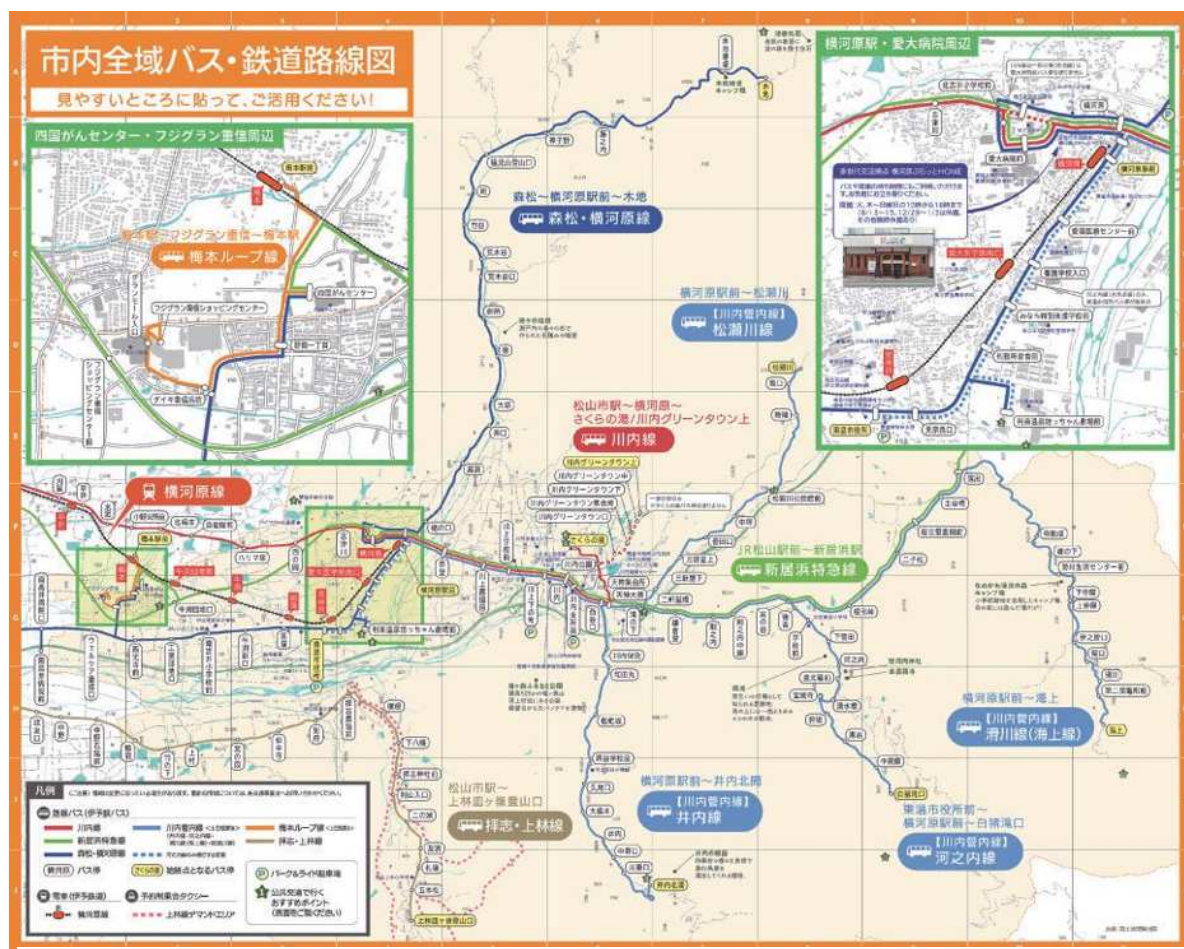


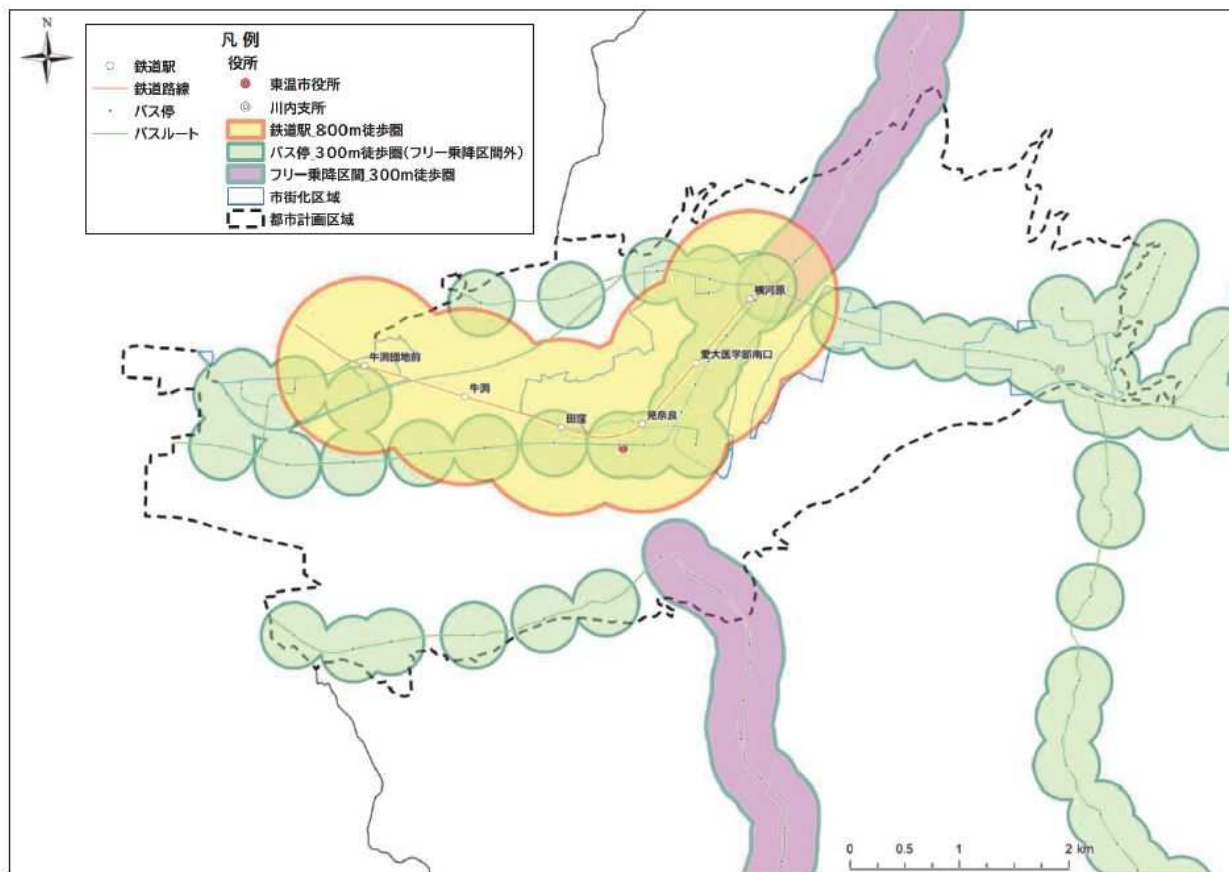
図 公共交通網図

出典：東温市公共交通マップ（東温市）

<https://www.city.toon.ehime.jp/uploaded/attachment/15776.pdf>

表 公共交通徒歩圏人口の動向

項目	令和 2（2020）年	令和 22（2040）年
本市人口	33,903 人	29,156 人
公共交通徒歩圏人口	24,975 人	22,519 人
公共交通徒歩圏人口/本市人口	73.6%	75.0%



※徒歩圏は、鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m及び沿線 300mで設定しています。

図 公共交通徒歩圏

出典：東温市立地適正化計画（東温市）

4) 都市計画公園・緑地の整備状況

都市計画公園は、野田 1 号公園・野田 2 号公園・南方東公園・東温市総合公園の 4 公園があります。

また、都市計画緑地として、重信川緑地があり、緑地及び親水環境の保全・活用のため、市域では 6 箇所で親水空間、自然体験の可能なグラウンド・テニスコート・公園等が整備されています。

1 人当たりの都市公園面積は 12.9（㎡/人）であり、松山広域都市計画区域においては、2 番目に高い値となっています。

公園・緑地の連休期間の利用について、令和4年5・10月、令和5年5・10月にGPSを利用したビックデータにより分析した結果、東温市総合公園と重信川河川敷のかすみの森公園が平日・平均100人、休日平均150人、続いて重信川河川敷の樋口公園、緑地公園と多くの方の利用が確認されました。

利用者の居住地属性では、市内在住が約1／3、隣接市町が1／2と市外からの利用も多く確認でき、特にスポーツ利用のできる総合公園、キャンプやバーベキュー利用ができるみんなの広場・かすみの森公園での市外利用者の割合が多い傾向にありました。

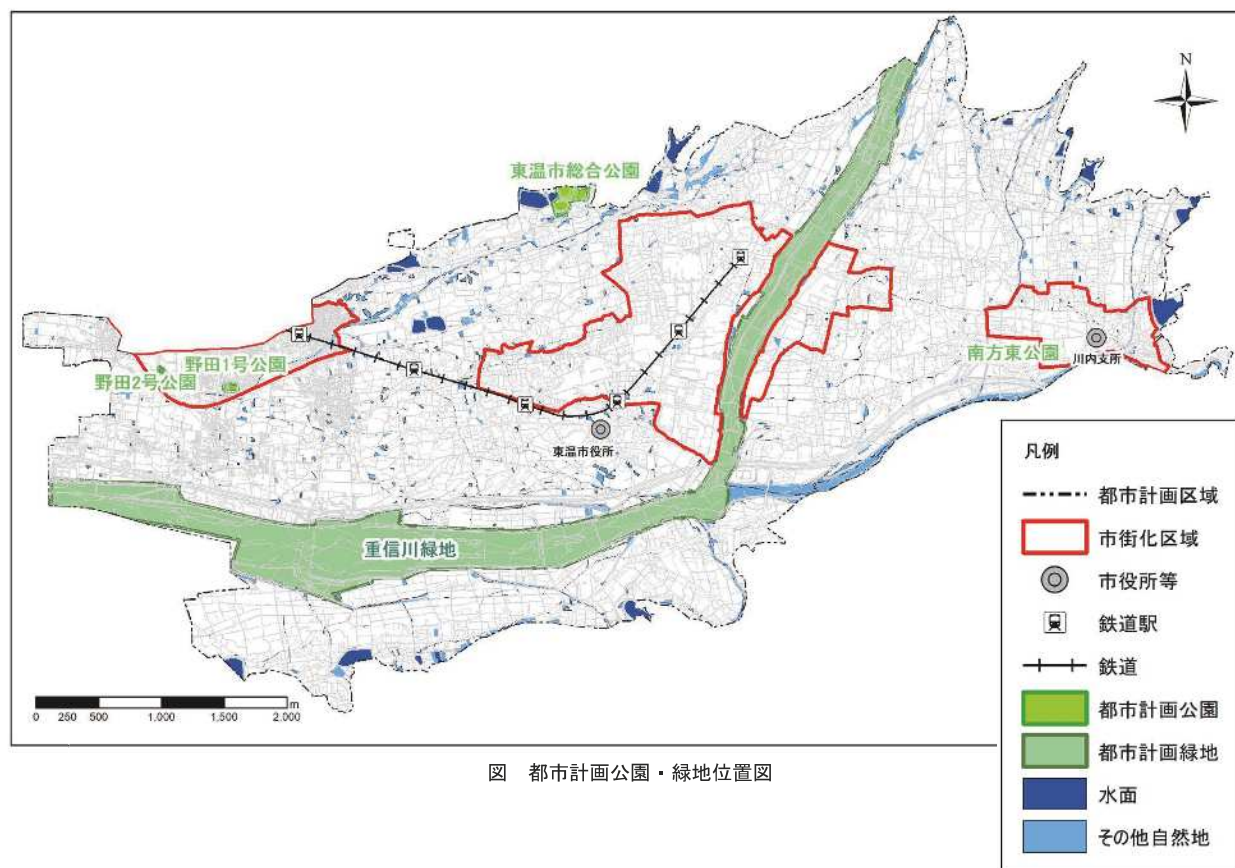


図 都市計画公園・緑地位置図



図 総合公園



図 総合公園多目的広場

出典：東温市移住・定住支援ポータルサイト（東温市）

表 1人当たり都市公園面積（令和4年度末）

自治体名	①都市計画区域 人口 (千人)	②都市公園 整備面積 (ha)	③1人当たり 都市公園面積 (㎡/人)
東温市	28	35.99	12.9
松山市	496	393.25	7.9
伊予市	27	27.17	10.1
松前町	29	14.49	5.0
砥部町	9	39.24	43.6

出典：えひめの都市計画 2024(資料編)（愛媛県）

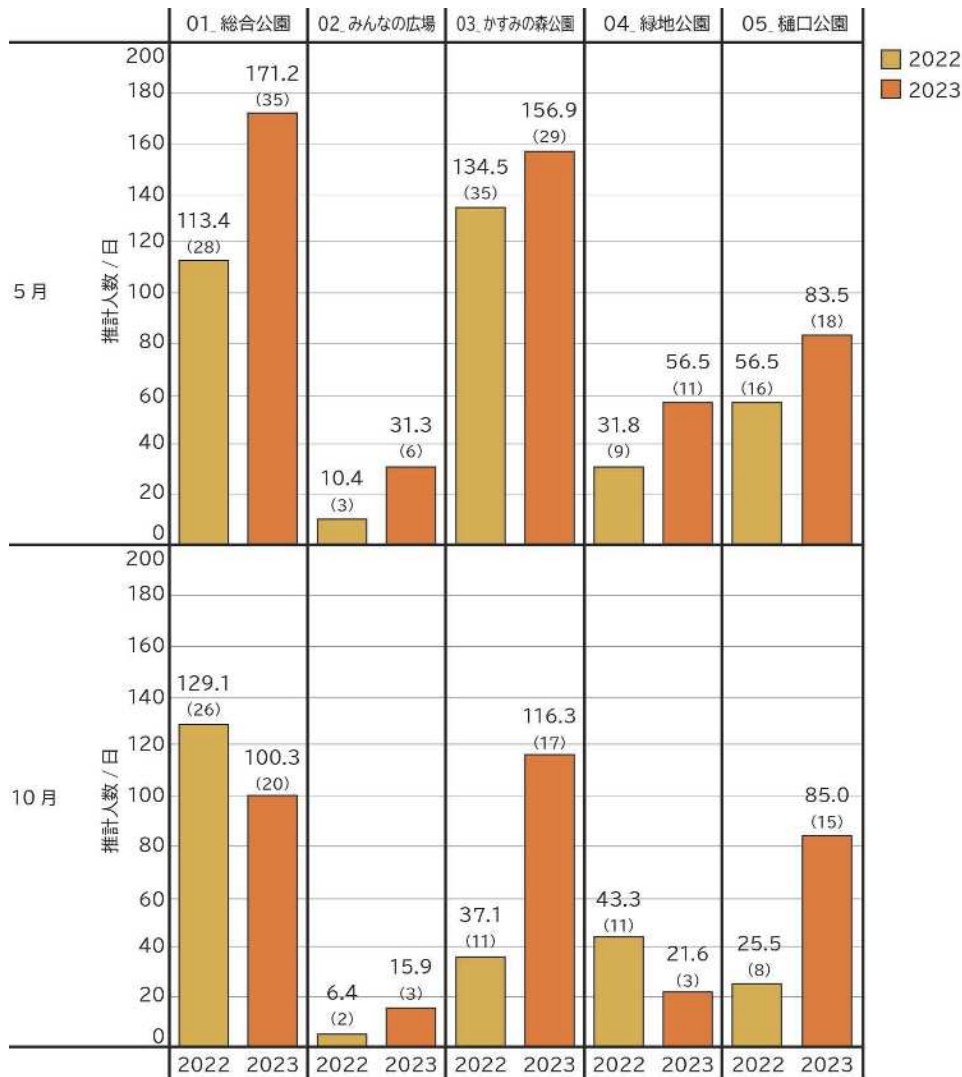


図 連休期間(5月と10月)の平均利用者推計



図 利用者の居住地属性

出典：東温市資料「都市空間情報デジタル基盤整備委託業務 R6.5」(東温市)

5) 上下水道の整備状況

【上水道】

水道事業は、平成 30（2018）年に市内の上水道事業と簡易水道事業を統合し、市営の水道事業は東温市水道事業の 1 事業となっています。

「東温市水道事業ビジョン（令和 3（2021）年 3 月）」において、計画給水人口は 31,810 人、計画給水量は 16,020m³/日としている中で、水道の給水人口及び普及率は令和 3（2021）年 3 月 31 日現在、32,502 人、97.2%となっています。



図 東温市水道事業全体平面図

出典：東温市水道事業ビジョン（東温市）

【下水道】

下水道は、主に3つの役割（トイレの水洗化、街の清潔さ、海川の保全）を担っており、本市では市街地を中心に公共下水道事業が実施されています。

下水道事業としては、令和8（2026）年度末までに国が示す汚水処理概成を達成することを目指しています。

人口減少や経済性、現在の合併処理浄化槽の設置状況等を踏まえ、令和3（2021）年度に全体計画区域の大幅な見直しを行い、公共下水道事業の持続性を確保するとともに、効果的な整備を推進し経営健全化の促進を図ります。

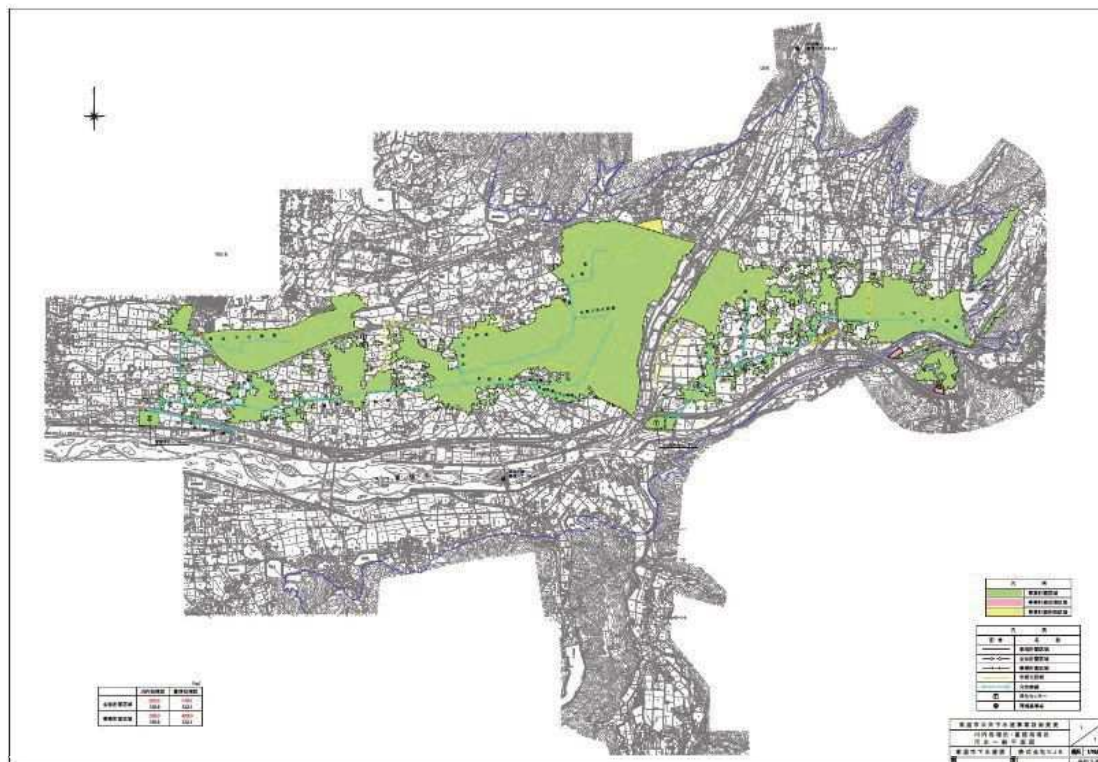


図 公共下水道事業・污水一般平面図

出典：東温市公共下水道事業計画 R4.3（東温市）

【公共下水道普及率】

公共下水道普及率は平成25（2013）年に58.4%でしたが、令和4（2022）年には72.2%となり、直近の10年間で普及率が上昇しています。また、愛媛県平均（57.3%）よりも高い普及率となっています。

【下水道】で記述したように、令和8（2026）年の公共下水道事業概成に向けて、整備が進められています。

表 公共下水道の処理計画

処理区	処理施設	処理計画面積(ha)	計画人口(人)
川内処理区	川内浄化センター	190.8	5,270
重信処理区	重信浄化センター	422.1	15,250
合計		621.9	20,520

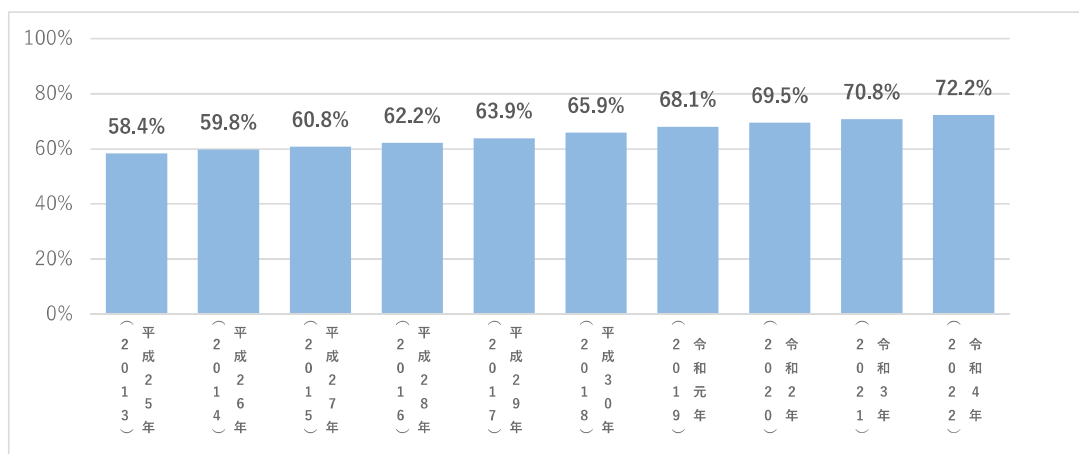


図 公共下水道普及率

6) 水道施設等の耐震化の状況

【管路】

水道施設のうち、基幹管路については令和4（2022）年度末で80.4%が耐震化されています。これは全国平均（42.3%）と比較しても高い値であり、愛媛県内でも最も耐震化率が高い結果になっています。

平成30（2018）年度に「東温市水道施設耐震化計画」で定めた基幹管路の耐震適合管率の目標は、令和17（2035）年度で81.3%、令和32（2050）年度で89.3%です。

現在は、令和元（2019）年度に策定したアセットマネジメント計画に基づく管路の耐震化を進めており、今後も耐震化率の向上を目標に計画的な整備を進めていきます。

表 基幹管路の耐震適合管率（令和4年度）

項目	耐震性	管路延長（m）
基幹管路	耐震適合管	57,736
	非耐震管	14,067
	合計	71,083
	耐震適合管率	80.4%

【浄水施設】

浄水施設については、令和4(2022)年度末で94.3%の施設が耐震化
愛媛県平均(65.2%)に比べ高い値となっています。

表 浄水施設の耐震化率

項目	耐震性	施設能力 (m ³ /日)
浄水施設	耐震性あり	16,630
	耐震性なし	1,000
	合計	17,630
	耐震化率	94.3%

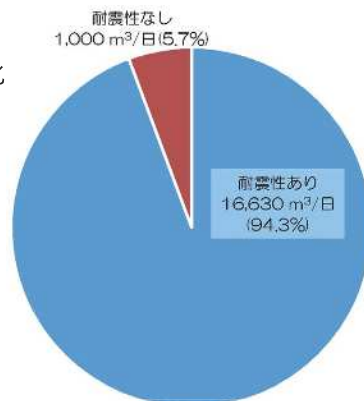


図 浄水施設の耐震化率

【配水池】

配水池については、令和4(2022)年度末で87.7%の配水池が耐震化
愛媛県平均(71.7%)に比べ高い値となっています。

表 配水池の耐震化率

項目	耐震性	有効容量 (m ³)
配水池	耐震性あり	13,998
	耐震性なし	1,964
	合計	15,962
	耐震化率	87.7%

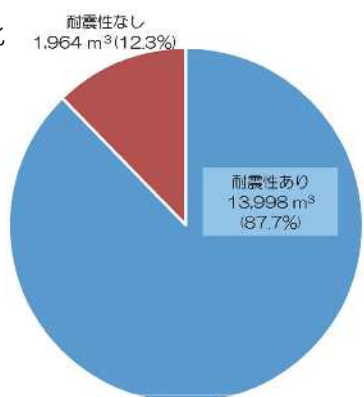


図 配水池の耐震化率

7) その他の都市施設等の状況

種 別	その他の都市施設等の状況
レクリエーション施設	滑川野外活動研修施設、白猪の滝、滑川渓谷、唐岬の滝、白糸の滝、ふるさと交流館（さくらの湯）併設してさくらの湯観光物産センター、東温アートヴィレッジセンターがあります。ふるさと交流館（さくらの湯）にはプール施設もあり、住民等に親しまれています。
学校教育施設	小学校7校、中学校2校、県立の高等学校1校、専修学校（私立）2校があります。ただし、小学校については、近年の生徒数や建物の劣化状況を考慮した上で、持続可能な学校運営に向けた適切な統廃合に関する調査を行っています。
子育て支援施設	幼稚園5施設、保育所が公立6施設、私立8施設、従業員のお子様を対象とする事業所内保育施設が2施設あります。
社会教育系施設	図書館と歴史民俗資料館があります。
市民文化施設	公民館、地区集会所、滑川生活改善センター、農村環境改善センターがあります。
スポーツ施設	ツインドーム重信をはじめとし、川内運動場、農林業者トレーニングセンター、滑川クロッケー場、川内体育センターがあります。
医療施設	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院と独立行政法人国立病院機構愛媛医療センターの2つの総合病院があります。
主要な福祉施設	令和2(2020)年にオープンした、総合保健福祉センターがあります。 また、中央公民館に併設する東温市老人福祉センターがあります。
ごみ処理施設	老朽化が進んでおり、愛媛県でも、ごみ処理の広域化を図った「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画（令和4(2022)年3月）」を策定し、各ブロックでの広域化を図ることとなりました。「松山ブロックごみ処理広域化基本構想（令和4(2022)年3月）」に基づき、ごみ処理の広域化を促進していきます。 本市では、平成9(1997)年から東温市クリーンセンターでごみ処理が実施されてきましたが、令和4(2022)年からは松山市（松山市西クリーンセンター）への委託となり、ごみの直接受け入れについては東温市リサイクルセンターで行っています。

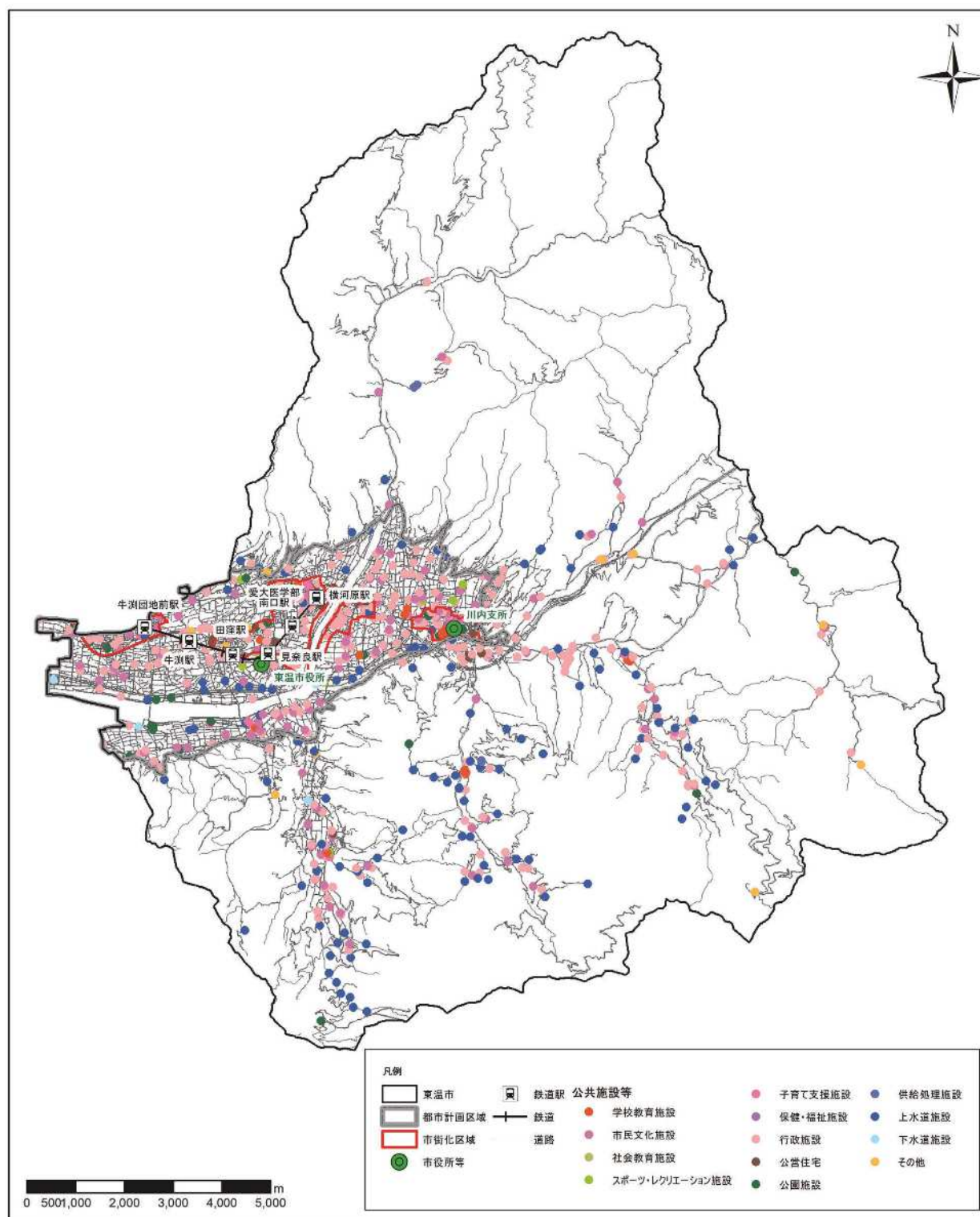


図 公共施設分布図

出典：東温市都市計画基礎調査「令和2年1月」（東温市）

8) 公共施設等の更新費用

市が管理する公共建築物の延べ床面積は、令和4(2022)年度時点において14.4万㎡で、昭和56(1981)年の新耐震化基準以前に建築された施設が全体の45.5%と、ほぼ半分を占めています。なお、建築後30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

現状規模のまま建物系公共施設の更新を行った場合、年平均で示すと毎年16.9億円の費用がかかる試算結果が示されています。なお、近年の建物系公共施設の更新に資する投資的経費は、10.2億円であることから財源不足は年6.7億円となります。

さらに、建物系公共施設以外の社会インフラ(道路・橋梁・トンネル・上水・下水)を含めた場合の更新に資する財源は、年間22.0億円不足しています。

本市は、3つの市街地かつ広域な行政区域を有していることから、他市町よりも公共施設等への更新費用がかかる傾向にあります。今後は、住民ニーズに対応した施設の統廃合や既存施設への集約化等を検討する必要があります。

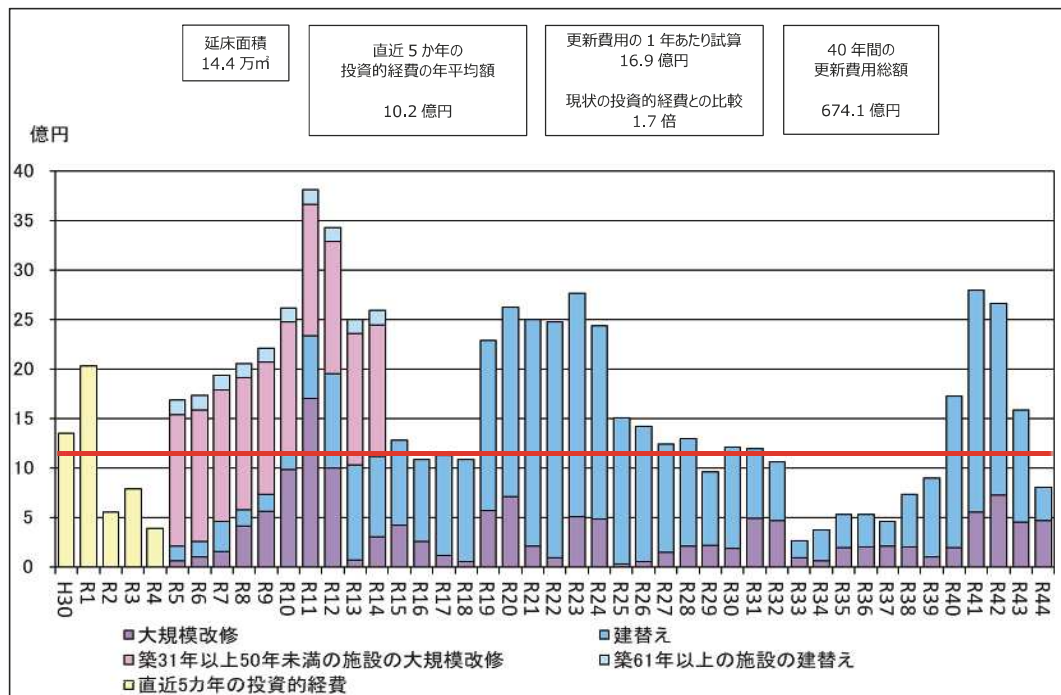


図 建物系公共施設の更新費用

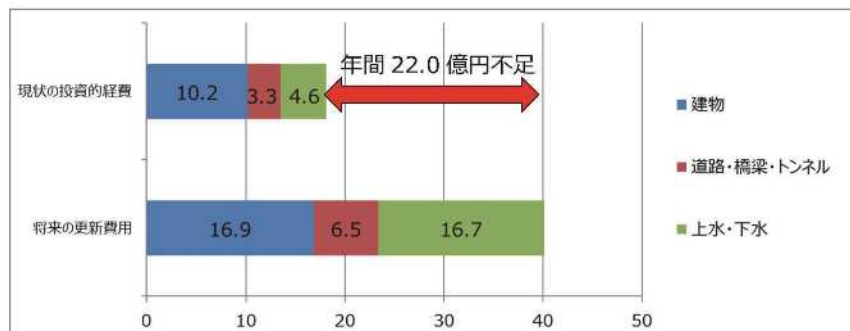


図 現状の投資的経費と将来の更新費用との比較図

出典：東温市公共施設等総合管理計画（東温市）

本市の財政動向をみると、将来負担比率は低く財政運営上の問題が生じる可能性は低いですが、財政力指数、経常収支比率ともに、財政的余裕がない状態を示唆しており、本市の財政状況を踏まえ、公共施設の維持管理・更新費用負担を考慮する必要があります。

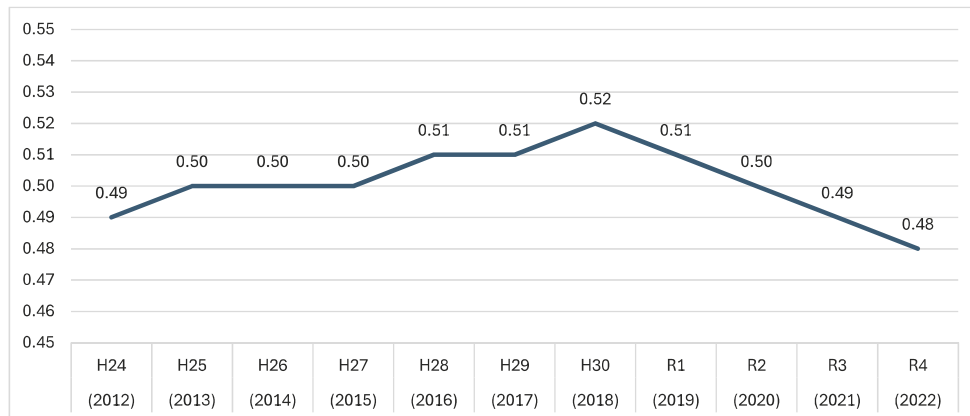


図 本市の財政力指数の推移

※地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

資料：財政状況資料集（東温市）

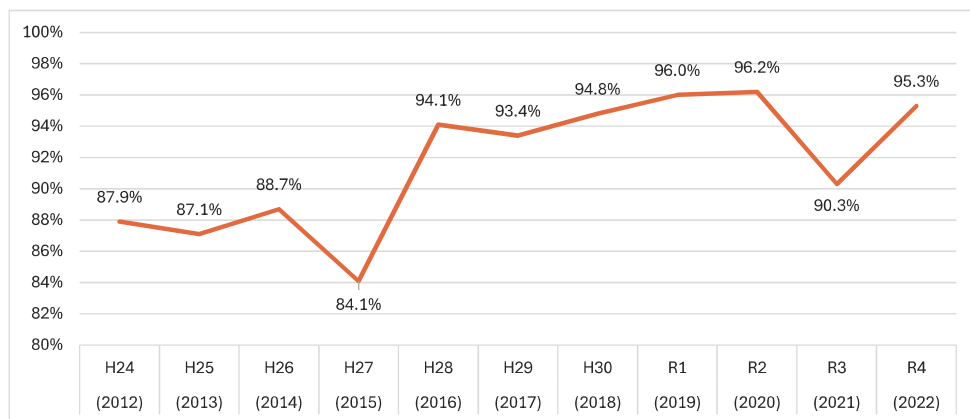


図 本市の経常収支比率の推移

※地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。
この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

資料：財政状況資料集（東温市）

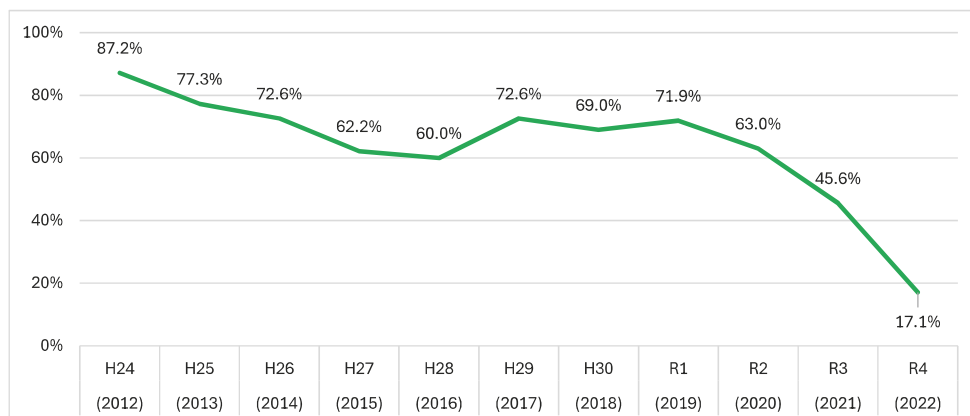


図 本市の将来負担比率の推移

※地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。
地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

資料：財政状況資料集（東温市）

課題 4

全ての住民が生活しやすい都市基盤の構築



都市施設等に関する課題

- 特色ある3つの市街地の連携、強化のため各市街地を結ぶ幹線道路網及び公共交通機関を維持する必要があります。
- コロナ禍を機会にもたらされた新たな生活様式（ニューノーマル）により、公共交通機関での移動需要の変容や交通弱者の増加など、社会情勢等の多様化にも対応できる公共交通体系・道路体系を整える必要があります。
- 公共交通の担い手不足に伴い、地域住民の移動手段の1つとして生活を支えてきた公共交通の減便や廃止が懸念されており、自動運転等の新技術を活用しながら、暮らしやすい公共交通体系を再構築していく必要があります。
- 市内外から多くの利用がある公園・緑地は、憩いの場、自然環境の保全、交流・にぎわいの創出、防災面での活用等、その規模に応じた役割を果たすための整備や適切な管理を継続していくことが必要です。
- 将来的な公共施設の維持管理・更新費用負担を考慮し、配置の適正化（統廃合・集約化等）を図る必要があります。
- 本市の発展に伴い増加する交通量に対し、渋滞緩和、歩行者への安全対策等を計画的に行う必要があります。

(8) 防災

1) ハザード情報の整理

【土砂災害】

本市では、747 箇所の土砂災害警戒区域等が確認されています。

土砂災害警戒区域等のうち、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が 80 箇所あり、その多くが市街化区域外及び都市計画区域外の集落地が対象となっています。

本市の緊急避難場所・避難所等について、国土交通省が公開している PLATEAU 等の新たな技術を用いて災害リスクを可視化し、防災意識の向上や防災に関する取組を促進する必要があります。

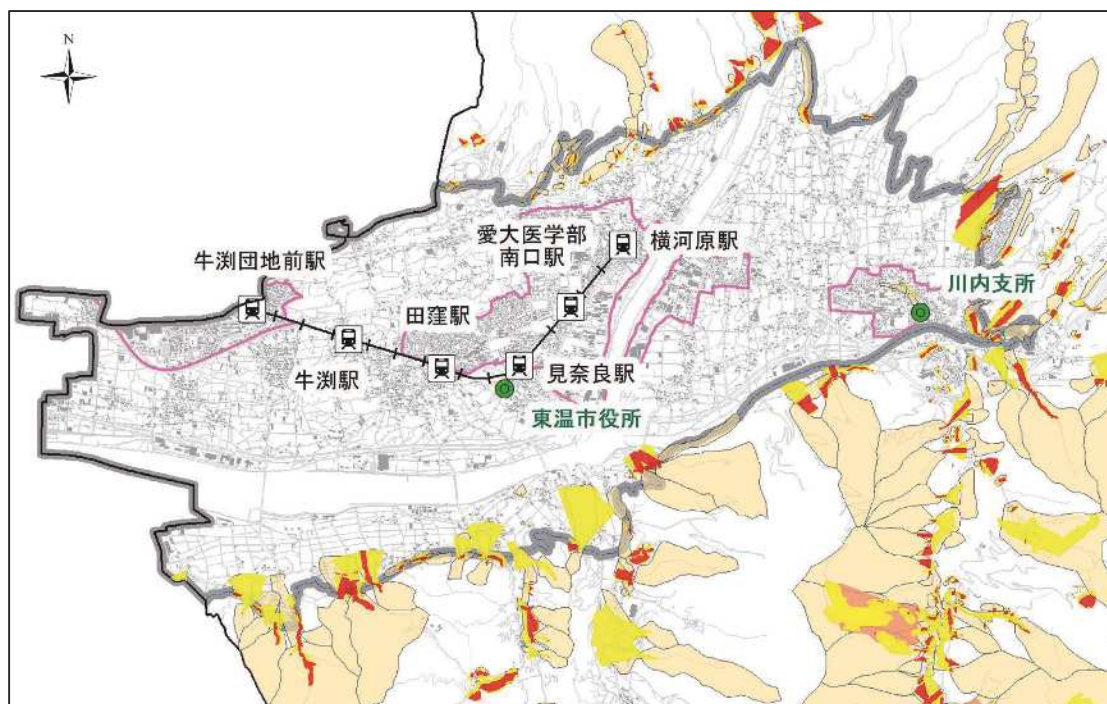
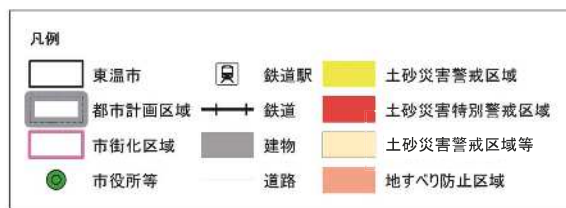
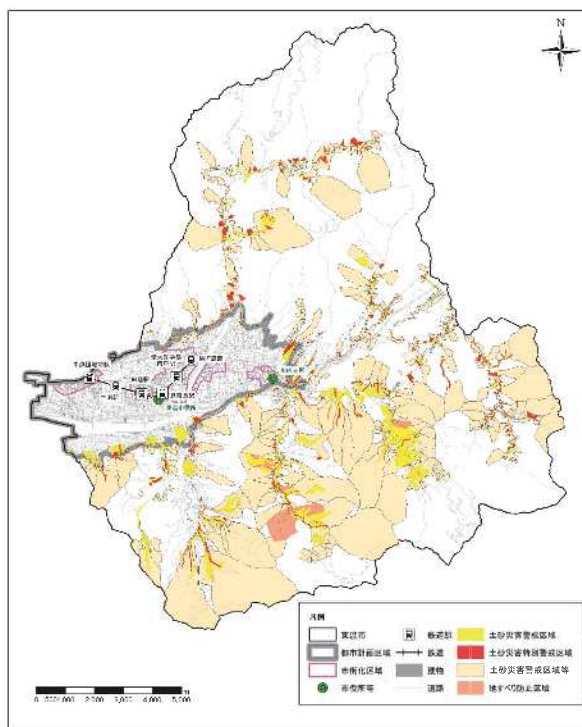


図 主な土砂災害に関するハザード情報位置図（都市計画区域内）

出典：国土数値情報



図 拝志小学校周辺（土石流）



図 西谷小学校周辺（土石流）

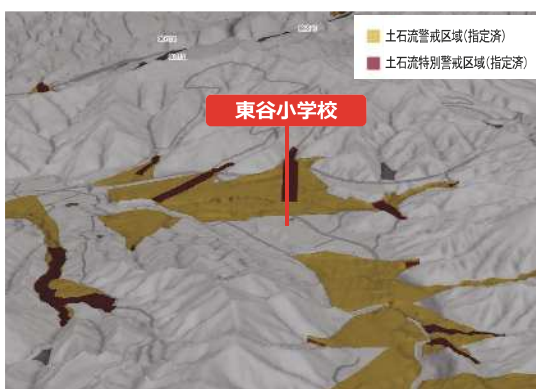


図 東谷小学校周辺（土石流）



図 土谷公民館周辺（急傾斜地）

出典：PLATEAU（国土交通省）

<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/17/23289.html>（東温市ホームページ ※「東温市 3D 都市モデル」で検索）

【洪水（想定最大規模）】

令和5（2023）年に愛媛県から新たに発表された重信川水系（県管理区間）の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図では、これまで安全とされていた区域での浸水想定が確認されています。

浸水区域は、市街化区域内にも指定されており、浸水深は概ね3.0m未満となっているものの、一部3.0m以上の範囲もあります。

これらの洪水浸水被害に対応するため、河川整備計画等による河川整備や適切な維持管理のほか、ハード・ソフト対策を官民連携で推進していく重信川流域治水プロジェクトの取組が進んでいます。

また、本市の緊急避難場所・避難所等について、国土交通省が公開しているPLATEAU等の新たな技術を用いて災害リスクを可視化し、防災意識の向上や防災に関する取組を促進する必要があります。

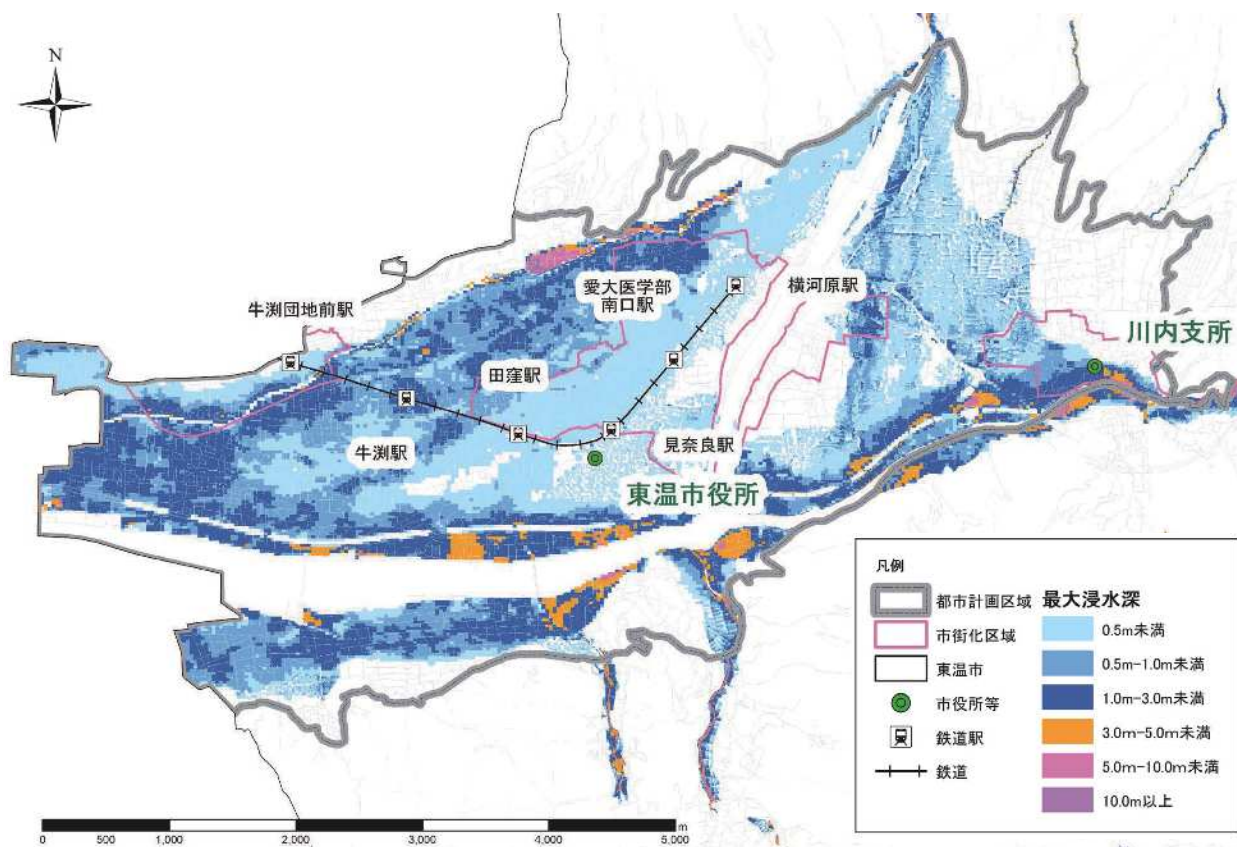


図 浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：洪水浸水想定区域図（愛媛県）



図 東温市役所周辺（浸水深）

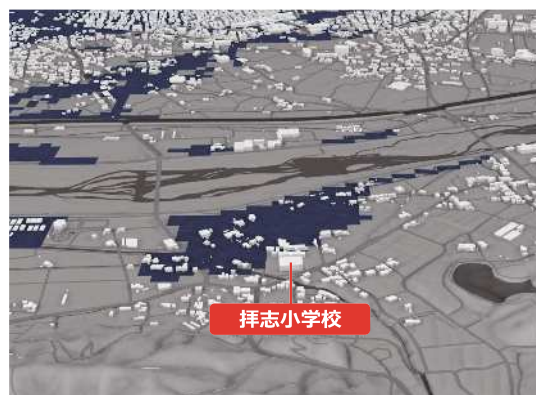


図 拝志小学校周辺（浸水深）

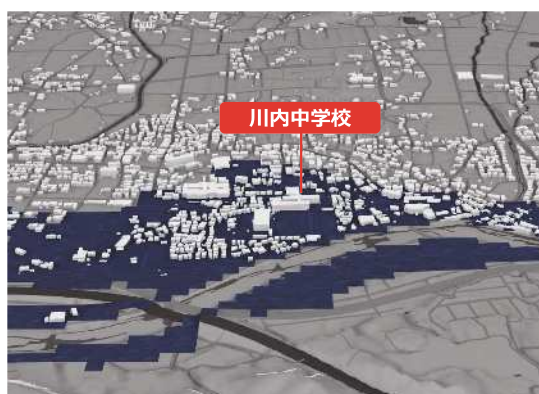


図 川内中学校周辺（浸水深）



図 南吉井小学校周辺（浸水深）

出典：PLATEAU（国土交通省）

<https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/17/23289.html>（東温市ホームページ ※「東温市 3D 都市モデル」で検索）

【ため池】

本市には、95 箇所の農業用ため池があり、そのうち 85 箇所が決壊により家屋や公共の施設に被害を及ぼすものとして指定されている防災重点農業用ため池となっています。

ため池の決壊等により浸水のおそれのある範囲は、平野部の市街地や既存集落にも広がっており、特に川内支所を含む東部の市街化区域の多くが、この範囲に含まれています。

ため池の決壊による被害は、建物の倒壊など甚大となる可能性が高いため、大地震等による決壊から満水の水が一気に氾濫した場合の浸水範囲、浸水深さ、浸水の到達時間や避難施設の場所を示した「ため池ハザードマップ(佐古ダムを含む。)」を市ホームページにて公開し、危険性の周知に努めています。

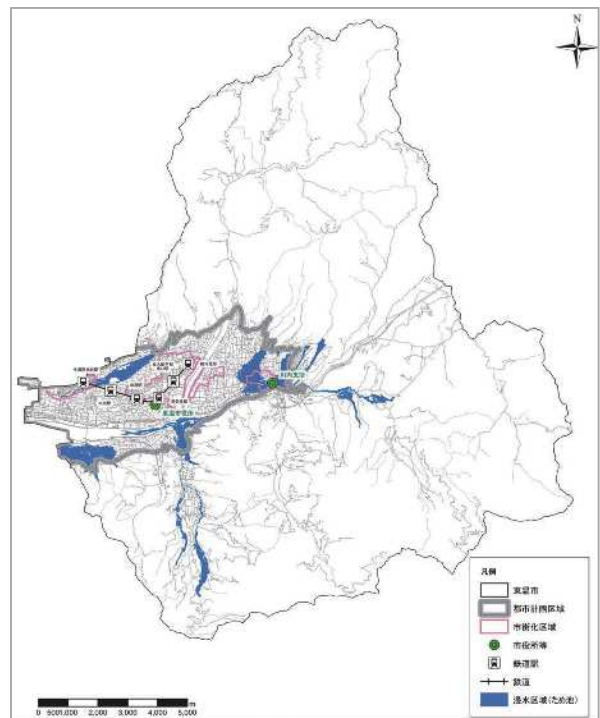


図 ため池浸水区域

出典：東温市ため池ハザードマップ（東温市）

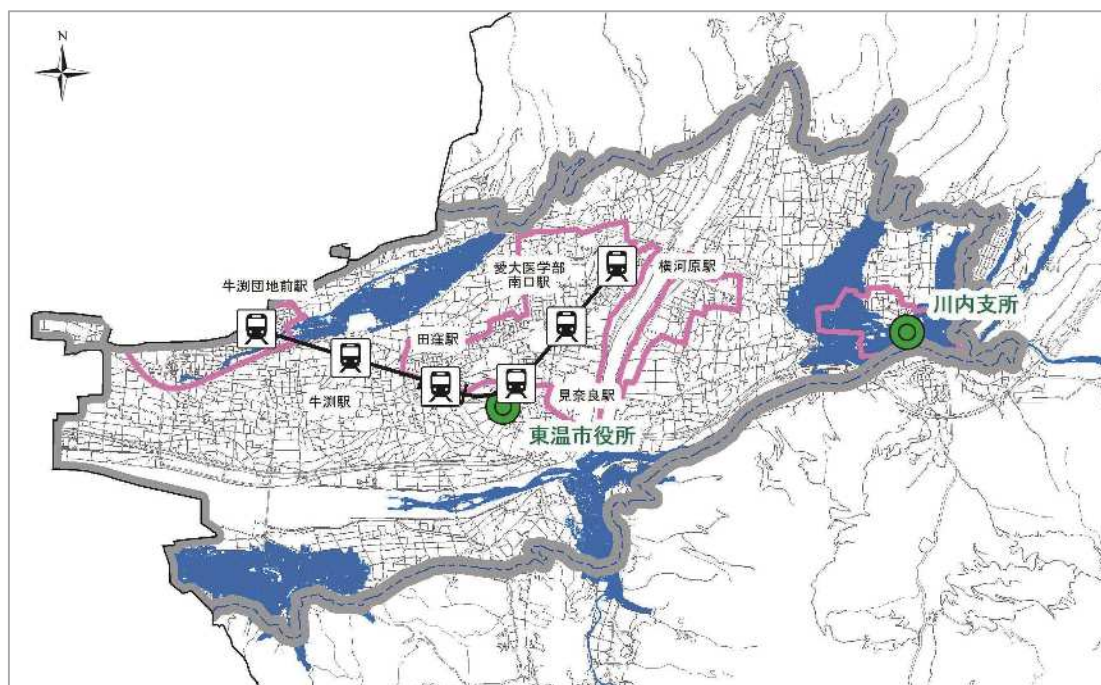


図 ため池浸水区域（都市計画区域内）

出典：東温市ため池ハザードマップ（東温市）

【地震】

本市の中央部には、中央構造線断層帯が川上断層・重信断層として2箇所確認されており、都市計画区域内の想定震度は、震度6強と予想されています。

地震想定については、千年に1度の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震など、東温市全域で大きな被害が想定されています。

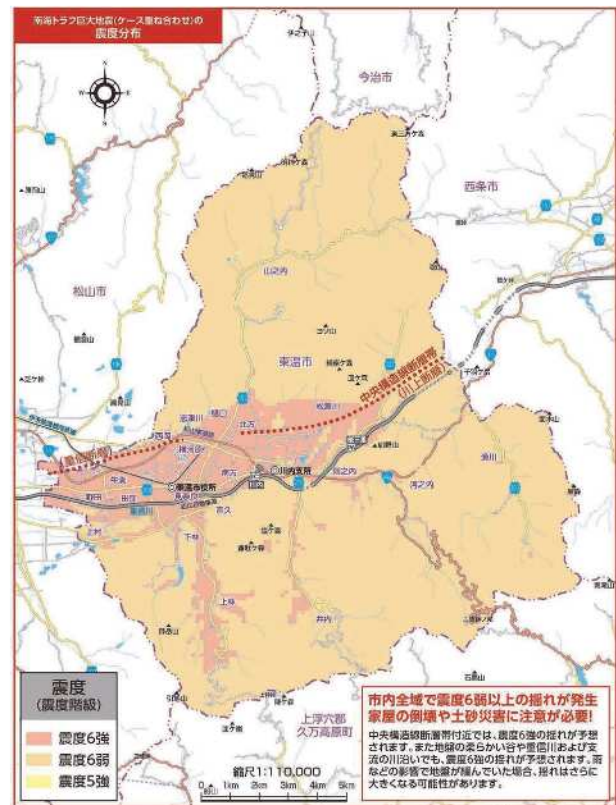


図 震度分布図

出典：愛媛県地震被害想定調査（愛媛県）



図 震度分布図 (都市計画区域内)

出典：愛媛県地震被害想定調査（愛媛県）

2) 災害履歴の整理

本市が誕生した平成 16(2004)年以降、台風や秋雨前線、梅雨前線による多くの被害が発生しています。

平成 29(2017)年以降は、風水害の発生頻度が高くなっています。

特に平成 29(2017)年の台風 18 号は、山之内地区が孤立するなど、多くの被害が発生しています。

表 主な災害履歴

年 月	原 因	被 害 概 要
平成 16 年 8 月	台風 21 号	住家被害 (一部破損 1 棟 1 帯 1 人、床下浸水 1 棟 1 世帯 4 人) がけ崩れ等 2 箇所、 農林水産業施設被害 (田、畑、農業用水路、農業用道路、林道) 公共土木施設等被害 (河川、砂防設備、道路) その他被害 (停電)
平成 16 年 10 月	台風 23 号	板戸地区に避難勧告 (対象世帯 44 対象人員 113) を発令し、県緊急援護物資 (毛布 200 枚) を要請 人的被害 (死者 1 人)、 住家被害 (全壊 1 棟 1 世帯 2 人、半壊 1 棟 1 世帯 2 人) がけ崩れ等 2 箇所 農林水産業施設被害 (農業用水路 1 箇所、林道 2 箇所、林地 10 箇所) 公共土木施設等被害 (河川 1 箇所、道路 1 箇所) その他被害 (停電、道路通行規制)
平成 23 年 9 月	台風 12 号	孤立集落 (皿ヶ峰公園滑川線の路面崩壊等による通行止めのため) 滑川地区 51 世帯 86 人 孤立集落 (増水により橋が流されたため) 山之内蔭地地区 3 世帯 5 人 自主避難 (山之内地区 1 世帯 2 名、河之内地区 1 世帯 6 名)、 土砂崩れ 1 箇所 (人的・物的被害なし)、 停電 (河之内、滑川、明河 151 戸) 道路通行規制 (全面通行止め) ○(国)11 号 西条市丹原町志川～東温市河之内 ○(国)494 号 東温市問屋～河之内 (黒森峠) ○(一)皿ヶ峰公園滑川線 東温市明河～河之内 ○(一)寺尾重信線 東温市藤之内～山之内 ○(一)美川川内線 東温市井内上～井内下 ○東温市道 山之内 1 号線 東温市山之内[土砂崩れ] ○東温市農道 東温市山之内[道路一部崩落]
平成 23 年 9 月	台風 15 号	孤立集落 (皿ヶ峰公園滑川線の路面崩壊等による通行止めのため) 滑川地区 49 世帯 83 人 自主避難 (滑川地区 3 世帯 4 名) 土砂崩れ 1 箇所 (人的・物的被害なし)、 停電 (河之内、滑川、明河 151 戸) 道路通行規制 (全面通行止め) ○(国)494 号 東温市問屋～河之内(郡界)〔連続雨量超過〕 ○(一)寺尾重信線 東温市藤之内～山之内〔連続雨量超過〕 ○(一)皿ヶ峰公園滑川線 東温市滑川〔路側崩壊〕 ○(一)美川川内線 東温市井内上～井内下〔連続雨量超過〕
平成 29 年 8 月	台風 5 号	滑川、河之内、西谷地区に避難準備・高齢者等 避難開始を発令 (対象：764 世帯 1,824 人) 農林水産業施設被害 (農業用水路 2 箇所) その他被害 (停電)
平成 29 年 9 月	台風 18 号	市内 10 地区に避難勧告を発令 (対象：2,187 世帯 5,171 人) 孤立集落 (山之内地区) 住家被害 (全壊 1 棟、床下浸水 6 棟) 農林水産業施設被害 (農地 7 箇所、農業用水路 3 箇所、農業用取水堰 1 箇所、農業用道路 3 箇所、林道 5 箇所) 公共土木施設等被害 (河川 1 箇所、道路 1 箇所) その他被害 (道路通行規制)

年 月	原 因	被 害 概 要
平成 30 年 7 月	台風 30 号 7 月豪雨	市内 9 地区に避難勧告を発令 (対象：2,053 世帯 4,872 人) 農林水産業施設被害 (農地 6 箇所、農業用水路 6 箇所、農業用道路 2 箇所、林道 2 箇所) その他被害 (道路通行規制)
平成 30 年 9 月	秋雨前線 による大雨	山之内地区、上林地区に避難勧告を発令 (対象：422 世帯 1,010 人)
平成 30 年 9 月	台風 24 号	市内 7 地区に避難勧告を発令 (対象：1,266 世帯 2,952 人) 住家被害 (床下浸水 3 棟) 農林水産業施設被害 (林道 1 箇所) 公共土木施設等被害 (河川 2 箇所、道路 1 箇所)
平成 30 年 10 月	台風 25 号	公共土木施設等被害 (河川 1 箇所)
令和元年 8 月	台風 10 号	公共土木施設等被害 (河川 3 箇所)
令和 2 年 7 月	梅雨前線	公共土木施設等被害 (河川 1 箇所、道路 3 箇所)

出典：東温市地域防災計画資料編、
東温市国土強靱化地域計画（東温市）

課題 5

災害リスク等を踏まえた土地利用計画及び都市施設の配置



防災に関する課題

- 災害に対する防止対策を適切に進めると共に、対策には限界があることを認識し、ハザード区域の周知など、市民への情報提供が重要となります。
- 特に命に直結する土砂災害リスクについては、危険性の高い地域から低い地域への居住誘導を促していく必要があります。
- 市街地の多くが、重信川水系の洪水浸水想定区域となっています。近年の異常気象に対応するためには、「重信川流域治水プロジェクト」等による官民連携での取組を進めていくことが必要となっています。
- 地震災害では、市街地を中心に震度 6 強、南海トラフ巨大地震ではそれ以上の震度が予測されています。建築物の耐震化や避難計画等の対策を講じる必要があります。
- 国、地方公共団体からのハザード情報は、精度向上によるリスクの可視化が進んでいます。周知された情報に従い、防災計画、避難計画などの見直しを適切に行う必要があります。

(9) 住民意向

本市が将来にわたって暮らしやすいまちであるために、令和5年にアンケート調査を実施し、住民の意向確認を行いました。

調査地域	本市全域
調査対象者	本市にお住いの18歳以上の住民2,000人
調査期間	令和5年7月3日～令和5年7月30日
回収数（回収率）	795部（39.9%）

1) アンケート調査集計結果

① 設問内容：年齢

回答者の年齢は、「70歳代」が26.0%と最も多く、次いで、「60歳代」「80歳代」と、若年層の回答が少ない傾向にあります。

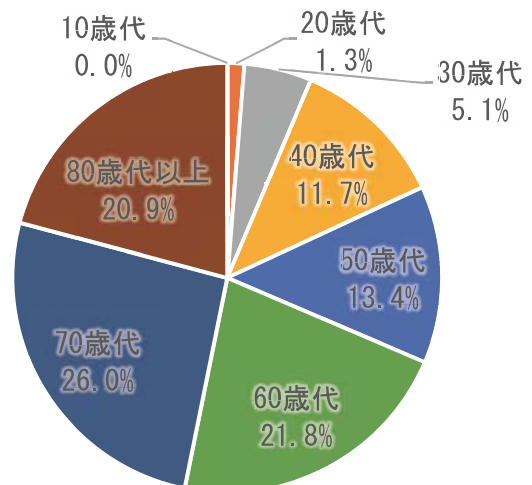


図 年齢

② 設問内容：居住地・居住期間

回答者が居住する区域は、「北吉井小学校区」「南吉井小学校区」「川上小学校区」が多く、約8割を占めています。

また、東温市での居住期間は、30年以上が6割、20年以上を合わせると7割を超えており、長く住み続けていただいていることが分かります。

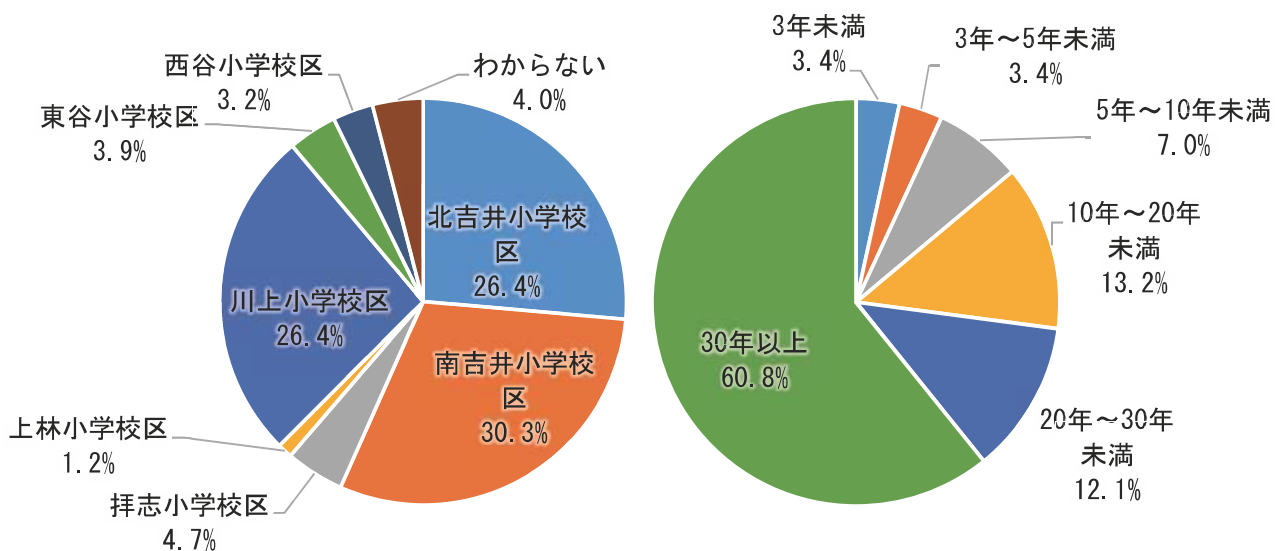


図 居住地

図 居住年数

③ 設問内容：生活行動

日常の買い物は、東温市内・近所の店舗を合わせると8割を超える人が、東温市内の店舗を利用しており、その多くが自動車を利用しています。

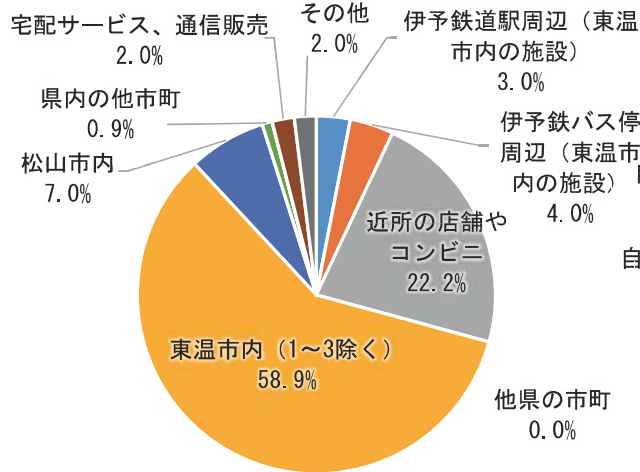


図 日常の買い物（場所）

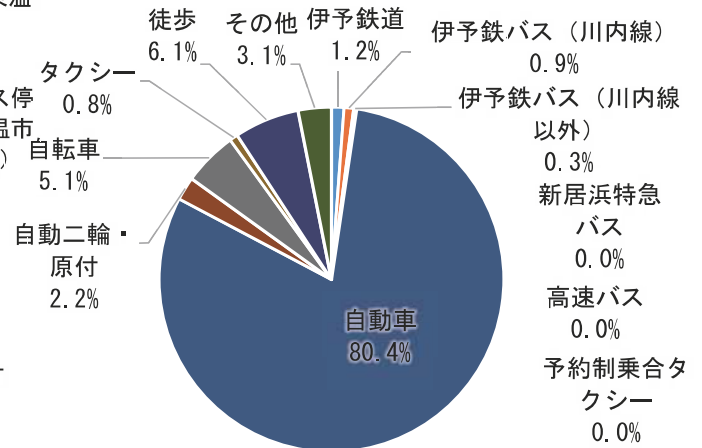


図 日常の買い物（移動手段）

④ 設問内容：鉄道の利用状況

「日常的に鉄道を利用する人（2～3回以上／週）」は、全体の5.3%、徒歩圏内10分未満では7.0～10.0%と、最寄り駅までの距離が近い場合は、利用率が高くなる傾向にあります。

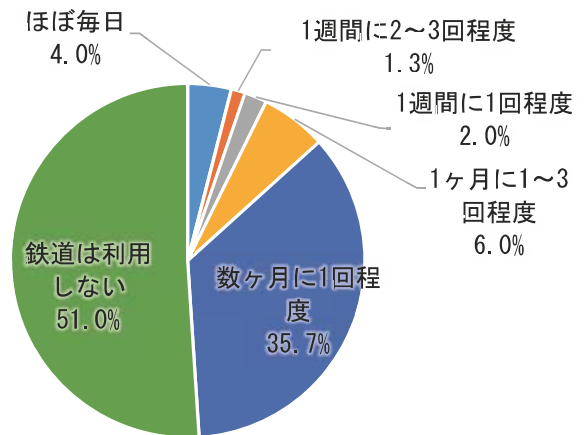


図 鉄道（利用頻度）

最寄り駅までの徒歩時間別の鉄道利用頻度

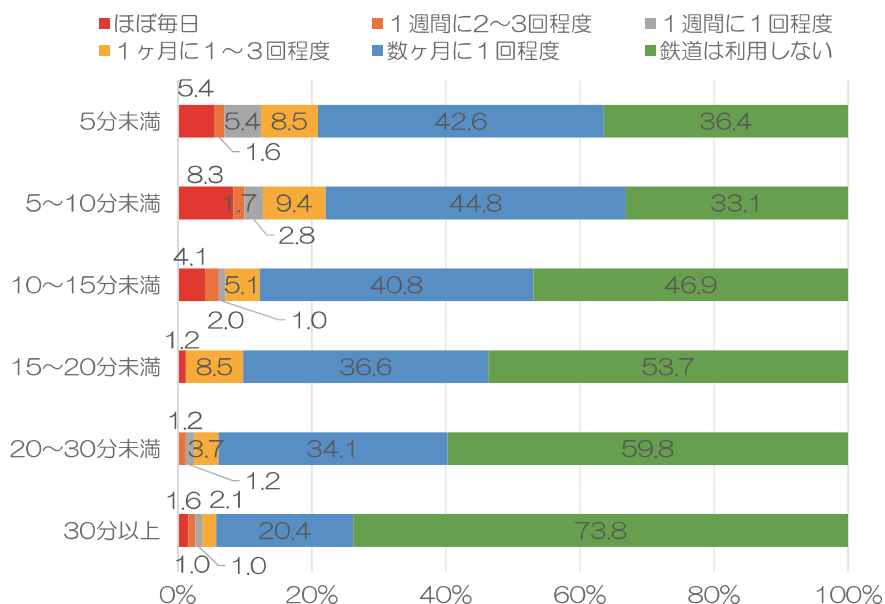


図 鉄道（利用頻度×徒歩時間）

⑤ 設問内容：路線バスの利用状況

「日常的に路線バスを利用する人（2～3回以上／週）」は、全体の6.0%、徒歩圏内10分未満では6.6～10.9%と、最寄りバス停までの距離が近い場合は、利用率が高くなる傾向にあります。

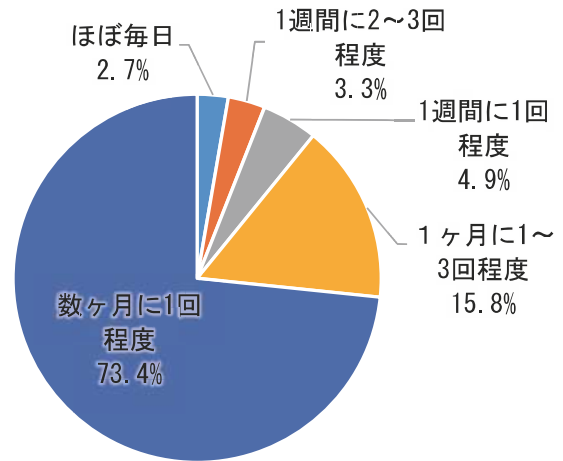


図 路線バス（利用頻度）

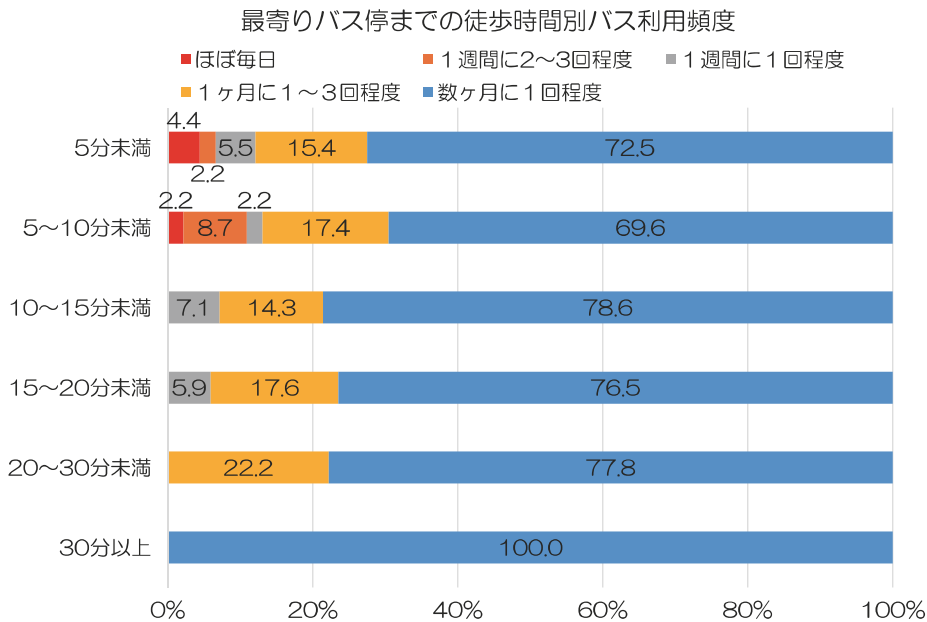


図 路線バス（利用頻度×徒歩時間）

⑥ 設問内容：住みやすさ

本市が住みやすいと感じている割合、また住み続けたいと思っている割合の両方が9割を超え、多くの人が住みやすいと感じています。

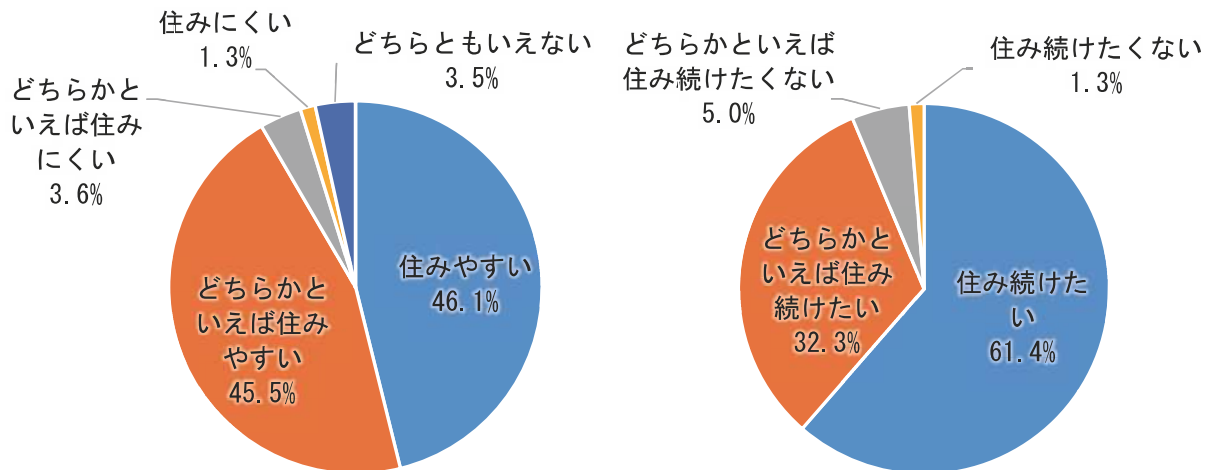


図 住みやすさ（現在）

図 住みやすさ（将来）

⑦ 設問内容：現状の満足度

まちづくりについての評価を見ると、「道路」「近隣市町へのアクセス」「鉄道サービス」「公園」「山並み・田園の景観」「上下水道の整備」「河川の水質」「近所つながり」「商業地の活性化」「快適な住宅地」の項目については、満足度の高い回答が多い傾向にあります。

不満という回答は、全体的に低い傾向にありますが、「歩道・自転車道」「駅・バス停周辺の駐車・駐輪場」などの交通環境や「横河原商店街」「身近な商店」「空き店舗対策」など身近にある商業施設の活性化、また、「住宅建て替え、リフォーム支援」「中古住宅流通」といった居住環境の改善といった項目への改善が求められていることが分かります。

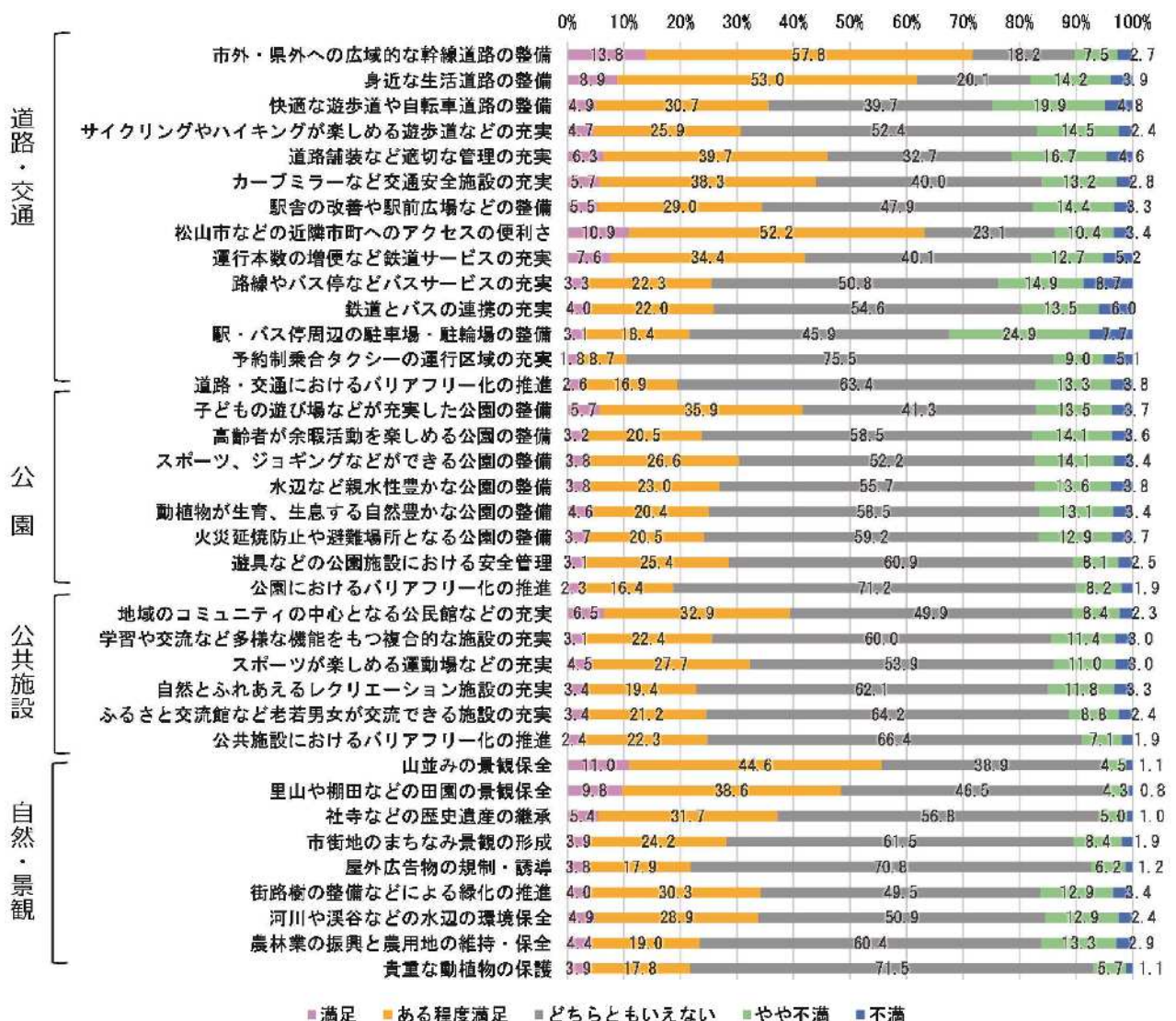


図 満足度（1）

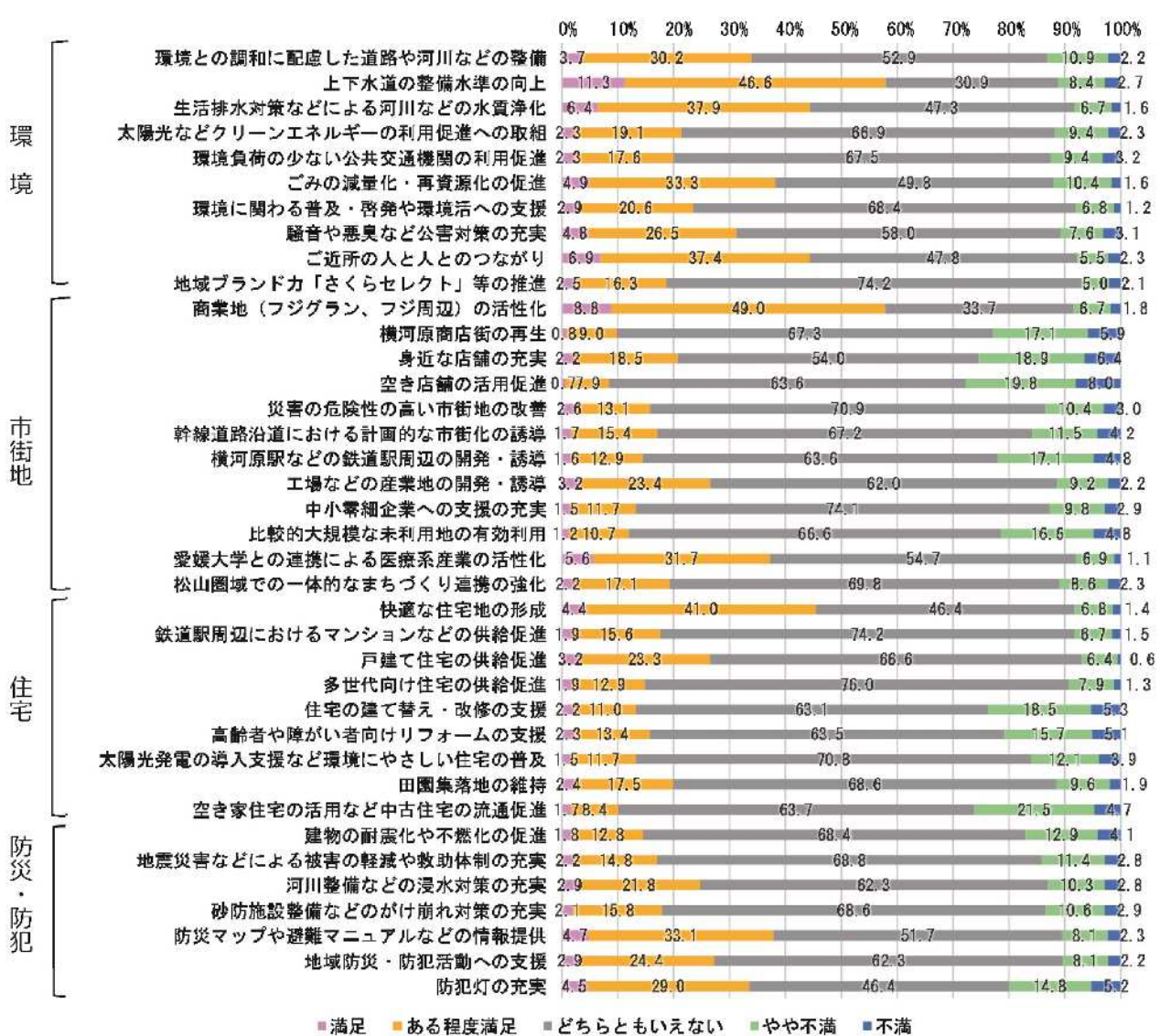


図 満足度（2）

⑧ 設問内容：まちづくり

今後のまちづくりの方向性として、「保健・医療・福祉」「安全・安心」「自然環境・景観」を重要と考える意見が多く挙げられました。

また、将来のまちづくりに対する不安では、「空き家問題」「耕作放棄地」「商業施設の減少」「地域等の衰退」が挙げられ、人口減少を起因とする地域社会の衰退について、多くの方が不安を感じていることが分かりました。

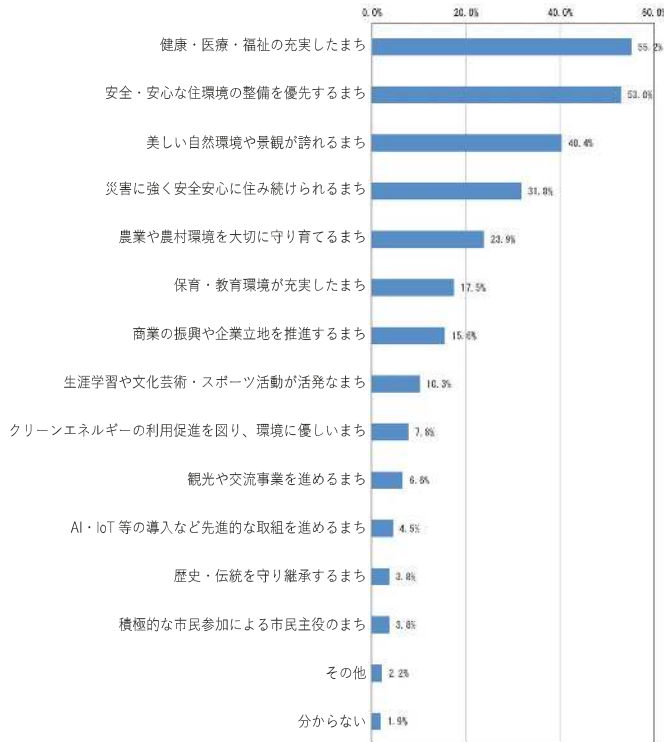


図 本市の今後のまちづくりの方向性

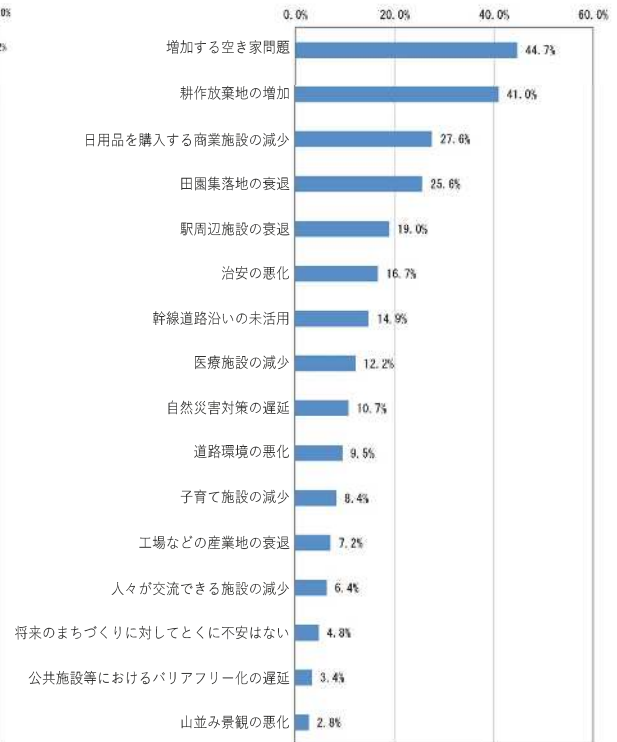


図 本市のまちづくりに対する不安

⑨ 設問内容：都市機能（施設）・居住誘導

都市の効率化のための都市機能及び居住誘導が必要と考える人及び行政サービスの種類や維持が必要であると考えの人が共に8割を超え、多くの方が持続可能なまちづくりが重要と考えています。

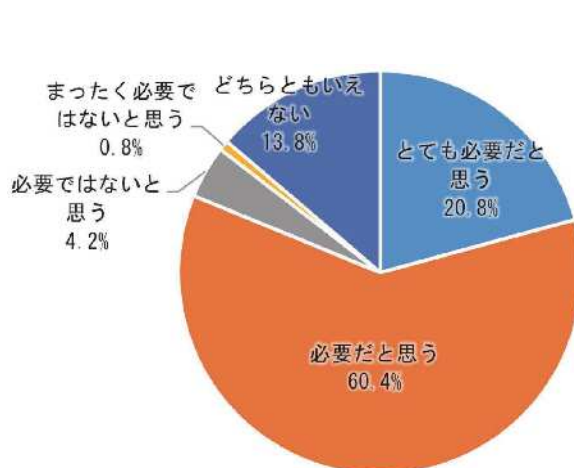


図 都市の効率化のための誘導

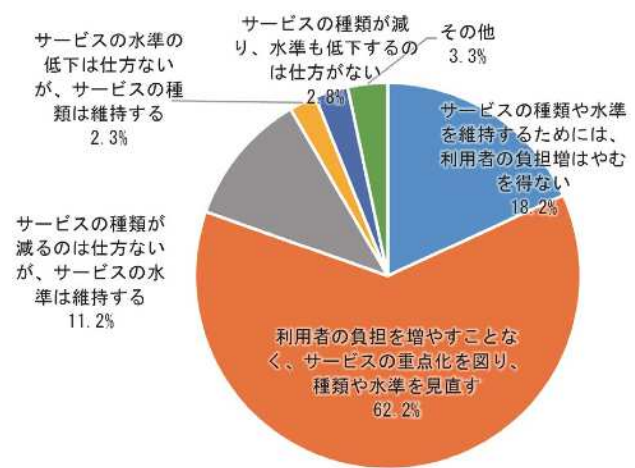


図 行政サービスの在り方

都市機能（生活利便施設）に関して、自宅及び職場周辺では、「食料品・日用品店舗」「医療施設」など、日常的・定期的に利用する施設が、また鉄道駅・バス停周辺及び幹線道路沿線では、「大型ショッピングセンター」「家電等の専門店」「レジャー施設」など、ある程度の頻度での車利用や家族での利用が想定される施設の要望が多く挙げられました。

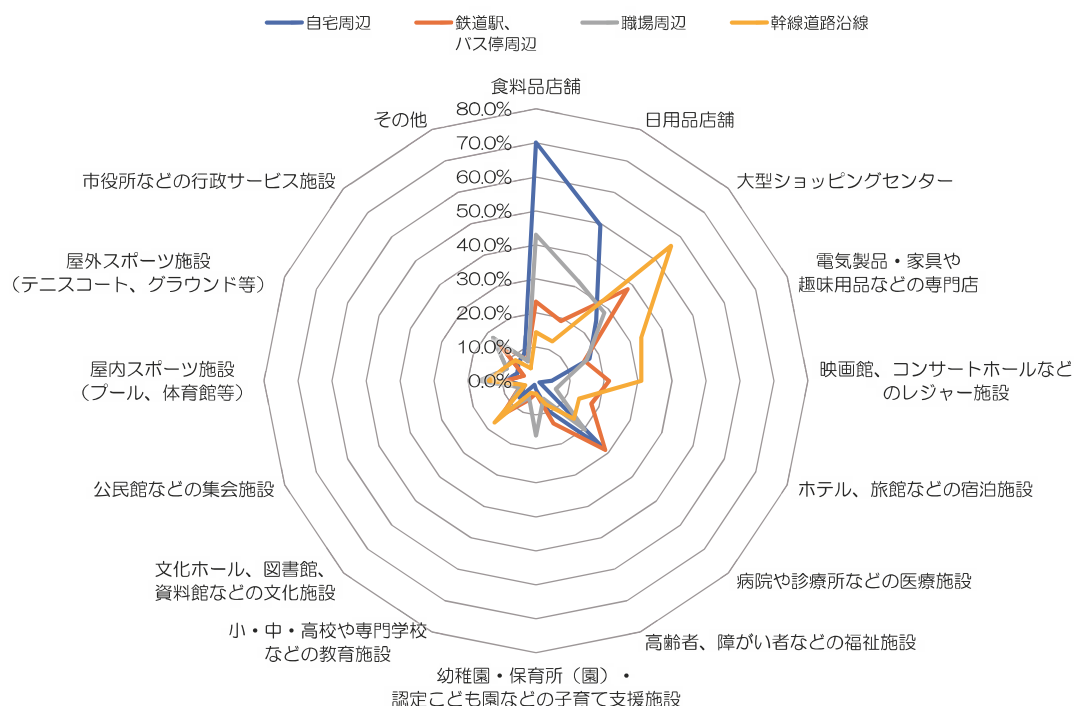


図 各地域の充実してほしい施設

⑩ 設問内容：定住化の促進

本市への定住化を促進するために必要な取組では、「医療・福祉の充実」「子育て支援の充実」「雇用促進・確保」「交通利便環境の充実」が重要であるとの意見が多く挙げられました。

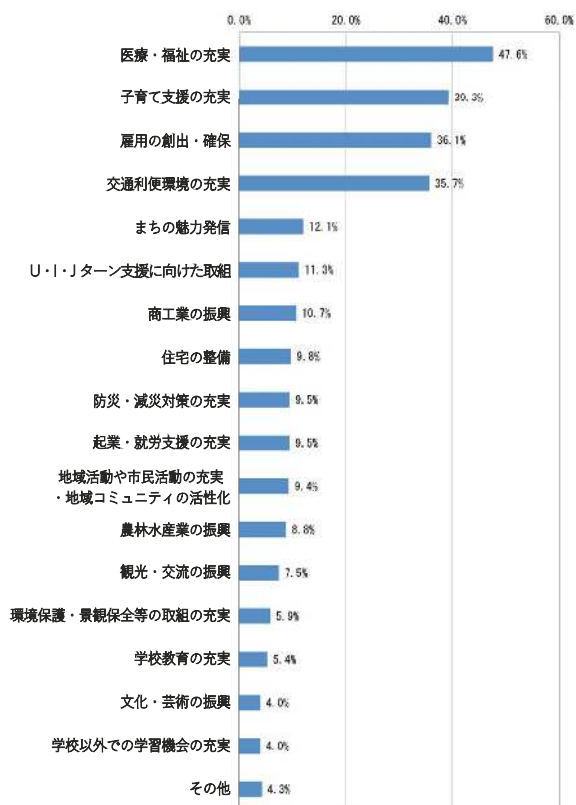


図 定住化の促進

2) アンケート調査集計まとめ

アンケート調査結果の内、本市全体の課題として考えられる内容は、以下のとおりです。

- 東温市に長く住み続け、住みやすい・住み続けたいとの意見が多く、道路環境や鉄道による近隣市町へのアクセス、緑豊かな環境、大型商業施設の立地、快適な住宅地整備などが評価されています。
- 日常生活においては、市内の施設利用が多くを占め、その移動手段は自動車利用率が高く、公共交通機関利用が低い状況です。
- 公共交通を日常的に利用する人は、全体の5～6%ですが、徒歩10分圏内では、7～10%と高くなる傾向にあります。
- まちづくりの方向性として、医療福祉、安全安心、景観環境など、安心して暮らせるまちづくりが需要であり、また不安要素として、人口減少に伴う地域の衰退（空き家の増加・耕作放棄地の増加など）についての意見が多く寄せられました。
- 生活利便施設の充実や行政サービスの維持など安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目指し、都市機能・居住誘導への理解が進んでおり、生活利便施設では、自宅周辺や公共交通周辺、幹線道路沿線など、その特性や利用用途に応じた施設の要望が挙げられています。

課題 6

多様化する住民ニーズにも対応できる都市構造の構築



住民意向から抽出された課題

- 今後も東温市に住み続けられるよう、更なる質の高い生活環境が構築するための取組を推進する必要があります。
- 誰もが快適に日々を過ごせるよう、過度に自家用車に頼らない環境を整える必要があります。
- 安心して暮らせるまちづくりを目指し、医療施設等との連携による地域医療体制の充実を図るなど、地域資源を活かした取組を強化する必要があります。
- 激甚化・頻発化する自然災害リスク等を考慮した適切な都市機能及び居住の配置を検討する必要があります。
- 啓発活動等のソフト面による防犯意識への醸成を図るとともに、防犯灯等のハード面による犯罪発生の防止を図る必要があります。

(10) まちづくりにおける課題への対応

「第1章 東温市の現況とまちづくりにおける課題」の各項目で整理した課題を解決するために、「第2章 全体構想」及び「第3章 地域別構想」で20年後を見据えた今後10年間のまちづくりの方向性を整理し、本市の更なる発展につなげます。

第2章 全体構想

1 まちづくりの基本理念と将来都市像

(1) まちづくりの理念

本計画では、第2次東温市総合計画の将来像である「小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市」と5つの政策目標を踏襲しながら、持続可能なまちの構造を目指します。

政策1 みんなが元気になる健康福祉のまち

政策2 安全で快適な社会基盤のまち

政策3 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

政策4 心豊かに学びあう文化創造のまち

政策5 みんなでつくる協働・自立のまち

図 第2次東温市総合計画の5つの政策

本計画のまちづくりの基本理念の5つのキーワードとして、「健康福祉」、「社会基盤」、「元気産業」、「文化創造」、「協働・自立」を掲げます。

様々な障壁が取り除かれ、みんなが健康に暮らせる笑顔があふれるまち「健康福祉」

安全・安心で生活の質（QOL）が高く、快適な生活環境が整うまち「社会基盤」

持続的に地域経済が成長・発展できる産業構造で形成されたまち「元気産業」

歴史の継承、時代の変化に適した東温スタイルにデザインした唯一無二のまち「文化創造」

みんなで支え合い、つくる、活力で満ち溢れる自立したまち「協働・自立」



図 まちづくりの基本理念

(2) 将来都市像

本計画のまちづくりの基本理念と本市の現況の課題を踏まえ、将来都市像を以下に示します。

『とうおん』らしさが人や地域を紡ぎ、 幸せな未来へとつなぐまち

～小さくても生活水準の向上と経済の活性化による快適な生活環境が整うまちづくりを目指して～

人が集い集落（地域）となって、その風土にあった歴史や文化を紡ぐことで、そこに住む人々の幸せが集まった「とうおん」というまちが形成されています。人口減少など地域の衰退が懸念される中、今まで以上に大切になっているその思いを、次の世代に引継ぎ、発展させながら未来に続くまちづくりを目指していきます。

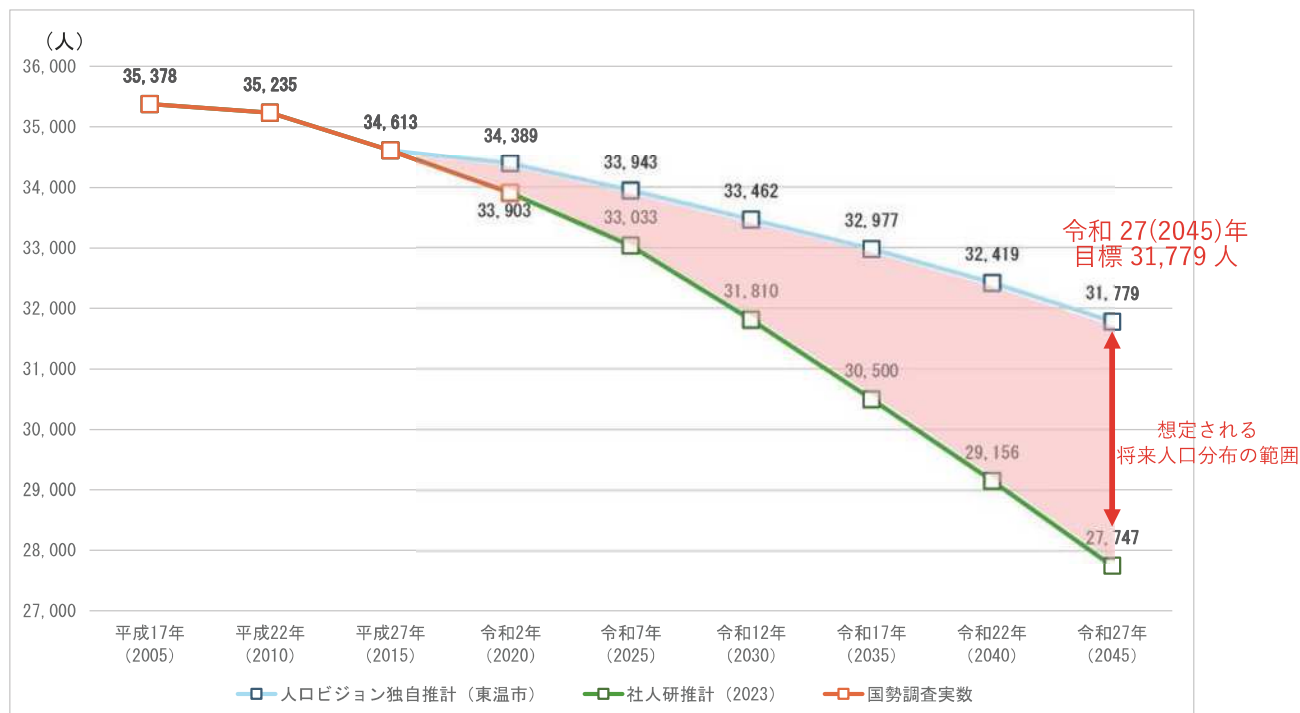
2 将来人口フレーム

東温市人口ビジョン（平成 27（2015）年）では、将来人口展望として令和 22（2040）年 32,419 人、令和 42（2060）年 29,956 人を目標と定めています。

本市における令和 2（2020）年度国勢調査の総人口は、33,903 人となっています。

推計において、今後も人口減少傾向が続くことが見込まれており、出生数や転入者の増加を促すための施策を検討していく必要があります。特に、災害の少ない立地環境や他都市への円滑な交通環境であるという利点を活かした産業の振興、快適な居住環境を創出させることにより、安定した人口構造になるようまちづくりを進めていくことが重要です。

このことから、本市の上位計画と整合を図り、計画満了期間の令和 27（2045）年には、31,779 人を目標人口とします。



3 まちづくりの目標

「第1章 東温市の現況とまちづくりにおける課題 1.東温市の概況」、「第2章 全体構想 1.まちづくりの基本理念と将来都市像」及び「第2章 2.将来人口フレーム」を踏まえ、まちづくりの目標を以下に示します。

■適切な居住誘導による効率的で持続可能な都市運営が確立したまちづくり

コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり



- ❖ 人口減少が予測される中、生活サービス施設や公共交通を維持するためには、安定した利用者を確保するため、各施設利用圏内の人口密度を一定以上保つ必要があります。そのため、公共交通沿線となる3つの市街化区域など、一定のエリアに居住を緩やかに誘導し、居住エリアと日常的に利用する生活サービス施設が身近なものとなるように、また、居住エリアとなる地域間を交通体系でつなぐ、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指します。

質の高い公共インフラ環境の整備



- ❖ 日常生活や社会経済活動を支える公共インフラは、その多くが更新の時期を迎えようとしているため、限られた財源の中でそのあり方を整理する必要があります。そのため、統廃合などの効率化を図りつつ、重要施設の適切な維持・更新を継続し、質の高い安定した生活環境を目指します。

まちづくり DX の活用



- ❖ 近年、デジタル技術の活用により、都市の様々なデータ（人流データ等。）を収集・分析することが可能となっており、本市でも積極的な活用を行う必要があります。こうした様々なデータを交通・エネルギー・公共サービス等に活用するスマートシティの取組を推進し、住民生活の質の向上を目指します。

■拠点間や地域間をつなぐ道路・交通体系が整備されたまちづくり

歩いて暮らせる環境の整備



- ❖ 現在の交通分担率は、自家用車が高い比率を占めていますが、高齢化に伴う運転への不安や運転免許返納者の増加など、今後は、自家用車に過度に頼らない環境を整える必要があります。そのため、高齢者や児童などの交通弱者にもやさしい、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

アクセス性の高い道路体系の整備



- ❖ 本市の幹線道路は、国道 11 号や県道、高速自動車等により、愛媛県内外の主要都市との交通アクセスに優れた環境にあり、それら幹線道路を補完する道路網と相まって、日常生活に必要な施設へのアクセスの容易さ、物流や企業誘致の促進による地域経済活動の発展など、重要な役割を担っています。引き続き、道路整備の促進や適切な管理により、都市の更なる利便性の向上と歩道整備などの安全対策を図り、アクセス性の高い道路体系が整うまちづくりを目指します。

公共交通機関を主軸とした環境整備



- ❖ 公共交通機関は、都市間や地域間をつなぎ、地域経済・交流などのまちの活性化を図る上で、重要な役割を担っており、今後も公共交通機関の充実を図る必要があります。そのため、快適で利便性の高い都市空間を維持するためにも、目的地に公共交通機関で移動できる環境が整うまちづくりを目指します。

■地域活力のあふれる快適な都市空間で形成されたまちづくり

適切な都市機能の誘導・集約



- ❖ 公共施設や商業施設など、都市機能の集積が見られる地域では、鉄道駅、路線バスとのアクセス向上や生活利便サービスの多様なニーズに応じた都市機能の拡充を図る必要があります。そのため、公的資産の有効活用や民間投資の誘導等による拠点地域の都市機能強化を図りながら、質の高い空間づくりを目指します。

既存施設等を活用した都市景観の形成



- ❖ 土地区画整理事業や地区計画など、都市計画及び景観計画により住民のニーズを反映した都市景観の形成を図り、魅力的なまちづくりを進めてきましたが、開発から一定期間を経過した市街地や郊外にある既存集落では、人口減少に伴う空き家や未利用地の増加も見られるようになり、適切な対策を講じる必要があります。そのため、市街地再整備などによる景観整備や、官民連携による地域資源としての空き家等の利活用を促進し、既存施設等を活用した魅力あるまちづくりを目指します。

発展し続ける産業構造の形成



- ❖ 広域交通の利便性を生かした産業用地の整備により、唯一性の高い個性的なもののづくり産業が集積する地域では、その環境を守っていく必要があります。そのため、産業拠点として操業環境の保全を図ると共に、国道 11 号沿線、高速 IC 周辺を中心として利便性の高い地域を新たな産業拠点ととらえ、発展し続ける産業構造で構築されたまちづくりを目指します。

■東温独自の地域資源を生かした交流空間が形成されたまちづくり

豊かな自然環境を継承



- ❖ 石鎚山系をはじめとした山間部とそこから流れる河川周辺には、自然豊かな環境と魅力ある景勝地があり、憩いの場として市内外から多くの方が訪れています。この環境を守るとともに魅力を発信するため、交流の場としての情報発信を通じた自然環境の保全に関する意識醸成を図り、豊かな自然を継承するまちづくりを目指します。

都市部と集落部の共存



- ❖ 風光明媚な原風景は、農村集落を形成してきた地域の担い手により、伝統・文化と共に守られてきました。これらの農村集落の持つ景観や防災などの多面性は、地域全体の安全・安心だけでなく、潤いのある都市空間を形成してきましたが、農業従事者の減少に伴い、農地の保全や伝統・文化の継承が年々難しくなっており、対策を講じる必要があります。これら個性豊かな地域の資源を維持するため、農業に興味を持つ若者の参画や組織化などの農業振興施策、都市計画及びその他施策との連携を図り、都市部と集落部が共存できるまちづくりを目指します。

交流人口を呼び込む環境整備



- ❖ 重信川水系の水辺空間、山間地及び観光拠点には、四季折々の自然が楽しめるサイクリングコース等のほか、市内外の人が魅力とを感じる地域資源が存在します。引き続き、自然を楽しめる河川敷公園の整備、良質の泉質と評価をいただいている温泉施設の拡充、日本で唯一の地域拠点型劇場の魅力発信などを推進し、観光資源を活用した交流人口の拡大や地域活性化の促進による個性と魅力あるまちづくりを目指します。

■安全で安心して暮らすことができる環境が整うまちづくり

激甚化する自然災害に対応できる基盤整備



- ❖ 本市には 747 箇所の土砂災害警戒区域等が存在します。また、新たに発表された重信川水系の想定最大規模による洪水浸水想定区域では、これまで想定されていなかった区域での浸水が確認されるなど、これまで以上に災害対策に取り組んでいく必要があります。そのため、河川整備や砂防施設整備といったハード対策と並行して、安全な地域への誘導などを促進し、激甚化する自然災害に対応できるまちづくりを目指します。

人命を守るための総合的な社会基盤の構築



- ❖ 近年発生している台風や秋雨前線、梅雨前線は多くの被害を引き起こし、また想定されている大地震により建築物の倒壊やため池の決壊による浸水などが懸念されるなど、住民の安全を守るためには、これまで以上に耐震化や避難計画等の対策を講じる必要があります。そのため、建築物の耐震化や浸水対策、被害拡大を抑えるため空き家の除去や利活用を促進するなど、人命を守るための総合的なまちづくりを目指します。

市民が安心して暮らせる環境整備



- ❖ 安全で安心して暮らすためには、河川整備や耐震化といったハード対策だけでなく、市民が自ら活動する地域の災害リスクを正しく把握し、災害発生時に正しく行動することが必要です。また、日常時も安心して暮らすため、犯罪発生を抑止するための取組が必要です。そのため、ハザード区域の周知、自主防災組織、避難訓練といった普段から災害を意識した活動の促進や、ハード・ソフト両面から防犯対策を図るなど、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(1) SDGs との関連性

「第 1 章 東温市の現況とまちづくりにおける課題 1.東温市の概況」と「第 2 章 3.まちづくりの目標」との関係性を以下に示します。

【まちづくりにおける課題】		【まちづくりの目標】					SDGs への対応
課題番号	課題概要	適切な居住誘導による効率的で持続可能な都市運営が確立したまちづくり	拠点間や地域間をつなぐ道路・交通体系が整備されたまちづくり	地域活力のあふれる快適な都市空間で形成されたまちづくり	東温独自の地域資源を生かした交流空間が形成されたまちづくり	安全で安心して暮らすことができる環境が整うまちづくり	
課題 1	市街地の連携と豊かな原風景が残る持続可能な社会基盤の形成	●		●	●		 
課題 2	地域活性化のための産業振興と農業生産基盤の強化	●		●	●		    
課題 3	地域活力の創出と環境との調和に配慮した開発計画の推進	●		●			  
課題 4	全ての住民が生活しやすい都市基盤の構築	●	●		●		    
課題 5	災害リスク等を踏まえた土地利用計画及び都市施設の配置					●	 
課題 6	多様化する住民ニーズにも対応できる都市構造の構築	●	●	●		●	  

序章

第 1 章

第 2 章

全体構想

第 3 章

中央市街地

西部市街地

東部市街地

田園集落共生地

山間保全地

第 4 章

資料編

(2) まちづくりの目標に対応するSDGsの取組一覧

SDGsの取組		
ゴール		ターゲット
	2. 飢餓をゼロに	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	3. すべての人に健康と福祉を	3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	6. 安全な水とトイレを世界中に	6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 6.3 2030年までに汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	8. 働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	11. 住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

S D G s の取組		
ゴール		ターゲット
	13. 気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	15. 陸の豊かさも守ろう	15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	16. 平和と公正をすべての人に	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

序章
第1章
第2章
全体構想
第3章
中央市街地
西部市街地
東部市街地
田園集落共生地
山間保全地
第4章
資料編

